

平成 19 年度林野庁補助事業  
違法伐採総合対策推進事業

合法性・持続可能性証明木材供給事例調査  
インドネシア・マレーシアにおける  
合法性証明の実態調査  
報 告 書

平成 20 年 3 月

社団法人 全国木材組合連合会  
違法伐採総合対策推進協議会

## はじめに

本報告書は、平成 19 年度違法伐採総合対策推進事業において、わが国への主要木材輸出国における合法性・持続可能性証明木材の供給事例を調査し、わが国の合法木材供給体制の整備に資することを目的として行われた調査の報告書であり、インドネシア及びマレーシアを対象としている。

調査は、財団法人地球・人間環境フォーラム（所在地：東京都文京区本郷）が実施したもので、本報告書は、インドネシア（第 1 編）とマレーシア（第 2 編）から構成されている。インドネシアについては、当国の合法性検証の取組みについて評価機関、林業省関係者、業界団体関係者、現地 NGO 等からの聞き取りをもとに行った。また、マレーシアについては、関連文献の調査および当国の政府関係者、木材業界関係者、現地 NGO 等からの聞き取りをもとに行った。

本報告書が、わが国の当該地域との木材貿易における合法性・持続可能性証明木材の調達について検討する際の参考資料になれば幸甚である。そして、わが国の違法伐採対策の推進に寄与し、さらには木材輸出国における合法木材の生産・供給体制の整備の一助となればこれに勝る喜びはない。

最後に、本報告書の作成にあたってご協力いただいた各方面の皆様にあらためて感謝申し上げます次第である。

2008 年 3 月

社団法人全国木材組合連合会  
会長 庄司 橙太郎

## 目次

調査概要（サマリー）	v
<b>第1編 インドネシア</b>	
調査概要	1
略語表	2
1. TLAS 導入を検討するインドネシア政府の違法伐採への取組み	4
1.1. TLAS とは	4
1.2. TLAS 導入の検討が始まった背景	4
1.3. TLAS のこれまでの進捗状況	6
1.4. TLAS 策定にあたる担当者	7
1.5. 現時点でのTLAS の内容	8
1.5.1. TLAS が求める合法性、木材合法性検証基準（SVLK）について	8
1.5.2. TLAS 制度構築・組織構成の案	9
1.5.3. TLAS が合法性を担保する範囲	11
1.6. TLAS の今後の展開予想	12
2. 独立審査機関（LPI）調査について	12
3. 地方政府による木材伐採モラトリアム	16
4. まとめ	17
参考・引用文献	19
付録	20
<b>第2編 マレーシア</b>	
調査概要	23
略語表	24
1. マレーシアの森林・林業の概要	26
1.1. マレーシアの森林概況	26
1.2. マレーシアの林業概況	27
1.2.1. 木材・木材製品生産	27
1.2.2. 加工産業の状況	28
1.2.3. 木材輸出状況	29
1.3. マレーシアの林業、木材産業と日本市場	30
2. マレーシアの森林関連法規と森林管理体制の概要	33
2.1. マレーシア連邦の森林政策	33
2.1.1. 国家林業政策と国家林業法の制定	34
2.1.2. 現在の林業政策	35
2.2. マレーシア連邦の森林管理体制	37

2.3. 半島部の森林管理体制	38
2.3.1. マレーシア統一システム	39
2.3.2. 択伐管理システム	39
2.4. サバ州の森林関連法規と管理体制	42
2.4.1. サバ州の森林関連法規	43
2.4.2. サバ州の森林管理体制	45
2.5. サラワク州の森林関連法規	50
2.5.1. サラワク州の森林関連法規体系	50
2.5.2. サラワク州の森林管理体制	56
3. マレーシア政府、その他セクターの持続可能性への取組み	63
3.1. 森林法の施行・ガバナンス・貿易に関するEU 行動計画	63
3.2. マレーシア政府の取組み	64
3.3. 業界の取組み	65
3.4. 主要な認証制度について	67
3.4.1. マレーシア木材認証協議会 (MTCC)	67
3.4.2. 森林管理協議会 (FSC)	68
3.5. その他の主要な自主的イニシアティブ	70
3.5.1. 熱帯林トラスト	70
3.5.2. グローバル森林トレードネットワーク	71
3.5.3. スマートウッド	72
3.5.4. Certisource	72
3.5.5. GFS	73
4. 現行法制度および認証制度などの課題	74
4.1. 合法性の信頼性に関する課題	74
4.1.1. 違法伐採の現状	74
4.1.2. 国境付近の密輸問題	75
4.2. 持続可能性に関する課題	80
4.2.1. 永久保存林の脆弱性	80
4.2.2. 環境影響評価の信頼性	81
4.2.3. 合法的な皆伐施業丸太	83
4.3. 社会的な配慮に関する課題	84
4.3.1. 先住慣習権の解釈をめぐる問題	84
4.3.2. 先住民族の権利に関する国連宣言	87
5. まとめ	88
5.1. まとめ	88
5.2. 提言	88
参考・引用文献	90
付録	92

## 図表一覧

### 第1編 インドネシア

表 1-1	A legality Standard for Timber Products from Indonesia の 7 原則	5
表 1-2	TLAS の進捗状況	6
表 1-3	監督委員会の構成メンバー (SK 183/Menhut-II/2007 の通り)	7
表 1-4	木材合法性検証システム制度構築作業部の構成メンバー (SK.53/II-KUM/2007 の通り)	8
表 1-5	木材合法性基準 (SVLK Ver3.2) の原則、基準、指標について	9
表 2-1	LPI 審査が用いる「管理単位における持続可能な生産天然林管理(PHAPL)基準、指標」	14
表 2-2	LPI、LEI の指標数の比較	14
図 1-1	TLAS 管理機関構成	10
図 1-2	TLAS 導入後の BRIK の役割	11
図 1-3	TLAS の今後の展開予想	12

### 第2編 マレーシア

表 1-1	マレーシアの土地利用	26
表 1-2	森林地域の内訳	26
表 1-3	各地域別の加工工場数 (2004 年)	29
表 1-4	マレーシアにおける日本農林規格 (JAS) 認定工場一覧	32
表 2-1	人工造成プログラムの対象地	36
表 2-2	半島部の森林タイプ一覧	38
表 2-3	択伐管理システムに基づく林業施業の流れ	39
表 2-4	サバ州森林法に規定された森林区分一覧	44
表 2-5	林業計画策定の流れ	45
表 2-6	低負荷伐採 (RIL) ガイドラインに基づく施業の流れ	47
表 2-7	サラワク州の森林タイプについて	53
表 2-8	サラワク州の土地に対する法整備の流れ	54
表 2-9	1948 年土地区分法における土地区分の一覧	55
表 2-10	伐採方法ごとのプラスチックタグの色とその用途	59
表 2-11	サラワク州における伐採地から輸出までの諸手続きの流れ	62
表 3-1	MTCC 認証林一覧	67
表 3-2	FSC の原則と指標	68
表 3-3	FSC 認証森林一覧	69
表 3-4	MFTN のメンバー一覧	71
表 4-1	2004 ~ 2006 年における永久保存林と州有地林における違法伐採の状況	75
表 4-2	2006 年までに確認されたサラワク州と西カリマンタン州間の密輸ルート	77
表 4-3	各地域の伐採後のトレーサビリティ管理について	83

図 1-1	1995～2005年のマレーシアの各製品の生産量推移	28
図 1-2	マレーシアの木材・木材製品輸出量推移と仕向先(1995～2004年)	29
図 1-3	仕向先別の木材・木材製品輸出(2004年)	30
図 1-4	日本の南洋丸太輸入量推移(1997～2006年)	31
図 1-5	日本のインドネシア産とマレーシア産の合板、製材輸入量推移(2003～2006年)	31
図 2-1	マレーシア憲法に基づく森林関連法規の体系	33
図 2-2	マレーシア連邦の森林・林業管轄機関の関係図	37
図 2-3	サバ州の森林行政構造	43
図 2-4	デラマコ森林管理単位の位置	46
図 2-5	サラワク州の森林行政構造	50
図 3-1	自主的二国間協定の仕組み	63
図 3-2	MTCC 認証木材の輸出先と製品別割合	68
図 3-3	サバ州における FSC 認証取得予定の州林業局直営森林について	70
図 4-1	現状における課題の概要	74
図 4-2	最近のインドネシア - マレーシア間の密輸ルート	76
図 4-3	カプアスフル県の違法伐採と密輸ルート	79
図 4-4	各地域の永久保存林と州有地林における生産量の推移(1995～2005年)	81
図 4-5	スラン・リナウ森林管理単位の境界とブナン人テリトリーの境界について	85
図 4-6	サラワク州の州有地林の分布と先住民族との係争地	86
写真 2-1	境界木のマーキングの様子(ヌガラ・スンピラン州)	41
写真 2-2	切り株へのタグ付けの様子(ヌガラ・スンピラン州)	41
写真 2-3	低負荷伐採施業の様子	49
写真 4-1	マレーシア、クアラリンギ(Kuala Linggi)港に密輸され荷揚されるインドネシア産製材	76
写真 4-2	国境線沿いにトラックをつけて木材を載せかえる様子(ブンカヤン県)	78
写真 4-3	オートバイで違法伐採材を密輸する様子(ブンカヤン県)	78
写真 4-4	貯木場の様子(左)と偽造書類(左)	79

## 調査概要(サマリー)

### マレーシア

#### (1) 調査内容

マレーシアにおける合法性証明の実態を明らかにするため、①森林の概要、②連邦政府と各州政府、それぞれの森林政策、森林法、森林管理体制の概要、③合法性証明の取組み、④持続可能性への取組みと主要なイニシアチブ、⑤現行法体制や持続可能性への課題を調査し、今後の取組みの方向性について提言を行った。

#### (2) 調査結果概要

##### ア. 森林概要

① 森林率は 59%。パームやゴムなど樹木作目が 16%。森林における 75%は生産林、25%が保護林。また国家林業政策に基づく永久保存林が 73%、州所有の州有林地が 27%。

② 人工造林推進とパーム油農園拡大政策により、天然林は減少傾向にある。

##### イ. 連邦政府と各州政府の森林政策、森林法、森林管理体制の概要

① 憲法にて土地、森林などは州マターと規定。したがって各州が独自の森林政策、森林法を持つ。管理体制は半島部 8 州はほぼ連邦政府の直轄経営、サバ州とサラワク州は別。

② 管理体制も半島部、サバ州、サラワク州とでそれぞれ異なる。

③ 半島部、サバ州、サラワク州とも、独立前の憲法や法律の名残がある。特にサラワク州はその名残により様々な問題を内包している。

##### ウ. 合法性証明の取組み

① 各地域とも、トレーサビリティの確保できるシステムが確立している。半島部とサバ州は択伐システム(SMS)により切り株まで遡ることができる。サラワク州は最小林班単位で管理している。仕向先によってタグの色を変えている

② 下流の輸出手続きについては、半島部とサバ州は連邦の機関であるマレーシア木材産業庁が管理し、サラワク州は独自の州有公社であるサラワク木材産業開発公社が管理している。

##### エ. 持続可能性への取組みと主要なイニシアチブ

① EU の違法伐採対策、EU-FLEGT によるマレーシアとの二国間協定締結に向けて議論が進められている。

② 国内認証機関 MTCC と世界的な認証機関 FSC とがある。MTCC は半島部の森林のほとんどを認証済み。サラワク州に 1 件。CoC 認証は 112 件。FSC は、半島 2 件、サバ 2 件。CoC 認証は 66 件。サラワク州は認証には否定的。

③ 段階的アプローチや第三者合法性検証などのサービスを提供する MFTN(WWF-GFTN)、TFT、GFS、Smart wood など複数のコンサルタントが活動。

##### オ. 現行法体制や持続可能性への課題

① 合法性の信頼性に関する課題として、違法伐採の現状と国境付近の密輸問題を調査。違法伐採は法規制強化により、検挙数は減少傾向にあり、管理の範囲内と考えられる。しかし、密輸問題は、ラミンから他の樹種に変わったり、新たなルートが開拓されたりで依然問題である。特にサラワク州と西カリマンタン間の陸路での密輸は要注意である。

② 持続可能性に関する課題として(i)生物多様性や森林生態系に著しく負荷をかける合法的な皆伐施業による丸太の選択的排除法、(ii)永久保存林の法的な脆弱性、(iii)環境影響評価の信頼性について調査した。

(i) 丸太であれば、理論的にトレーサビリティが確保できる可能性があり合法的丸太を選択できる。しかし製品は混入してしまうので不可能。

(ii) 国家林業法における規定がゆるく、容易に指定を外し、州有林地に区分を変更することが可能なため、永久保存林は必ずしも「持続可能」ではない。

(iii) 500ha を超えるような大規模な森林開発には環境影響評価が必要だが、その内容と信頼

性に疑問があり、先住民族との係争事例が多い。

- ③ 社会的な配慮に関する課題として先住民族と政府・企業との間で先住慣習権の解釈をめぐる問題を調査。マレーシア全土で、先住民族が訴訟を起しているケースが見られるが、特にサラワク州で多く、現在 150 件ある。先住慣習権の解釈において、州政府は先住民族のなかでもマジョリティのビダユヤイバンへの対応はしているが、マイノリティであるプナンなどへの対応は厳しい。一方で、先住民族の権利に関する国連宣言が世界 144 カ国の合意を得て採択された。この合意文書により、今後の先住民族への対応如何によっては人権侵害として公式に国際問題化する可能性も出てきた。

#### カ. 提言

(日本政府へ)

- ① 日本の政府木材調達基準において合法性にとどまらず持続可能性の定義を明確にし、人工林造成や他用途転換について、科学的調査結果に基づいた適正な数値目標の公表等を要請する。
- ② 国連宣言を受け、国際社会の合意事項となった「先住民族への配慮」について批准した責任を十分に果たすべく、マレーシア産木材を含む調達する木材に関する十分な社会的配慮を促進。
- ③ マレーシアーインドネシア間の密輸は依然問題視する必要がある。合法性の信頼性を高めることで密輸材混入のリスクを低減していくべき。
- ④ EU など、他国の取組み等との連携を模索し、世界木材市場全体の潮流として違法伐採対策を強化。

(民間へ)

- ① マレーシアの持続可能な森林経営実現のため、積極的な認証材購入による森林経営改善のインセンティブの創出と、サプライヤーへの認証取得支援の提供。
- ② サプライヤーの適切な択伐生産の努力を促すために、他用途転換のための皆伐や不適切な人工林造成に伴う整理伐によって生産された木材など持続可能性について、調達方針策定によりサプライヤーへ要求。

## インドネシア

### (1) 調査内容

昨年度に引き続き、インドネシアにおける合法性検証の取組みについての調査を実施した。今年度は、木材合法性検証システム(TLAS; Timber Legality Assurance System)および独立評価機関(LPI)を取り扱った。調査にあたっては、インドネシア林業省、NGO、業界団体、検証機関等を訪問し、ヒアリングを行った。

### (2) 調査結果概要

TLAS は、木材合法性検証基準および運営の制度設計案は完成しており、制度化についての議論は進んできているが、まだ実施には至っていないのが現状である。TLAS の木材合法性検証基準はインドネシアの幅広いステークホルダー間で何度も議論を経て合意されたものである。これを日本政府のインドネシア産木材製品調達における合法性基準としてグリーン購入法への適用を検討することが必要である。

LPI による審査は、伐採権所有事業者の林業施業水準を向上させることを目的とした審査である。同審査は、森林管理についての林業省の規則をもとに LEI (インドネシアエコラベル協会)の森林認証制度や ITTO ガイドラインを参考にして作られた基準・指標を利用し、天然林(IUPHHK)、人工林(IUPHHK-HT)、木材林産物一次産業(IPHHK)のそれぞれ対応した基準、指標を設け、5段階評価される。評価3に満たない場合は伐採権の更新は認められない。山元における施業の底上げを狙った審査であり、下流側の CoC を保証するものでないことについては注意が必要である。

## 第 1 編 インドネシア

### 調査概要

本調査はインドネシアの合法性検証の取組みについて主に木材合法性検証システム(TLAS; Timber Legality Assurance System)、独立評価機関(LPI)による審査を実際に取り扱っている担当者、インドネシア林業省、インドネシア NGO(インドネシア・エコラベル協会(LEI)、フォレスト・ウォッチ・インドネシア(FWI)、テラパック、ワルヒ(WALHI)、インドネシア業界団体(BRIK)、検証機関(Sucofindo)等を訪問し、ヒアリングをベースに行った。また、日インドネシア違法伐採対策強力アクションプラン推進事業報告書(全国木材検査・研究協会)にも本報告書を作成する上でのコメントを頂いた。

本報告書執筆中の 2007 年末から 2008 年 2 月の段階において、本報告書の主な報告事項の一つである TLAS システムは依然法制化手続きの途中である。今後の合法性確保を考えた場合、木材輸入国の我が国としては、TLAS の進捗状況や 2007 年第 6 号政令に基づいた細則を今回の森林関連法規改正がどのように展開するのか注視していく必要がある。

本報告書では現在までの TLAS の進捗状況や、昨年の報告書で紹介した独立評価機関制度(LPI)を中心にとりまとめた。

### 調査期間

平成 19 年 10 月～平成 20 年 2 月

### 調査チーム

満田 夏花	(財)地球・人間環境フォーラム 主任研究員
坂本 有希	(財)地球・人間環境フォーラム 主任研究員
江原 誠	(財)地球・人間環境フォーラム 客員研究員

略語表

略語	正式名称	対訳
AMAN	Aliansi Masyarakat Adat Nusantara	インドネシア NGO
AMDAL	Analisis Mengenai Dampak Lingkungan Hidup	環境影響評価
APKINDO	Asosiasi Panel Kayu Indonesia	インドネシア合板協会
APHI	Asosiasi Pehgusaha Hutan Indonesia	インドネシア林業協会
BP	Badan Pelaksana	実行機関
BPK	Bina Produksi Kehutanan	林業省林業生産管理総局
BRIK	Badan Revitalisasi Industri Kehutanan	木材産業活性化機構
CBFM	Communitiy Based Forest Management	コミュニティをベースとした森林管理
DFID	Department For International Development	英国国際開発省
FA-KB	Faktur Angkutan Kayu Bulat	丸太送り状
FA-KO	Faktur Angkutan Kayu Olahan	加工材送り状
FLEG	Forest Law Enforcement and Governance	森林法の施行とガバナンス
FMU	Forest Management Unit	森林管理単位
FPIC	Free Prior Informed Conccent	自由意志に基づいた十分な情報を受けた上での、事前の合意
HPH	Hak Pengusahaan Hutan	旧森林事業権
HPHH	Hak Pemungutan Hasil Hutan	林産物採取権
HPHT	Hak Pengusahaan Hutan Tanaman	旧人工林事業権
HPHTI	Hak Pengusahaan Hutan Tanaman Industri	産業造林事業権
IPHHK	Izin Pemungutan Hasil Hutan Kayu	木材林産物採取許可
IPK	Izin Pemanfaatan Kayu	木材利用許可
ISWA	Indonesian Sawmill & Wood Working Association	インドネシア製材所・木工協会
IUPHHK	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu	天然林木材林産物利用事業許可
IUPHHKHT	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu Hutan Tanaman	人工林木材林産物利用事業許可
KA	Komisi Akreditasi	認定委員会
KLPS	Komisi Lisensi dan Pengembangan Sistem	ライセンス・システム開発委員会
LEI	Lembaga Ekolabel Indonesia	インドネシア・エコラベル協会
LP	Lembaga Pemantau	監視機関

LPI	Lembaga Penilai Indipenden	独立審査機関
LPK	Lembaga Penyelesaian Keberatan	異議対応機関
LV	Lembaga Verifikasi	検証機関
MoU	Memorandum of Understanding	覚書
PEB	Pemberitahuan Ekspor Barang	輸出物品申告書
Pustanling	Pusat Standarisasi Lingkungan	環境規格化センター
REDD	Reducing Emissions From Deforestation and forest Degradation	森林減少・劣化による温室効果ガス排出の削減
RKLUPHHK (RKL)	Rencana Kerja Lima Tahun Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu	木材林産物利用事業5ヵ年作業計画
RKTUPHHK (RKT)	Rencana Kerja Tahunan Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu	木材林産物利用事業年次作業計画
SGS	Société Générale de Surveillance	
SKSKB	Surat Keterangan Sahnya Kayu Bulat	合法丸太証明書
SKSHH	Surat Keterangan Sahnya Hasil Hutan	合法林産物証明書
SVLK	Standar Verifikasi Legalitas Kayu	木材合法性基準
TFF	Tropical Forest Foundation	熱帯林基金
TLAS	Timber Legality Assurance System	木材合法性検証システム
TNC	The Nature Conservancy	
URS		
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連機構変動枠組み条約
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WALHI	Wahana Lingkungan Hidup Indonesia	インドネシア環境フォーラム・FoE インドネシア

## 1. TLAS 導入を検討するインドネシア政府の違法伐採への取組み

### 1.1. TLAS とは<sup>1</sup>

木材合法性検証システム(Timber Legality Assurance System: TLAS)とは、木材合法性基準 (SVLK)に基づき、木材の明確なトレーサビリティと、現場での現状に即して生態的、社会的側面を考慮した合法コンプライアンスの保障を目的とした現在策定中のシステムである。同システム開発においては、木材生産に関わる様々なステークホルダー(インドネシア政府、民間セクター、先住民族組織、学識経験者、非政府組織)がSVLKの策定や制度構築に参加しており、将来的にはFSCやLEI認証をも同システム内に取り込むことにより、インドネシアにおいて木材合法性を担保する唯一の認証システムとなることを目標に策定が準備されているシステムである。

### 1.2. TLAS 導入の検討が始まった背景

90年代半ば、インドネシアからの木材及び木材製品の環境・社会リスクが注目され始めていた。その頃、伐採操業の違反で特に不正な伐採、違法土地利用転換、土地所有権の対立等が注目された。98年の新体制(オルデバル)が崩壊した後、森林保護区の多くを脅かす商業規模での組織化された違法伐採が大規模に行われ、その結果、自然災害(地すべり、洪水、旱魃、森林火災)の発生につながったことからそれらのリスクは更に広く認識されるようになった。

違法伐採は1998年のG8バーミンガムサミットにおけるG8森林行動プログラムにて、世界の共通認識となり、2000年のG8沖縄サミットでは違法伐採に対する具体的な検討が必要であることが合意された。その合意に基づき、違法伐採に関連する貿易、汚職、犯罪に対して、ガバナンスの改善と森林関連法規を効果的に施行するための地域プロセスである森林法の施行およびガバナンス(Forest Law Enforcement and Governance, FLEG)プロセスが、アフリカ、東アジア、欧州・北アジアにおいて始まった。

こうした流れのなか、2001年9月、インドネシア・バリで開催された森林法の施行に関する東アジア閣僚会合(East Asia Forest Law Enforcement and Governance, EA-FLEG)において違法伐採・貿易対策がコミットされた。この宣言に基づき2002年4月、インドネシアと英国の両政府間で違法伐採対策に関する覚書(Memorandum of Understanding, MoU)が締結された。このMoUでは、特に地域のコミュニティを含むステークホルダーを意思決定過程に参加させることがコミットされ、透明性と平等性に配慮を努めている(Down to Earth, 2002)。

MoUの取組みの成果としては、「インドネシアにおける林業施業と木材加工の合法性の原則、基準、指標」の策定と、その指標に基づき伐採地における合法性の確認された丸太のトレーサビリティを確保するトラッキングシステムの開発である。

2004年5月、インドネシア林業省は、国際NGOのThe Nature Conservancy(TNC)と共同で作成した「A legality Standard for Timber Products from Indonesia」のドラフトを発表した。この取組みはTNCと林業省以外に、英国国際開発省(DFID)、米国開発庁(USAID)など各国政府機関や、ホームデポ、SGS、URSなど民間企業の支援を得て進められた。多様な利害関係者が、それぞれ

---

<sup>1</sup> TLASは、平成18年度調査時点においては、WLS(Wood Legality System)と呼ばれていたが、その後、現在のように呼称が変わった

法律や規則の施行強化の成果として何を期待しているのかという観点から 900 にも及ぶインドネシアの国内法、規制、命令を精査し、バイヤーにとって合法・非合法の境界を理解可能なものとすることを目指すものであり、7つの原則、18の基準、49の指標をとりまとめた。

このドラフトの作成にあたっては、Berau District(東カリマンタン)、Pelalawan District(リアウ)において 2003 年 4 月及び 6 月にステークホルダー協議を行い、さらに Samarinda、Pekan Baru ににおける州レベルのワークショップ、ジャカルタにおける国レベルのワークショップを実施した<sup>2</sup>。

特定された 7 原則は表 1-1 の通り。

表 1-1 A legality Standard for Timber Products from Indonesia の 7 原則

<b>原則 1: 土地の所有 / 使用权:</b>
森林管理ユニットに対する法的位置付け及び所有権が明確に定義されており、その境界が適切に公示されていること。施業会社はこの境界内における木材伐採について書類ベースの法的な権利を有し、この境界内においてのみ木材伐採を行うこと。
<b>原則 2: 環境社会影響評価</b>
施業会社は、森林管理ユニットをカバーする所定の環境影響評価 (AMDAL) を実施しており、AMDAL の中で表明されている法的、物理的、社会的、環境的な配慮、モニタリング及び報告に関する要求事項を遵守することを表明できること。
<b>原則 3: 地域社会との関係 / 労働者の権利</b>
施業会社は、森林管理ユニットにおける施業により影響を受けるコミュニティの福利、ローカル・コミュニティへのサービス、雇用された労働者の福利及び安全を確保するためのすべての法的責任を遵守すること。
<b>原則 4: 木材伐採に関する法規制</b>
施業会社は、関連する政府の法規制を遵守して、森林管理ユニットにおける計画、伐採、その他の活動を実施すること。
<b>原則 5: 税金</b>
施業会社は、森林管理ユニットの使用及び木材の伐採に関して、所定の料金、ロイヤリティー、税金その他の課徴金を支払うこと。
<b>原則 6: 木材の特定、移動、送付</b>
施業会社は、森林管理ユニットからのすべての木材が、法令に基づき、適切に特定され、正確な関連書類を有し、運搬されることを確保すること。
<b>原則 7: 木材の加工と輸出</b>
木材加工施設及び輸出会社は、適用可能な法令に準じた正当な手続きを経たライセンスを有し、施業を行うこと。

また、監査人 (Auditor) に対してそれぞれの指標への遵守を証明するためのガイダンス・ノートも別途作成された。

ここで策定された合法性基準は Ver2.0 として、TLAS における木材合法性基準 (SVLK) やアジ

<sup>2</sup>中澤、小浜、満田 (2004) 「欧州の持続可能な木材調達戦略政府・業界・企業・NGO の取り組み」

ア森林パートナーシップ(AFP)の合法性基準の土台とされた。

### 1.3. TLAS のこれまでの進捗状況

その後、現在の TLAS に至るまで、当初は TNC、その後 LEI(インドネシアエコラベル協会)のファシリテーションのもとに、マルチステークホルダーによる協議や検討が進められてきた。TLAS のこれまでの進捗状況は表 1-2 の通りである。

表 1-2 TLAS の進捗状況

年月	主な結果 / 進展	ファシリテーター
2003 ~ 2005 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 つの供給源(天然林コンセッション、人工林の伐採許可)産業と取引のための原則・基準・指標案が完成(実地試験)(ver.1.0).</li> </ul>	
2005 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>同ドラフトが完成されハーモナイズされ国家レベルで実施されることが提案される。</li> <li>LEI がプロセスを先導・ファシリテートする。</li> </ul>	TNC
2005 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>他のイニシアティブ及びレビューとのハーモナイズ(ver.2.0).</li> <li>マルチステークホルダー特別作業チームの結成(MoF, インドネシア林業協会(APHI)、LEI, Telapak, TNC, Sucofindo, TFF)</li> <li>実行委員会の結成(政府、民間、NGO、先住民族組織、学識経験者、座長は林業省事務総長(Sec-Gen))</li> <li>林業大臣令の策定</li> </ul>	LEI
2006 年 6 月 ~ 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>容認可能な供給源・伐採(4供給源(CBFM を含む))、木材の加工、輸送、取引に関する基準の明確化により、改良ドラフト(ver.3.1)が再策定。後にテストされる</li> <li>ver.3.2 として改良。特別作業チームに民間(BRIK)及び先住民族組織(AMAN)を追加。</li> <li>現地ワークショップを2箇所で開催(西・東カリマンタン)</li> </ul>	LEI (特別作業チーム)
06 年 8 月 ~ 11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 つの人工林、1 つの天然林コンセッション、2 つの CBFM、2 つの第一次産業、2 つの第二次産業での 8 つのフィールドテスト</li> </ul>	LEI (特別作業チーム)
2007 年 12 月 ~ 2008 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別コンサルテーションが NGO、先住民族組織、林業省と行われた。</li> <li>重複する指標及びベリファイヤーの除去、一般的検証ガイドライン及びその規範のドラフトの最終調整を行い改良 ver.3.3 の再策定。その後、完成し実行委員会へ提出(2007 年 1 月 22 日)</li> <li>管理機関についての意見・注釈(主な機能・役割は以下を含む:認定、検証、ライセンス、紛争解決、監視)</li> </ul>	LEI (特別作業チーム)
2007 年 2 月 ~ 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度的(管理機関)調整段階準備</li> </ul>	LEI
2007 年 8 月 ~ 2008 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理機関としての 4 つの機関を設立する案が提出</li> </ul>	LEI (特別作業チーム)

#### 1.4. TLAS 策定にあたる担当者

林業大臣は、林業大臣決定 (SK 183/Menhut-II/2007 木材合法性検証システム制度構築プロセス国家監督委員会(National Steering Committee)設立について)により 2007 年 5 月 4 日に木材合法性検証システム制度構築プロセス国家監督委員会(以下、監督委員会)を設立した。

違法伐採撲滅対策におけるインドネシア - 英国 MoU での合意項目の一つとして、木材合法性の制定が特に必要とされていることから、またインドネシアから生産される木材製品に対する国際社会の信頼を回復させ、林産業を再建させるためにも、信頼のおける、効率的で、公平な木材合法性検証制度をマルチステークホルダーにより立案させることを目的としている。構成は表 1-3 の通りである。

監督委員会の任務は、(1)木材合法性検証システム実施制度の構築プロセス及び制定の指導、(2)林業省の政策・システムへの同木材合法性検証システムの導入の指導、(3)林業省 EselonI (総局長級の役職)の範囲と監督委員会の作業分担メカニズムの構築であり、さらに(4)それぞれの構成委員を通じて林業大臣および市民に作業結果を報告する義務がある。

また、すべての費用は林業省及びインドネシアエコラベル協会 (LEI) が負担することとなっている。

表 1-3 監督委員会の構成メンバー (SK 183/Menhut-II/2007 の通り)

役職	組織・役職名	氏名 (敬称略)
会長	林業省次官	Boen M. Purnama
副会長	林業省林業生産管理総局 (BPK) 総局長	Hadi S. Pasaribu
	林業省林業生産管理総局 (BPK) 林業賦課金・林産物流通局林産物流通課長	Bambang Edi P
委員	林業省大臣官房環境・規格化センター (Pustanling) 長	Slamet R. Gadas
	林業省大臣官房組織・法律局 (Biro Hukum dan Orgs) 長	Suparno
	林業省開発調査センター	Iman Santosa
	学識経験者 (ボゴール農科大学)	Hariadi KArtodihardjo
	学識経験者 (ガジャマダ大学)	Agus Setyarso
	産業界 (伐採コンセッション)	Nana Suparna
	産業界 (木材加工産業)	Dani Pitoyo
	産業界 (木材加工産業)	David
	インドネシアエコラベル協会 (LEI)	Taufiq Alimi
	ヌサンタラ慣習社会連合 (AMAN)	Abdon

また、2007 年 6 月に監督委員会会長は、決定書 (SK.53/II-KUM/2007 木材合法性検証システム制度構築作業部会形成について)を公示し、ここに木材合法性検証システム制度構築作業部会(以下、作業部会)が設立された。作業部会は、作業結果をマルチステークホルダーのワークショップを通して監督委員会及び市民に報告することが義務付けられている。

このプロセスに参加した主なステークホルダーとは、政府、民間セクター、先住民族組織、学識

経験者、非政府組織という重要な基準策定者たちである。構成は表 1-4 の通りである。

表 1-4 木材合法性検証システム制度構築作業部の構成メンバー (SK.53/II-KUM/2007 の通り)

役職	分野	組織名	氏名(敬称略)
作業部会長           委員	民間	インドネシアエコラベル協会 (LEI)	Aditya Baayunanda
	政府	林業省林業生産管理総局 (BPK)	Bedjo Santoso
	政府	林業省環境・規格化センター (Pustanling)	Purwoto
	政府	林業省組織・法律局 (Biro Hukum dan Orgs)	Agustina Kusumaningsih
	学識経験者	インドネシア国立ボゴール農科大学 (IPB)	Haryanto R. Putro
	産業界	インドネシア林業協会 (APHI)	Hadi Siswoyo
	産業界	インドネシア製材所・木工協会 (ISWA)	Jimmy Chandra
	産業界	インドネシア合板協会 (APKINDO)	Rachmat Poedijiono
	非政府組織	環境 NGO TELAPAK	Arbi Valentinus
	非政府組織	ヌサンタラ慣習社会連合 (AMAN)	Yuyun Indradi

## 1.5. 現時点での TLAS の内容

こうして始まった TLAS 策定プロセスは、木材合法性検証基準 (SVLK) の構築とそれを活用する TLAS 制度構築の二つに分け行われてきた。木材合法性検証基準 (SVLK) は、5 つのコンポーネントから成り、バージョン 3.2 が最終形態として現在林業省に提出されている。TLAS 制度構築案のファイナルバージョンが 2008 年前半には完成する予定である。

### 1.5.1. TLAS が求める合法性、木材合法性検証基準 (SVLK) について

最終案の SVLK Ver3.2 は、表 1-5 の通り合計 11 の原則、21 の基準、40 の指標で構成されている。詳細については、巻末に添付した。同基準の策定プロセスにおいては、FPIC (自由意志に基づいた十分な情報提供を受けた上での事前の合意) の原則が認識されること、明確なトレーサビリティが確保されること、現場に即し生態的・社会的側面を考慮したものであることが強調されている。さらに明確な合法性定義を策定するために、合法性をレビューする基本的な基準の構築が必要とされ最終案に至った。

表 1-5 木材合法性基準(SVLK Ver3.2)の原則、基準、指標について

木材・木材製品の分類	項目数		
	原則	基準	指標
A1. 国営企業、民間企業、州・県有企業など森林管理単位からの木材の合法性検証基準	3	8	13
A2. 地域住民の管理する国有林から産出される木材の合法性検証基準	2	3	6
B. 森林管理単位以外により国有林から産出される木材の合法性検証基準	2	4	8
C. 私有林と非森林地域から産出される木材の合法性検証基準	1	1	3
D. 輸送、加工および加工林産物輸送のための木材合法性追跡基準	3	5	10
合計	11	21	40

出所 添付資料 木材合法性検証基準(最終版 Ver 3.2) (仮訳)から筆者作成

### 1.5.2. TLAS 制度構築・組織構成の案

2007年に12月にTLASの推進委員会と作業グループの会合が開かれ、TLASシステムの制度部門のVer.1.0について合意された。そのあとパブリックコンサルテーションやセミナーが2007年12月～2008年1月にかけて開催されマルチステークホルダーからのコメントを踏まえ最終結果が作成され、作業グループから推進委員会と林業省に提出された。策定時に特に考慮されたことは、国家の代わりとなる実施者の参加を含む、考え得るステークホルダーが完全に参加できるシステム構築が必要不可欠であることや、ライセンスは違法原材料を含む可能性のある全ての製品を対象とするべきであること、当初から設立されている独立第三者監視機関を伴う信用のある機関により実施されるべきであること - などである。SVLK 3.2(原則、基準、指標)と一緒にTLASとして最終決定される見込みである<sup>3</sup>。

TLASに関し、現在想定されている実施体制について下記に記述する。

TLAS管理機関は、実行機関(BP)、検証機関(LV)、異議対応機関(LPK)、監視機関(LP)の4つに大きく分けられるとしている。また、実行機関(BP)内には、事務局、認定委員会(KA)とライセンス・システム開発委員会(KLPS)が設置される。

認定委員会(KA)はLEIと政府機関が担当することが提案されており、その政府機関には林業省環境規格化センター(PUSTANLING)が候補に挙がっている。認定委員会の主な業務は検証機関(LV)となる候補機関を認定することが主な業務である。

ライセンス・システム開発委員会(KLPS)は、政府、産業界、先住民族社会、NGO、学識経験者の5分野のコンサルテーションにより選出された委員により運営され、検証機関(LV)が作成したLV報告書の検査及び木材合法性検証基準(SVLK)のアップデートを行うことを主業務としている。同委員会は常設機関であり、ワーキング・グループに個々の森林管理ユニット/木材関連企業の認証レポートのチェックを割り当てる。検証機関(LV)による報告書を受けたライセンス委員会(KL)は、同報告書と結果を森林管理ユニット(FMU) / Industry および林業省に提出することに

<sup>3</sup> 2007年、TELAPAKへのヒアリングによる。

なっている(エコ・ラベルシステムとの違いはエコ・ラベルは FMU のみにレポートが提出される)。

検証機関(LV)は、認定委員会(KA)に認定された機関である。FSC/LEI も検証機関として申請可能としている。また後述の独立審査機関(LPI)も、認定委員会(KA)に認定されれば、検証機関(LV)として登録されることになる。検証機関(LV)は、基準と指標の達成状況、その他の追加的な調査結果、勧告および行動計画(Corrective Action Request)を含む報告書を作成し、ライセンス委員会(KL)に提出する。同結果及び報告書は制限付きで公開されることになる。不合格の場合は公開されないが監視機関(LP)は見る事が可能である<sup>4</sup>。

異議対応機関(LPK)とは、上記5分野のコンサルテーションにより選出された代表により運営され、異議対応のニーズによっては幾つかの特別チームにより支援をうけることができる。ライセンスの決定における異議申立てに対応することを主目的としている。例えば、ライセンスに合格しなかった森林伐採企業からの異議申立てに対し、その異議申立ての検証、最良の解決策を出すための調停、最終結論の決定を行うことや、逆に、合格した森林伐採企業や加工産業について地域住民や NGO から異議申立てがあった場合に同様の対応を行うことである。

監視機関(LP)は、先住民族組織を含む NGO や、法人組織が申請可能とされている。先住民族組織や NGO は政府により指定されることもあるとしている。監視機関(LP)の主な業務は検証機関(LV)、認定委員会(KA)、ライセンス・システム開発委員会(KLPS)、議対応機関(LPK)の運営状況を監視し、検証機関(LV)により作成された企業・産業の運営状況についての報告書が正当で偽装されていないことを確認することである。

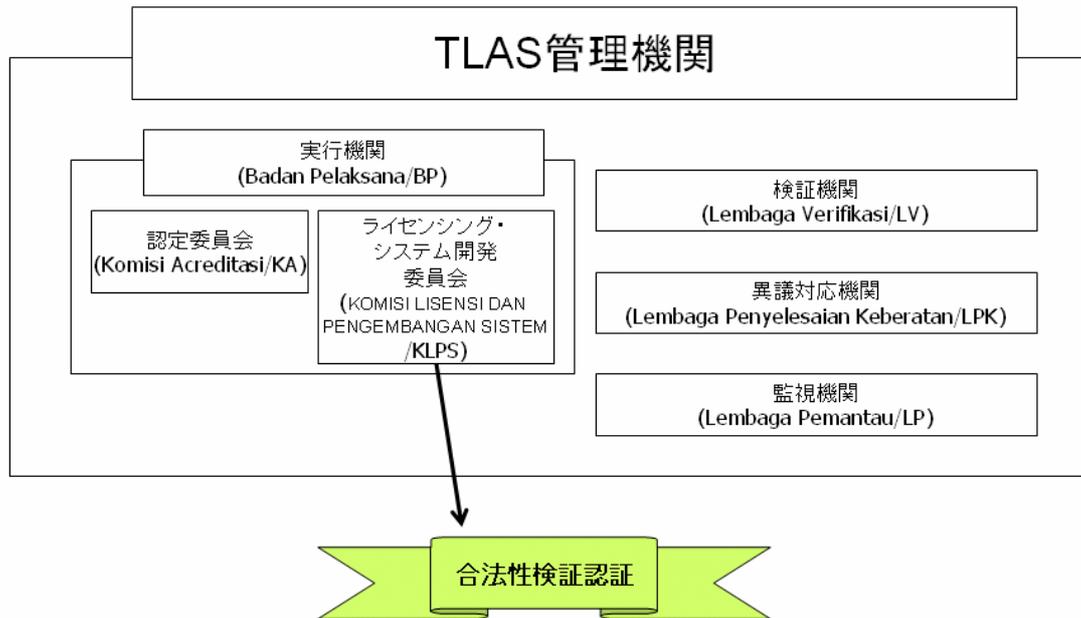


図 1-1 TLAS 管理機関構成

筆者作成

<sup>4</sup> 2007 年 11 月、TELAPAK への聞き取りによる

### 1.5.3. TLAS が合法性を担保する範囲

現状では、政府が丸太の合法性を担保する SKSKB、企業が合法性を担保する FAKB、FAKO などがある。また、輸出時においては、インドネシア国外へ輸出する林産物、林産加工製品のうち合板、特定の製材、MDF、ベニアなどの場合は、輸出物品申告書(PEB)の補完文書として、木材産業活性化機構(BRIK)のエンドースメント取得が義務付けられる。これは、2002 年より林業省が打ち出した合法証明手続きのツールである。

現在のBRIK エンドースメントの問題点は、製材所が発行するFAKOから輸出工場のルートでの違法材の混入にしっかり対応できないことである。理由はFAKOは政府ではなく、製材所自身がつくるものであり、SKSKBやFAKB文書が添付された正規の木材を加工するほか、まったく別のルートから違法材を受け入れ、加工し、FAKOを発行することができるからであった<sup>5</sup>。

今後 TLAS が導入されるようになると、TLAS が FMU から各流通段階・輸出まで、すなわち、木材伐採・生産、流通・加工・輸出における木材の合法性を全て担保することになる。この CoC の監視は検証機関(LV)により行われ、ライセンス・システム開発委員会(KLPS)によりその結果が確認される。またそのプロセスは先住民族組織を含むNGOや、法人組織などからなる監視機関(LP)により監視されるため、従来のような流通経路において違法材が混入しFAKOが添付されることにより同違法材が合法材として偽装されるというような、違法材混入の可能性は従来に比べ低くなるとしている。

実質的に、ライセンス・システム開発委員会(KLPS)が付与の妥当性を判断することになっているこのSVLK認証は、政府当局の代表者により署名され、法的拘束力を有することになる。

今後 TLAS 導入により、BRIK エンドースメントは、引き続き BRIK により発行される場合と、新組織が設立される可能性がある。

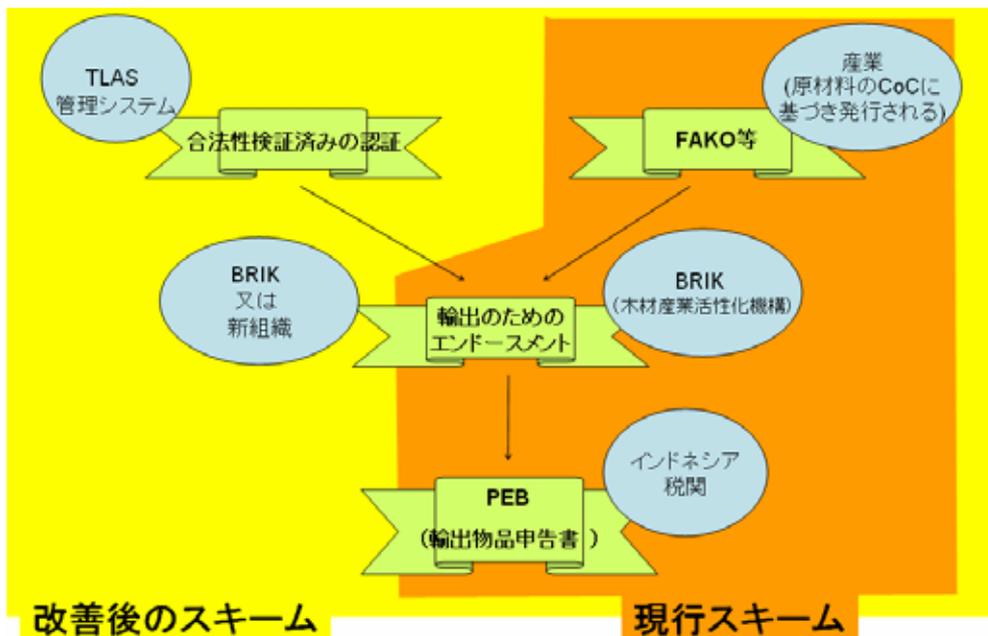


図 1-2 TLAS 導入後の BRIK の役割

<sup>5</sup> 2007 年 11 月 SCOFINCOM への聞き取りによる

TLAS ライセンスの有効期間は3年間である。毎年監査 (surveillance) が入り、最初の3年間の費用は政府により、次からのラウンドの費用はライセンス発行の FMU または木材関連企業により支払われる。違反が証明された場合、ライセンスは無効となる。

また、小さい FMU やコミュニティによる FMU は、基準が少ないため認証費用は安く、認証機関に対して、コミュニティの林業に対して無料または割引で監査することを義務付けることにより負担を軽くする措置が検討されている。

### 1.6. TLAS の今後の展開予想

2007 年 11 月の林業省関係者によれば、TLAS の 2008 年の終わりごろに国会で議論された後、法制化される予定であるとしている。

法制化の方法には3つオプションがある。 林業大臣決定 (SK) 政令 (PP) BPK 令 (Edaran) であり、 は国会の承認、 は大臣の承認が必要だがいつでも変更できる。 NGO からは、簡単に変更がきかず且つ国会承認も必要ない(時間がかからない)そして、 よりも強い規則である が必要だと主張している。

また、既に取得されている FSC 認証林、LEI 認証林は自動的に TLAS の認証材へと組み込まれる予定である一方、後述の LPI 認証材については現在そのコンプライアンスについて検討中である。

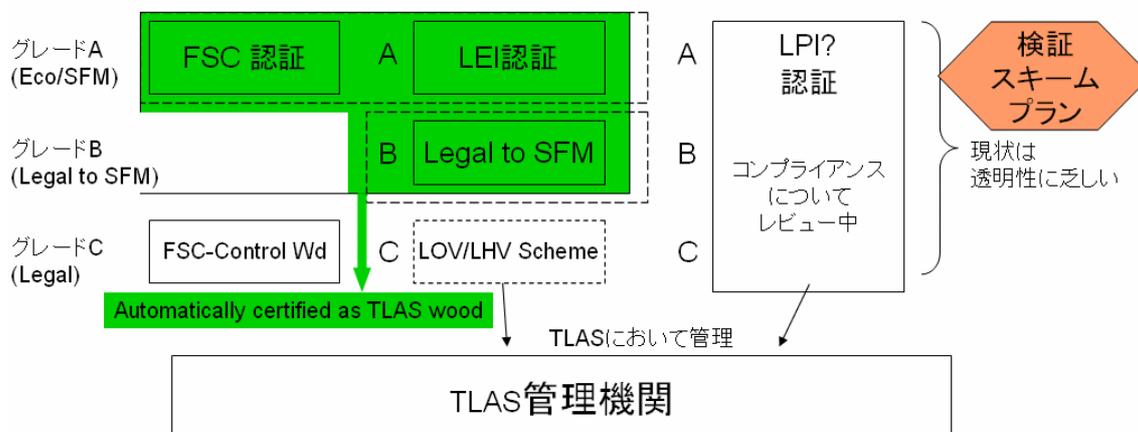


図 1-3 TLAS の今後の展開予想

TLAS 実施は、まず木材輸出産業とその FMU を対象として優先的に進めていき、その後段階を経て国内木材産業も対象を広げていくことになる見込みである。

## 2. 独立審査機関 (LPI) 調査について

林業省は、伐採権所有事業者の林業施業水準を向上させるため、事業者すべてを対象とした審査を義務化し、2003 年 12 月より実施されている。審査は伐採権更新を控えた企業から優先的に

順次行われている。

同審査を行う独立第三者機関のことを、LPI(独立評価機関)と呼ぶ。現在、LPI には、スコフィン  
ドやムトゥアグンレスタリなどが認定されている。2006 年より、パフォーマンス評価を行う担当者は  
LEI より認定されなければならないことになっている。

同審査は、森林管理についての林業省の規則をもとに LEI の森林認証制度や ITTO ガイドライ  
ンを参考にして作られた基準・指標を利用し、天然林(IUPHHK)、人工林(IUPHHK-HT)、木材林  
産物一次産業(IPHHK)<sup>6</sup>のそれぞれ対応した基準、指標を設け、5段階評価される。評価3に満た  
ない場合は伐採権の更新は認められない。LEI 認証は結論(認証されるかされないか)を提示する  
のみであるが、LPI においては、結論を提示するほか、勧告(どのように改善できるか)を提示する。  
LPI は FSC や LEI 等の森林認証取得を最終目的とした段階的アプローチの手法をとった仕組み  
である。勧告にもとづき、企業は問題を解決するための行動計画を策定することになっている<sup>7</sup>。初  
年度から3年度目までは、政府がその費用を負担し、それ以降は企業側が負担するよう奨励され  
ている。なお、LPI が認証するのはコンセッション及び一次加工産業であり、CoC の認証は含まれ  
ていない。

### LPI の審査基準および詳細

同審査基準は、森林管理についての林業省の規則をもとに作られているため、当然ながら事業  
者の視点で、インドネシアの林業法に対する「法遵守」に重きを置いている。つまり「合法」を満たす  
べく、基準と指標が設定されている。また特筆すべきは、慣習法(Adat)住民と地域住民<sup>8</sup>とを区別し、  
双方に対する配慮を促している。

同審査基準は前提条件、生産性、生態系、社会性と 4 つに分けている。前提条件の内容は生  
産性に関連しており、生産性の基準において重要項目を前提条件としている。

生態系:ここでの視点は上位概念の「森林保全」よりはむしろ、生産林の生産性維持に大きく注  
目している。つまり、事業者の視点から、生産区域と保護区域を明確に分け、動物や希少種の生  
息域と生産区域とが重なること、互いに干渉するようなことがないように管理することが求められている。  
違法伐採、放牧、火災などの防止に対する処方についても、この分類の中で謳われ、違法伐採は  
事業当事者のみの問題ではなく、盗伐など、外部者による「違法伐採」も考慮に入れている。

社会性:慣習法(Adat)住民と地域住民を区別し、双方との契約の種類や数等を明確にし、その  
履行について謳っている。つまり、慣習法住民と地域住民との持つ権利が異なり、それぞれに対し  
て、事業者に課せられた法的義務を明確にし、その忠実な履行が求められている。ただし、同基準  
のモデルとなった LEI 基準で考慮している地域保健、雇用創出、地域経済発展といった事項につ  
いては、あまり触れていない。また、LEI のように周辺住民からクレームを出すようなシステムはない  
が、アセサーは周辺住民などからのヒアリングを行って評価にいれている<sup>9</sup>。

<sup>6</sup> 2004 年第 P.17 号大臣規則「2003 年林業大臣第 303 号 IPHHK 操業状況の評価手順についての変更」

<sup>7</sup> 2007 年 11 月 SCOFINCOM への聞き取りによる

<sup>8</sup> 慣習法(Adat)住民とは、法によって、森林資源などに対して、一定の権利が認められている人々のこと。地域住民  
とは土着の民ではなくて、おもに都市やその他の島・地方から移住してきた人々を意味する

<sup>9</sup> 2007 年 11 月 SCOFINCOM.への聞き取りによる

表 2-1 LPI 審査が用いる「管理単位における持続可能な生産天然林管理(PHAPL)基準、指標」

基準	指標
1.前提条件	1. IUHPHHK 地域の確定 2. IUHPHHK 許可所持者のコミットメント 3. 企業/ホールディングの健全性 4. 毎木潜在性と法律との整合性 5. 技能水準の高い労働者数とその充足状況 6. 管理能力
2.生産	1. 作業計画において包括される生産林の割合;作業計画に基づく伐採対象区画と区域 2. 林層毎の木材及び非木材の収穫レベル 3. 手順と履行・指針の評価・残木の評価・植生更新の効果 4. PHAPL に適した技術、効率的・効果的な収穫、低インパクト伐採(RIL)手順の適用 5. 企業の財務の健全性 6. 各林層における年次生産持続性 7. 投資と再投資レベル
3.生態系	1. 各林層における保全地域 2. 伐採、違法伐採、放牧、火災の抑制手順と履行 3. 植物相管理の手順及び履行:土壌圧縮・土壌浸食 4. 動物相・植物相の同定手順と履行(絶滅危惧種、稀少種、脅威にさらされた種) 5. 植物相の管理指針と履行: (生産林において侵害されない措置、破壊されない措置、希少種・絶滅危惧種・その土地特有の植物種の保護) 6. 動物相の管理指針と履行: (生産林において侵害されない措置、破壊されない措置、希少種・絶滅危惧種・その土地特有の植物種の保護)
4.社会	1. 森林管理単位地域と、慣習法地域/認定された現地住民地域との面積と境界 2. 共同管理における慣習法住民/地域住民との契約の種類と総数 3. 当事者間での公平な利益分配と、インセンティブ普及のメカニズムと履行 4. 慣習法住民/地域住民の権利を考慮した森林管理の計画と実施 5. 慣習法住民/地域住民の協働的役割の向上

林業省林業生産管理総局(BPK)プレゼン資料をもとに筆者作成

表 2-2 LPI、LEI の指標数の比較

	LPI	LEI
前提条件	6	21
生産性	7	
生態系	6	19
社会性	5	17
合計	24	57

LPIにおける前提条件と生産性はLEIでは生産性に含まれる内容と思われる  
違法伐採総合対策推進協議会(2007)『インドネシアにおける合法性証明の実態調査報告書』をもとに筆者作成

全体的に見て、LEIはITTOのような国際レベルの基準と指標などを参考にしていることもあり、世界の森林資源の保全という上位概念に基づき、第三者の視点から総合的に生産性、生態系保全、社会的側面から熱帯林の森林経営の持続可能性を目指しているのに対し、LPIは、インドネシアの林業法に対する「法遵守」に重きを置いている。「合法」を満たすための基準と指標が設定され、その評点方式、指標などが明確である。しかし、その審査の基になる書類自体の「合法性」を確認するものではない。

LPI審査の際に用いられる、法に基づき伐採企業等が作成義務のあるオリジナルの書類は、データの改ざん、サインの偽造、承認時の不正など、様々な報告・懸念があり、合法性に関しては甚だ信頼性に欠けるという指摘もある。LPIはこうした状況下で作成された5カ年計画(RKL)、年間伐採計画(RKT)、合法丸太証明書(SKSKBなど)に基づいているため、そこで承認された合法性についても、おのずと信頼性は低い。

一方、システム自体について、部分的には信頼できることもあるが、審査結果が非公開であることから、評価システムとしての透明性にかける。したがって、すでにLPIをパスしたコンセッションであっても、環境的、社会的、そして木材追跡性といった側面において、依然、欠陥・問題等を内包している可能性も否めない。また、特に土地所有権などといった社会的側面の基準・指標が少ないことも指摘されている。

以上、LPI審査は、サプライヤーを評価する上で一定のコンプライアンス意識等<sup>10</sup>を把握するには参考になるが、彼らの取組みや、生産された木材・木材製品の「合法性」について判断するには慎重になる必要がある。

### 独立審査機関:スコフィン

LPIの一つであるスコフィンは1956年に設立された、資本の95%が政府、残りの5%をSGSにより保有されている国有企業(Badan Usaha Milik Negara)である。林業分野での主な業務は、2004年に始まったラタン原料及び半製品の輸出における技術的検証や2002年に始まったHPH、HTI、一次加工産業LPI業務等である。

実際のLPI監査は、3人からなるエキスパート・パネル(事前条件・生産担当、生態系担当、社会面担当)と4人からなる評価者(事前条件・生産、生態系、社会面、生産)が行う。

エキスパート・パネルは地形などの物理的な要素と、環境的要素と社会的要素にもとづき、施業計画、環境影響評価、その他の書類から、主要な基準を決めている。フィールド・アセサーによる現場のチェックはスポットチェックで、全体の1%未満を2週間かけて実地調査する。10万haのHPHなら、100~1000haほどの面積が対象となる。実地調査結果は事務所に持ち帰り精査し、2週間かけて結論を出す。この結論と4段階で評価され、この結論を公開するか否かは林業省に委ねられ、スコフィンが決めることはできない。勧告、アクション・プランなどは公開されずに、直接林業省に提出されることになっている。

<sup>10</sup>企業における現行法規制に対する理解度、担当者の書類作成やその管理状況など、一般的な企業経営状況のこと。

### 3. 地方政府による木材伐採モラトリアム

国際環境 NGO の Friends of the Earth International (FoEI) のグループメンバーでもある、インドネシア最大規模の環境 NGO、インドネシア環境フォーラム (Wahana Lingkungan Hidup Indonesia, WALHI) は、これまで、自然の友マレーシア (Sahabat Alam Malaysia, SAM) や FoE イギリスや FoE インターナショナルと協力した森林伐採中止を求めるモラトリアム・キャンペーンの必要性を訴えてきた。

インドネシアでは毎年、272 万ヘクタールの森林が失われており、スマトラ、カリマンタン、スラウェシ自然林は 2012 年までに絶滅することが予想されている。このような状況の中、WALHI は、EU 主導のもとでの FLEGT は強制力が低く、北の国々に対しての木材貿易しか規制できず、森林部門の根本的問題、つまりコミュニティの権利の承認、汚職、林産業における需要と供給の間の大きなギャップにまで言及するにいたっていないと指摘し、FLEGT のような解決策は森林破壊の割合を抑えることは出来ないとしている。

モラトリアムキャンペーンの内容は、インドネシア全土、もしくはスマトラやカリマンタン特定の地域の森林を対象として、森林伐採と森林転換活動を一時的に停止し、森林資源の保有権と木材産業の再構築、国内外の木材市場の歪みの修正、潜在的な社会問題の解決、コミュニティ林業の促進などを通して、インドネシアの持続不可能な木材産業を改善し且つ、木材の需要自体を縮小するための準備期間を与えるものである。WALHI は、上述の問題解決には、この森林伐採に関するモラトリアムを少なくとも 15 年間は適用されなければならないとしている。

こうしたキャンペーンを受け、実際にこれまで 3 州がモラトリアムを決行している。

まず 2006 年アチェ政府法第 11 号により、2007 年 6 月 6 日からアチェ特別自治州政府は、これまで 5 つあった森林事業権 (HPH、IUPHHK) の操業を一定期間停止 (モラトリアム) した。同政府はこの停止期間がどれほど続くかについては明言していない。現地紙はモラトリアムが同州政府により施行されてから、現在 (2007 年 12 月 7 日時点) までに違法伐採が 60 パーセント減少したと報じている<sup>11</sup>など、成果は上がっているが、一方でこれにより中央政府・林業省はその年の年間伐採割当量 50 万 m<sup>3</sup> を他州へ割り当て直す事態となったり<sup>12</sup>、アチェ政府は他州から木材を輸入する必要に迫られるなどの問題も生じている。

また、アチェ政府に続きインドネシア最後の秘境と呼ばれ、広大な原生林が広がっているパプアでは、2007 年 9 月 18 日に、パプア州と西パプア州の両州が、2007 年パプア州・西パプア州共同知事令第 16 号及び第 163 号を発令し、両州で生産された丸太が両州外へ出ることを全面的に禁止した。違反者には法規に則り罰則が科せられる。これについて、パプアのメルバウ種等の丸太に依存しているジャワ島の加工産業 (woodworking) に大きな影響が出ている。加工材製品用のメルバウ材の利用は、木材輸出産業の外貨収入の 20% に達しており、パプアからの丸太供給が完全に断たれば、事業への打撃のみならず労働者への影響も出てくると現地紙は報道している<sup>13</sup>。パプアに加工工場が新たに建設されるまでは、ジャワ島の加工産業の生産量が大きく減少することは必死だと BRIK も述べている<sup>14</sup>。

<sup>11</sup> 2007 年 12 月 7 日 Tempo 紙

<sup>12</sup> Agro Indonesia No.175

<sup>13</sup> Agro Indonesia No.175

<sup>14</sup> BRIK への聞き取りによる

## 4. まとめ

TLAS については、既に紹介したとおり、木材合法性検証基準やそれを運営するための制度設計の案は出来上がっており、制度化についての議論は進んできているものの、依然として形となっていないのが現状である。現状の合法性基準は、昨年報告した時点と状況はあまり変わっていない。また、インドネシアの林業関連法令は、2007 年政令 6 号をもとに、細則が順次改定されてきているが、依然として改定中のためここでは割愛する。

また、EU FLEGT 行動計画において EU がインドネシアと交渉を進めている自主ベースの二国間協定 VPA (Voluntary Partnership Agreement) のもとで、現在林業省は、既存の木材取扱に関する手続きをオンライン化し情報をデータベース化することにより管理する取組みである、「林産物取扱情報システム (SI-PUHH)」及び「森林資源手数料・緑化基金取扱情報システム (SI-PUPSDH/DR)」の開発を行っている。これは TLAS の取組みと同時進行で行われており、将来的には双方のシステムが融合する可能性が考えられている。このオンライン化についての進捗状況は、全国木材検査・研究協会による「日インドネシア違法伐採対策強力アクションプラン推進事業報告書」に詳細が報告されるため、ここでは割愛する。

このような状況を踏まえて、インドネシア材を調達する際に合法性及び持続可能性を確保するための輸入国である日本ができる対応策および取り組むべきことについて以下に提案する。

### 民間企業の対応について

インドネシアにおける従来の合法証明システムについては、依然としてその脆弱性に留意することが必要である。これには既存の法規と森林・林業に関する幅広い知識と経験が必要とされるため、これらの知識構築とサプライチェーン把握を、企業ごとに個別に行うことは容易ではない。実際に環境 NGO と協力し客観性を保ちながら、自社の取扱い木材のサプライチェーンを把握し評価し始めている日本の木材関連企業の数も増えてきている。こうした環境 NGO との協力や、昨年の報告書で紹介したような第三者機関の森林認証、合法性検証、トラッキングシステムや、段階的アプローチなどの導入も合法性を担保する手段として依然として有効である。

また独立評価機関 (LPI) による審査は、評点方式、指標などが明確だが、その審査の基になる書類自体の「合法性」を確認するものではないことに留意が必要である。またその審査結果は非公開で透明性への配慮に欠けていることから、サプライヤーを評価する上で一定のコンプライアンス意識等を把握するには参考になるが、彼らの取組みや、生産された木材・木材製品の「合法性」について判断するには不十分である。LPI はあくまでも TLAS が導入されるまでの、暫定的な合法性の確認手法として活用するに留めたほうがよい。

いずれにしても、合法木材調達を定着させるためには、制度に対する理解度の向上が鍵となる。このためにはグリーン購入を推進する担当者、または担当グループを自社内に置くことは効果的であろう。こうした担当者を置く余地のない企業については、適宜専門的な知見を有する NGO や研究機関等の情報提供やアドバイスを得ることが重要である。長期的には明文化した自社の調達方針、およびその実施状況や改善進捗を把握し、公開していくことは、取扱う木材の信頼性を確保する上で重要である。

## 日本政府の対応について

インドネシア国内における合法木材供給体制は、上述の TLAS の制度化や、政令 2007 年 6 号 15 などにより、コミュニティや組合組織など、小規模な地域住民参加型森林管理・経営も考慮した法規も整備されはじめている。EU はインドネシアとの VPA を通して、TLAS を含めた木材合法性に関する交渉を進めている。日本政府は、こうした供給側の体制構築を、EU など他の木材輸入国と歩調を合わせて支援していくことが重要であろう。

さらに、現在の合法木材調達ガイドラインをより具体化していくため、TLAS を日本政府のインドネシア産木材製品調達における合法性基準としてグリーン購入法へ適用すること、AFP により提案された合法性基準を参考とし、日本政府の輸入木材製品に関する合法性基準を策定することが引き続き必要であろう。

## インドネシアにおける森林をめぐる近年の傾向および方向性

木材のサプライチェーンの源流においては、伐採前の状態まで回復していない蓄積量の低い森林で生産が行われているのが現状である。このように確実に熱帯森林の蓄積量低下の影響が忍び寄ってきている。他方、都市化、人口増加、インフラ整備、食糧需要の増加、バイオ燃料の需要拡大を背景にした急速な農地開発など、森林減少は一層進む傾向である。

さらに、昨今地球温暖化防止の観点から、自国の森林減少・劣化を防止することによって二酸化炭素排出量を削減したとする、REDD (森林減少・劣化による温室効果ガス排出の削減) の概念が UNFCCC (国連気候変動枠組み条約) など国際社会の場で議論が活発に行われている。今後の森林保護に対する意識は、こうした温暖化防止の観点からも高まっていくことが予想され、木材生産においては持続可能な森林経営の遂行が更に重要な課題となってくる。

こうした国際社会の流れの中で、減少・劣化する森林を保全すると同時に、森林資源の安定供給を達成するには、生産国の自助努力に併せ、消費国側からの木材製品購入にあたり、持続可能な森林経営のためのコストの分担、消費国内における認証材・合法材の需要喚起など市場を介した支援や、認証材・合法材の供給拡大のための支援などが急務である。特に、資源枯渇が顕著に表れてきたインドネシアの森林における保全と利用の両立の実現に向けて、木材輸入大国としての日本が果たす役割は大きい。

国際社会における共通認識となった違法伐採の抑制・撲滅は、急速な森林劣化・減少進む中、森林資源の保全・保護、適正な利用の実現のための第一歩であり、目的はあくまで持続可能な森林経営の実現にあることを強調したい。

---

<sup>15</sup> 森林管理および森林管理計画策定ならびに森林利用に関する政令 No.6/2007

## 参考・引用文献

### 【和文資料】

- 違法伐採総合対策推進協議会 (2007) 『インドネシアにおける合法性証明の実態調査報告書』
- 中澤、小浜、満田 (2004) 『欧州の持続可能な木材調達戦略政府・業界・企業・NGO の取り組み』
- 社団法人日本森林技術協会 (2007) 『日・インドネシア違法伐採対策協力アクションプラン推進事業報告書』
- FoE Japan (2005). 『世界の森林環境保全のための国内各層での「フェアウッド」利用推進事業に関するフィージビリティ調査最終報告書』
- 全国木材組合連合会 (2007). 『違法伐採対策推進国際セミナー2007 in 東京 - 日本の木材調達政策に対する世界の対応 - 抄録集.』
- 藤間剛 (2005). 『アジア森林パートナーシップ(AFP)における違法伐採対策のための合法性基準』, 熱帯林業 第64号.

### 【インドネシア語資料】

- Agro Indonesia 紙(2007)No.175
- Tempo 紙 (2007) 12月7日付
- インドネシア林業省 (2004) “Praturan Menteri Kehutanan No : P.17/Menhut-II/2004 tentang Perubahan Keputusan Menteri Kehutanan No : 303/KPTS-II/2003 Tentang Tata Cara Penilaian Kinerja Industri Primer Hasil Hutan Kayu”
- インドネシア林業省 (2007) “Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 6 Tahun 2007 Tentang Tata Hutan Dan Penyusunan Rencana Pengelolaan Hutan, Serta Pemanfaatan Hutan”
- インドネシア林業省 (2007) “Keputusan Menteri Kehutanan No : SK 183/Menhut-II/2007 tentang Pembentukan Panitia Pengarah Nasional (National Steering Committee) Proses Pengembangan Kelembagaan Sistem Verifikasi Legalitas Kayu”
- インドネシア林業省 (2007) “Keputusan Ketua Panitia Pengarah Nasional Proses Pengembangan Kelembagaan Sistem Verifikasi Legalitas Kayu Nomor : SK. 53/II-KUM/2007 tentang Pembentukan Tim Kerja Pengembangan Kelembagaan Sistem Verifikasi Legalitas Kayu”

### 【参考 WEB サイト】

- インドネシア林業省 <http://www.dephut.go.id/>
- WALHI, April 2007, *Moratorium on Logging Now*,  
[http://www.eng.walhi.or.id/kampanye/hutan/jeda/070425\\_moratorium\\_logging\\_li/](http://www.eng.walhi.or.id/kampanye/hutan/jeda/070425_moratorium_logging_li/)
- Down to Earth No. 53-54, August 2002, <http://dte.gn.apc.org/53MoU.htm>

## 付録

### 木材合法性検証基準（最終版 Ver 3.2）（インドネシア語仮訳）

#### A1. 国営企業、民間企業、州・県有企業など森林管理単位からの木材の合法性検証基準

##### P1. 利用権および地域の確定

K1.1 森林管理単位（HPH、天然林 IUPHHK-HA, IUPHHK-HT, HPHTI, またはインドネシア林業公社管理地域）は生産林地域内に位置している

1.1.1 森林管理単位は IUPHHK の合法性を証明できる

K1.2 森林管理単位は、適切な担当官により合法化された伐採地域における伐採許可を有する

1.2.1 年次作業計画（RKT / 作業略図）が適切な担当官により合法化され、現地でそれを証明済である

##### P2. 合法的伐採システム、および手順の遵守

K2.1 合法的な作業計画が存在する

2.1.1 森林管理単位は有効な規則に沿った合法的な作業計画がある

K2.2 森林管理単位は、林産物の持続可能性を保証するための合法条件を満たしている

2.2.1 伐採施業が有効な林業システム（シルビカルチャー）指針に従った条件を満たしている

2.2.2 伐採施業において使用される全ての機械は既に機器使用許可を取得しており、実際に現場で現物の一致を証明できる

K2.3 森林管理単位は、TPn（山土場）から TPK（林内貯木場）へ、また TPK から一次加工場や市場へと輸送される全ての木材が現物の出所が確認でき、合法書類が添付されていることを保証する

2.3.1 TPn（山土場）から TPK（林内貯木場）への木材輸送について、合法的な輸送書類を使用している

2.3.2 天然木は伐根まで、植林木は最小の伐採単位までの追跡に十分な情報が記載された恒久的なマーキングが施されている

2.3.3 森林管理単位は、林内貯木場の外への木材輸送記録の存在を証明できる

K2.4 森林管理単位は木材に関連する政府への納税義務をすでに果たしている

2.4.1 森林管理単位は緑化基金（DR）や森林資源手数料（PSDH）の全額支払証明を提示する

##### P3. 伐採に関連する環境的、社会的側面への配慮

K3.1 森林管理単位は、AMDAL（環境影響評価）を受け、その文書において条件付けられている義務を履行している

3.1.1 森林管理単位は、有効な規定に沿い作業地域全体を網羅した合法的に承認された AMDAL 文書（環境影響分析（ANDAL）、環境管理計画（RKL）、環境監視計画（RPL））を有する

3.1.2 森林管理単位は、RKL と環境影響の軽減や

	社会的便益の提供の実施状況を示す RKL・RPL 履行報告書を有する
K3.2 森林管理単位は、地域住民の福利厚生と、労働者への安全性と福利厚生を保証することへの公約を示す	3.2.1 森林管理単位は、施業によって影響を受ける地元共同体とのコンサルテーションを行い、その重要性に留意し、それを現場で実施している 3.2.2 森林管理単位は、労働規定を適用している

A2. 地域住民の管理する国有林から産出される木材の合法性検証基準

P1. 国有林において地域住民は事業許可を有している

K1.1 森林管理単位の事業許可および輸送許可の合法性	1.1.1 森林管理単位は合法的な事業許可を提示できる 1.1.2 森林管理単位は、合法的な木材輸送文書を提示できる
-----------------------------	---

P2. 森林管理単位の事業地における森林保護、保全、管理義務、および森林・林業関連の政府への納税の義務を果たしている

K2.1 事業地における森林保全活動の実施	2.1.1 合意された計画に見合った伐採量 2.1.2 森林管理単位は決められた伐採区域からの木材であることを証明できる 2.1.3 森林管理単位は合意された森林資源保全方法を実施している
K2.2 森林・林業関連の納税	2.2.1 森林管理単位は、森林・林業関連の納税義務を果たしている

B. 森林管理単位以外により国有林から産出される木材の合法性検証基準

P1. 木材林産物利用に関するその他の許認可

K1.1 林地という区分を変更しない非林業事業のための林地利用における木材林産物許可	1.1.1 事業者は生産林地域内の借用地に求められる、合法的な他の許可(ILS)を所有している
K1.2 林地という区分を変更する非林業事業(農地)のための林地利用における木材林産物許可	1.2.1 作業者は転換生産林(HPK)内に位置する転換地用の木材利用許可(IPK)を得ている

P2. 木材伐採・輸送システム及び手順との整合性

K2.1 土地利用計画に合致した IPK・ILS 計画と実施の整合性	2.1.1 IPK・ILS は合法化された作業計画を有している 2.1.2 事業者は、IPK・ILS から産出された丸太が大径丸太の場合は伐根まで、小径丸太の場合は最小伐採区域まで追跡可能であることを提示できる
K2.2 納税義務と木材輸送の法遵守	2.2.1 事業者は森林・林業関連の納税証明書が提

示できる

2.2.2 IPK・ILS 許可所持者は合法的な木材輸送文書を提示できなければならない

---

### C. 私有林と非森林地域から産出される木材の合法性検証基準

---

#### P1. 合法性が証明できる木材の所有権

---

- |                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| K1.1 地域、木材、およびその流通・取引においての所有権の合法性 | 1.1.1 私有林所有者はその権利の合法性を証明できる<br>1.1.2 伐採記録が伐採地と一致する<br>1.1.3 地域住民管理単位は伐採地の木材の原産地を証明できる<br>1.1.4 地域住民管理単位は合法的な木材輸送文書を証明できる |
|-----------------------------------|--|
- 

### D. 輸送、加工および加工林産物輸送のための木材合法性追跡基準

---

#### P1. 木材加工産業は合法的な木材取引の実現を支援する

---

- |   |  |
|---|--|
| K1.1 事業単位: (a)加工業者、b)輸出業者は合法的許可を所持する                        | 1.1.1 加工業者は合法的な許認可を得ている<br>1.1.2 輸出業者は合法的な許認可を得ている |
| K1.2 事業者は、所有、管理、輸送している全ての木材が、合法的な文書の添付により、原産地の確認が取れることを保証する | 1.2.1 事業単位が所有、管理、輸送している全ての木材には合法的な原産地証明書がある        |
- 

#### P2. 事業単位は原産地まで追跡可能な木材トラッキングシステムを有し、適用している

---

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| K2.1 木材・木材加工製品の追跡システムの存在と適用 | 2.1.1 IPHH と加工業者は受領された原材料が合法的に生産されたものであることを証明できる<br>2.1.2 IPHH とその他の加工業者は木材・木材加工製品の追跡システムを適用している |
|-----------------------------|--|
- 

#### P3. 加工木材の取引、引渡しに関する合法性

---

- |                  |   |
|------------------|---|
| K3.1 島嶼間の輸送と取引   | 3.1.1 島嶼間で林産物を輸送する事業者は島嶼間木材取引登録業者 (PKAPT) の承認を受けている<br>3.1.2 船舶を利用した島嶼間での木材・木材加工製品の輸送には、インドネシア国旗を掲揚し、合法的許可を所持しなければならない。<br>3.1.3 PKAPT により輸送される木材は、合法的文書を所持し、木材の物理的特徴が合法的文書のものとは一致しなければならない |
| K3.2 輸出用加工木材の船積み | 3.2.1 加工木材製品の船積みは PEB、SKSHH 文書の内容と合致しなければならない<br>3.2.2 輸出される木材製品の種類は現行の規定を満たす   |
-

## 第 2 編 マレーシア

### 調査概要

本調査は下記のような手法で実施した。

- (1) マレーシアの森林事情に関する文献調査(平成 19 年 6 月、11 月～平成 20 年 1 月)  
マレーシアの森林施業関連法律や違法伐採問題に関するマレーシア政府および国際社会の対応、林業産業界の現状、NGO など市民社会の見解に関する情報を収集した。
- (2) マレーシアの森林事情に関する聞き取り調査(平成 19 年 7 月～8 月)  
収集した情報の信憑性の確認や不足部分を補うため、半島部、サバ州、サラワク州それぞれの政府機関・木材業界団体、NGO、合板企業などを訪問した。訪問先は以下のとおり。
  - 半島部： マレーシア連邦政府機関・木材業界(プランテーション事業・商品省(MPIC)、マレーシア木材産業庁(MTIB)、マレーシア木材協議会(MTC)、マレーシア木材認証協議会(MTCC))、ヌガラ・スンピラン州林業局、同州 MTCC 認証林、NGO(トラフィック東南アジア(TRAFFIC SEA)、地球の友マレーシア(SAM))
  - サバ州： サバ州林業局、デラマコ州直営森林管理区(Deramakot Forest Reserve, FMU19)、合板企業(シノーラ、シマオ)
  - サラワク州： サラワク林業公社(SFC)、NGO(ボルネオ資源研究所(BRIMAS)、サラワク先住民協会(SADIA))、バクンダム周辺森林、先住民族との会合

なお、本文中に記載されている法令、組織名、森林関連語句等については、すべて当財団による仮訳であることにご留意いただきたい。また連邦と各州とでそれぞれ同意ながら意識的に異なる語句を使用していることを示すために、初出のみならず、必要な際にはあえて和仮訳に原単語を添えていることにもご留意いただきたい。

#### 調査期間

平成 19 年 7 月～平成 20 年 3 月

#### 調査チーム

坂本 有希	(財)地球・人間環境フォーラム 主任研究員	全体調整
満田 夏花	(財)地球・人間環境フォーラム 主任研究員	全体調整
三柴 淳一	(財)地球・人間環境フォーラム 客員研究員	執筆
	国際環境 NGO FoE Japan 森林プログラム	

## 略語表

略語	正式名称	和訳(仮訳)
BBT	British Borneo Timber Company	英領ボルネオ木材会社
CIF	Cost, Insurance and Freight	運賃・保険料込み条件
FAO	Food and Agricultural Organization of United Nation	国連食糧農業機関
FMU	Forest Management Unit	森林管理単位
FDPM	Forestry Department Peninsular Malaysia	半島部林業局
FSC	Forest Stewardship Council	森林管理協議会
JAS	Japan Agricultural Standard	日本農林規格
ITP	Industrial Tree Plantation	産業造林
ITTO	International Tropical Timber Organization	国際熱帯木材機関
KD	Kiln Dry	人工乾燥材
LPF	License for Planted Forest	造林地用ライセンス
MC&I	Malaysian Criteria and Indicators	マレーシア基準&指標
MPIC	Ministry of Plantation Industries and Commodities	プランテーション事業・商品省
MTC	Malaysian Timber Council	マレーシア木材協議会
MTCC	Malaysian Timber Certification Council	マレーシア木材認証協議会
MTIB	Malaysian Timber Industry Board	マレーシア木材産業庁
MUS	Malayan Uniform System	マレーシア統一システム
NCR	Native Customary Rights	先住慣習権
NFA	National Forestry Act	国家林業法
NFC	National Forest Council	国家林業協議会
NGO	Non Governmental Organization	非政府組織
NLC	National Land Council	国家土地協議会
PEFC	Programme for Endorsement of Forest Certification	PEFC 森林認証スキーム
PFE	Permanent Forest Estate	永久林地
PFR	Permanent Forest Reserve	永久保存林
PRF	Permanent Reserved Forest	永久保存林
REDD	Reducing Emission from Deforestation and Forest Degradation	森林減少・劣化による温室効果ガス排出削減
SFC	Sarawak Forestry Corporation	サラワク林業公社
SFM	Sustainable Forest Management	持続可能な森林経営
SL	State Land	州有地
MAB	Man and Biosphere Program	人間と生物圏計画
SMS	Selective Management System	択伐管理システム

UNCED	The United Nations Conference on Environment and Development Collection	国連環境開発会議
UNESCO	The United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization,	国連教育科学文化機関
STIDC	Sarawak Timber Industry Development Corporation	サラワク木材産業開発公社
TPA	Totally Protected Area	保護地域

## 1. マレーシアの森林・林業の概要

### 1.1. マレーシアの森林概況

マレーシアの森林は熱帯湿潤林に分類され、低地と低丘陵地にフタバガキ科 (*Dipterocarpus*) を中心とする森林である (ITTO 2006)。かつてはこのような森林が国内全土を覆っていたが、特に半島部においてはイギリス植民地時代に、人手の入りやすい低地林の多くがゴムの農園テーションに転換された。独立後の 1960 年代中頃からは、ゴムに代わり油やし (オイルパーム) プランテーションが造成されている (服部 2007)。FAO (2006) によれば、マレーシアの森林は、1990 ~ 2000 年に 78,000 ha (0.4%)、2000 ~ 2005 年に 140,000 ha (0.7%) が減少しており、依然、森林開発による森林減少は続いている。

マレーシアの土地利用を表 1-1 に示す。森林面積は 1,950 万 ha で国土面積の 59%<sup>16</sup>で、一人当たり 0.8 ha ある。その他 16% がゴムや油やしなど樹木作目を含む農地、25% が家屋、インフラ等その他の土地利用となっている。表 1-2 に森林の内訳を示す。後述する 1978 年国家森林政策、1984 年国家森林法により持続可能な森林経営を目的として規定した永久保存林 (permanent reserved forest) が国立公園などと合わせて 73%、残る 27% が州有地林である。これには州立の森林公園や野生生物保護区なども含まれる。森林所有については、基本的に国有ではなく州有である。また永久保存林、州有地林を合わせ生産林の割合は 75% である。

表 1-1 マレーシアの土地利用

単位: 万(ha)

森林	樹木作目	その他	国土面積
1,950 (59)	541 (16)	812 (25)	3,303 (100)

注: 樹木作目は、油やし、ゴム、カカオ、胡椒、タバコなど。また、()内数字は割合  
出所: MTC (2006a), MPIC (2006) から作成

表 1-2 森林地域の内訳

単位: 万(ha)

	半島	サバ	サラワク	計
永久保存林 (PRF)	470	359	600	1429(73)
生産林	318	300	500	1118(78)
保護林	152	59	100	311(22)
州有地林 (SL)	120	77	324	521(27)
生産林	65	49	224	338(65)
保護林	55	28	100	183(35)
国立公園	43	25	70	138
野生生物保護区	12	3	30	45
合計	590	436	924	1950(100)

注: ()内数字は割合。網掛け部の割合は森林全体に対する割合  
出所: MTC (2007a), MPIC (2006), 服部 (2007) から作成

<sup>16</sup> FAO が 2000 年よりゴム林を森林とみなしているため、ゴムを含むと樹冠被覆率は 63% となる。

## 1.2. マレーシアの林業概況

マレーシアにおける林業・木材産業は、農業や漁業と合わせ 2005 年 GDP の 8.4% を占め、12.9% の雇用を創出している。林業・木材産業には約 19 万人が従事している (MPIC 2006)。以下、マレーシアの主要な木材製品別の生産状況を概説する。

### 1.2.1. 木材・木材製品生産

#### (1) 丸太生産

マレーシアの 1995～2005 年の丸太生産量を図 1-1a に示す。1998 年の経済危機以降、生産量は減少し、2000 年代に入り、生産量はほぼ一定している。2005 年の生産量は 2,236 万  $m^3$  で地域別には半島部が 19.7%、サバ州が 26.6%、サラワク州が 53.7% を占め、最も大きい森林面積を有するサラワク州 (47.4%) が中心である。

#### (2) 合板生産

合板生産量は全体的に増加傾向にある (図 1-1b)。特にサラワク州では、1995～2005 年の 10 年間で生産量は 156 万  $m^3$  から 312 万  $m^3$  と 2 倍に増加している。2005 年の総生産量は 519 万  $m^3$  で、サラワク州とサバ州がそれぞれ 60.1% と 30.4% のシェアを占める。

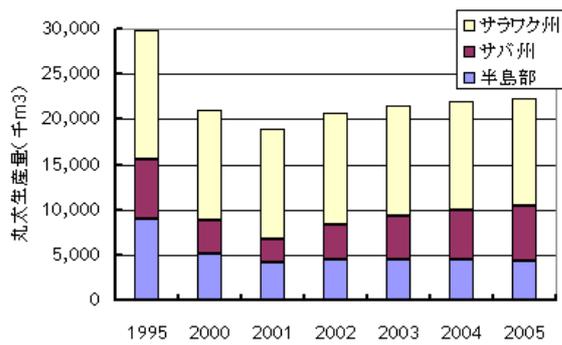
#### (3) 製材生産

図 1-1c に製材生産量を示す。製材は、丸太、合板と異なり、半島部が大きなシェアを占めている。2005 年の総生産量は 508 万  $m^3$  で、半島部のシェアは 63.6% である。

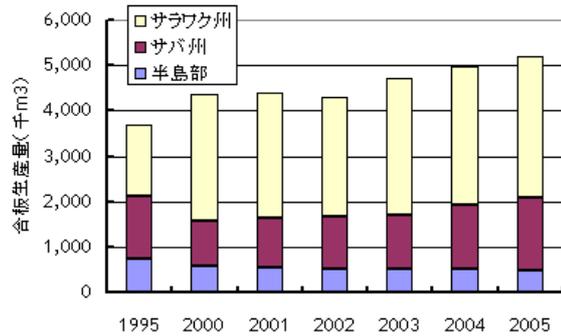
#### (4) 単板、モールディング生産

図 1-1d, e にそれぞれ単板生産量とモールディング生産量を示す。2005 年の総生産量はそれぞれ 48.5 万  $m^3$ 、6.1 万  $m^3$  である。単板生産は 90 年代以降合板に移行したことで減少していったと思われる。シェアはサバ州が 48.8% を占める (2005 年)。モールディングは、半島部、サバ州がそれぞれ 53.6%、43.2% とシェアを分け合い、サラワク州の生産量はとても少ない。

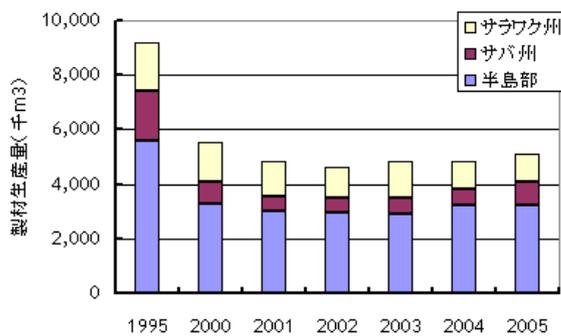
以上、製品別に見てみると、地域別の特徴がわかる。丸太、合板はサラワク州とサバ州が中心、半島部やサバ州は加工度の高い製材、モールディングにシフトしている。また、木製家具製造部門は林業部門には属さないため、ここでは触れないが、主要製品のひとつである。



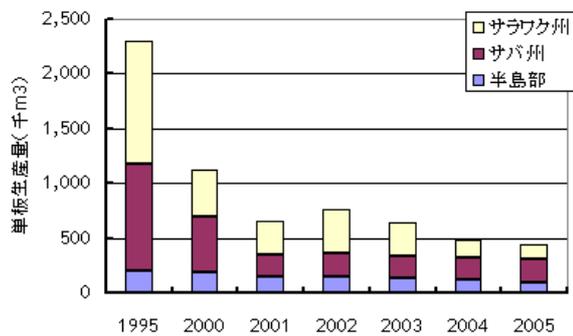
(a) 丸太生産量



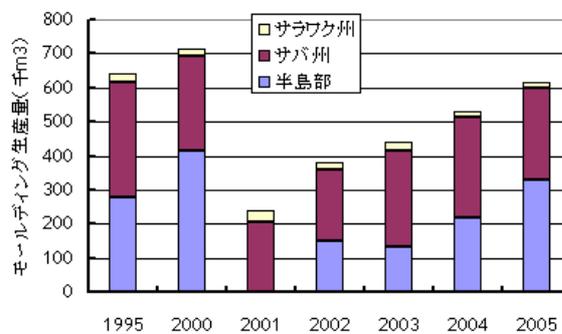
(b) 合板生産量



(c) 製材生産量



(d) 単板生産量



(e) モールディング生産量

注：2001年の半島部のデータはなし

図 1-1 1995～2005年のマレーシアの各製品の生産量推移

出所： MPIC(2006)から作成

### 1.2.2. 加工産業の状況

次に加工産業の状況を概観する。表 1-3 に 2004 年の各地域の加工工場数を示す。表より、各工場数がほぼ各製品の生産量に比例していることがわかる。特に半島部の家具・ウッドワーキング工場数は突出している。また、合板工場数については生産量の差の割に各州でそれほど差がないことも特徴的である。

表 1-3 各地域別の加工工場数(2004 年)

	半島部	サバ州	サラワク州
製材 <sup>*1</sup>	664	184	213
合板・単板 <sup>*1</sup>	52	69	55
モールディング	173	157	26
チップボード	12	3	1
家具・ウッドワーキング	1,756	200	365
ラミネートボード	34	0	12
ウッドチップ	6	5	4
乾燥工場	125	74	47
MDF	8	1	3
その他 <sup>*2</sup>	159	41	1
合計	2,989	734	727

\*1: 製材、合板・単板は 2005 年のデータ

\*2: その他はパルプ&ペーパー、住宅部材、床材 (parquet)、マッチ、鉛筆、木材倉庫など

出所: MPIC(2006), MTC(2006b) から作成

### 1.2.3. 木材輸出状況

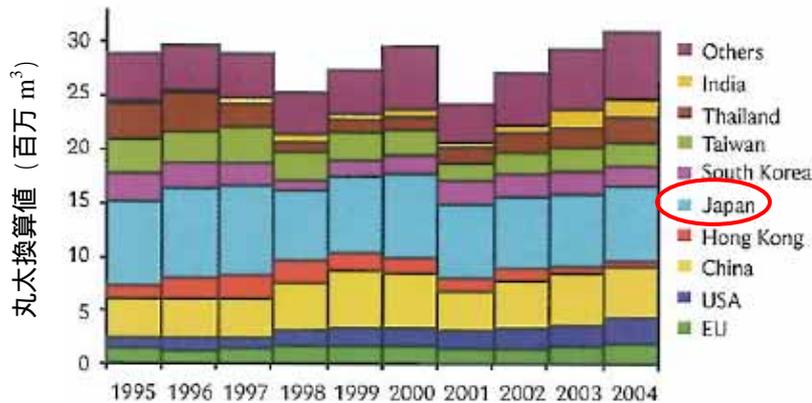


図 1-2 マレーシアの木材・木材製品輸出货量推移と仕向先(1995～2004 年)

出所: Oliver(2007) から引用

マレーシアの木材輸出货量は 2005 年の実績で 3,300 万  $m^3$  である。また国内需要をまかなうために 150 万  $m^3$  を EU、米国、中国、インドネシア、パプア・ニューギニアから輸入している。

図 1-2 に 1995～2004 年の木材・木材製品輸出货量推移と仕向先について示す。図において 1998 年と 2001 年に総輸出货量の大きな減少が見られる。1998 年はアジア経済危機によるものである。2001 年は、サバ州における木材供給問題や、インドネシアの安価な木材との競争圧力によりものである。この頃インドネシアでは、スハルト政権後、ガバナンスの脆弱性に伴い違法伐採が激化した(Oliver 2007)。また、近年 EU、米国、インド向けの輸出货量が増加している。

次に、2004年の仕向先別の木材・木材製品輸出状況を図1-3に示す。図より各地域それぞれ特徴があることがわかる。日本は合板と丸太が中心、中国は丸太、米国は合板、家具が中心、EUは造作、家具向け製材が中心だが、その他合板、家具、パルプなどを均一に輸入している。またタイやインドはその輸入製品のほとんどがそれぞれ製材と丸太に偏っているのが特徴的である。タイでは近年、家具製造が盛んであり、その傾向が表われていると見られる。またインドでは中国同様、国内森林資源保護政策を打ち出しており、原木を他国に依存していると見られる。

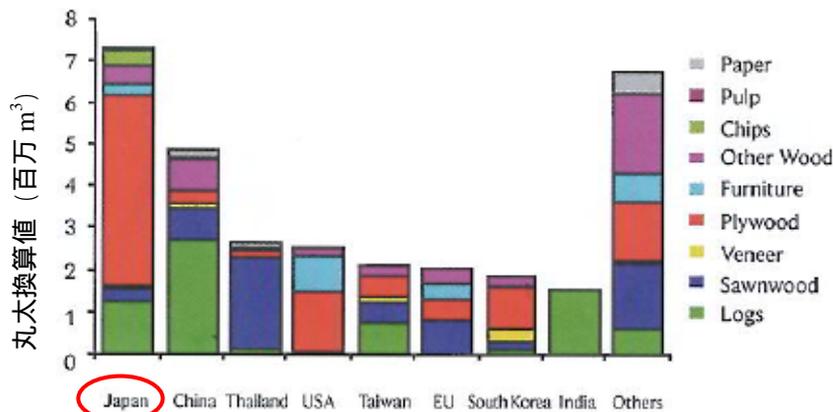


図 1-3 仕向先別の木材・木材製品輸出(2004年)

注： 輸入国側の統計を優先し、ない場合はマレーシアの統計を使用。中国の丸太輸入量がマレーシア側の輸出量よりはるかに大きくなっているのは、マレーシア産以外のものが混入しているからかもしれない  
 出所： Oliver(2007)から引用

また、マレーシアの地域別特徴を見てみると、半島部は、製材輸出が主流であり、その市場はオランダ、ベルギー、UKなどEU諸国である。また家具産業の中心地でもあり、米国、イギリスなど向けが多い。サラワク州は、丸太、合板輸出が中心である。丸太は日本、中国、インドへ、合板はそのほとんどが日本へ輸出されている。また製材は、タイ、台湾などが主要輸出国となっている。サバ州は、丸太を中国、日本、ベトナム、インドネシアに、合板を日本、米国、韓国、台湾に、製材をタイ、日本、オランダに輸出している。

### 1.3. マレーシアの林業、木材産業と日本市場

マレーシアは、日本の2006年総木材輸入額において、第1位の2千億円(1,723百万USドル)を計上する重要な生産地の一つである。また前述したとおり、特に丸太と合板の割合が大きい。

図1-4に日本の南洋丸太輸入量の推移を示す。図より、全体的に丸太輸入量は減少傾向にある。森林資源の減少や国内産業育成のための輸出規制によるものと考えられる。例えばサラワク州丸太では1997~2006年の間で輸入量は約1/3に減少している。

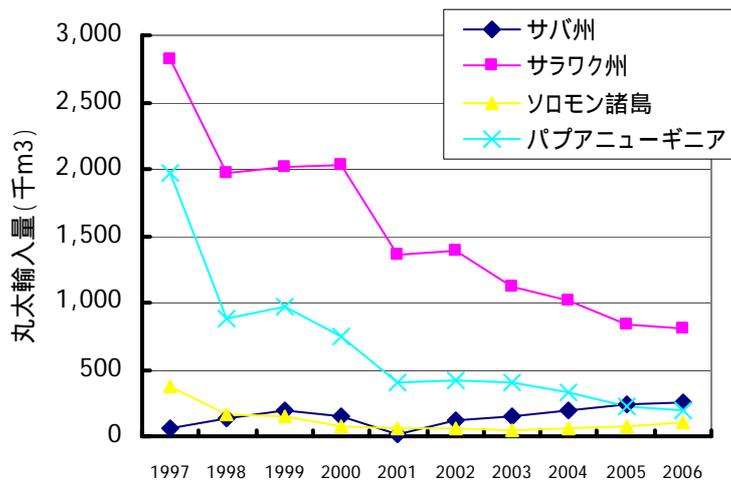


図 1-4 日本からの南洋丸太輸入量推移 (1997～2006年)

出所： 木材建材ウィークリー (No.1624, 2007年3月26日)

次に合板と製材の輸入量推移を示す(図 1-5)。図にはインドネシア産の合板、製材の推移も示した。2004年までは、インドネシア産合板、製材輸入量がマレーシア産に比べ大きかったが、2005年を境に状況は逆転し、2006年にはその差が拡がり、ちょうどインドネシア産の一部がマレーシア産にすり替わった格好である。これは、インドネシアでも資源の枯渇が現実化してきたことや、違法伐採取締り効果などが表われてきたためと考えられる。また近年は、南洋材離れが見られるようになり、南洋丸太総輸入量は減少しているものの、合板や製材の総輸入量は、2006年の全体的な木材輸入量増加につられてか、微増している。

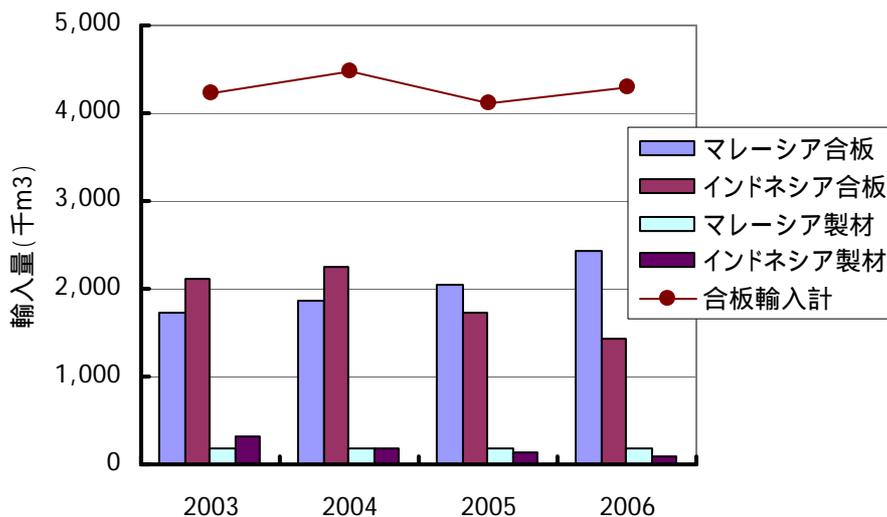


図 1-5 日本のインドネシア産とマレーシア産の合板、製材輸入量推移 (2003～2006年)

出所： 林野庁, 2006年木材輸入実績

表 1-4 にマレーシアにおいて日本農林規格(JAS)認定を取得している企業の一覧を示す。表 1-3 に示したマレーシアの合板・単板工場数における JAS 認定取得率は、半島部、サバ州、サラワク州でそれぞれ、2%、13%、22%となる。

表 1-4 マレーシアにおける日本農林規格(JAS)認定工場一覧

企業名	製品
<b>半島部</b>	
Heveaboard	パーティクルボード
<b>サバ州</b>	
Fu Yee Corporation Sdn. Bhd	合板、ベニヤ
Fook Ngiap Sawmill Sdn. Bhd	合板、ベニヤ
Khaspermata Sdn. Bhd	合板
Prima Union Plywood (M) Sdn. Bhd	合板、ベニヤ、ブロックボード、
Sinora Sdn. Bhd	合板、フィンガージョイント製品
Ikutmaju Sdn. Bhd	製材、合板、ベニヤ、ブロックボード
Kalabakan Plywood Sdn.Bhd	合板
Perusahaan Kosinar Sdn. Bhd	合板、ベニヤ
Tawau Plywood Manufacturing Sdn. Bhd	合板、化粧合板
<b>サラワク州</b>	
Bright Wood Sdn. Bhd	合板、ベニヤ
Forescom Plywood Bhd	合板、ベニヤ
GT Plywood Industries Sdn. Bhd	合板など
Hwa Sen Veneer & Plywood Industries Sdn. Bhd	合板、ベニヤ
Jaya Tiasa Holdings Bhd	丸太、合板、ベニヤ
Kuching Plywood Bhd	合板、ベニヤ
KTS Timber Industries Bhd	合板、製材
Samling Plywood (Bintulu) Sdn. Bhd	合板など
Subur Tiasa Plywood Sdn. Bhd	合板、ベニヤ
Ta Ann Plywood Sdn. Bhd	合板など
Zedtee Plywood Sdn. Bhd	合板、ベニヤ、LVL
Manuply Wood Industries (S) Sdn. Bhd	合板、ベニヤ

出所： MTC 調べ(2007年6月)

## 2. マレーシアの森林関連法規と森林管理体制の概要

南シナ海を隔て西の半島部と東のボルネオ島北部とから成るマレーシア連邦の森林、林業を概観する上で、その特徴ある行政構造と統治体制を把握することは重要となる。また多様な民族からなる複合民族国家<sup>17</sup>であることも、その特徴の所以であることを理解しておきたい。

本章では、マレーシア連邦政府の体制を概観し、その体制に半島部、サバ州、サラワク州がどのように沿っているのか、といった視点から、各州の体制等を歴史的背景も踏まえて概説する。

### 2.1. マレーシア連邦の森林政策

マレーシアは半島部の 11 州(8 州と 3 つの連邦直轄地)、ボルネオ島にサバ、サラワク州、合計 13 州からなる連邦国家で、その統治体制は大部分が分権化なされている。マレーシア憲法 74 条 2 項には『州リスト(第 9 次スケジュールにおける第 2 次リスト)に列挙されたマターに関して、州の立法府が法律を制定する』と記載されており、また第 9 次スケジュールにおける第 2 次リストには、土地、森林、農業、水資源、鉱物などが記載されている。したがって、土地と森林など土地に関連する事柄に関しては各州が所有権を有し、法律を制定して管理できることとなっている。

これは、マレーシア連邦建国の過程が大きく関係している。半島部が、イギリス統治下から独立したのは 1953 年だが、東マレーシアのサバ州、サラワク州がマレーシア連邦に編入されたのは 1963 年であり、その間の政治的な背景を受け、現在の憲法の形になったものと思われる。

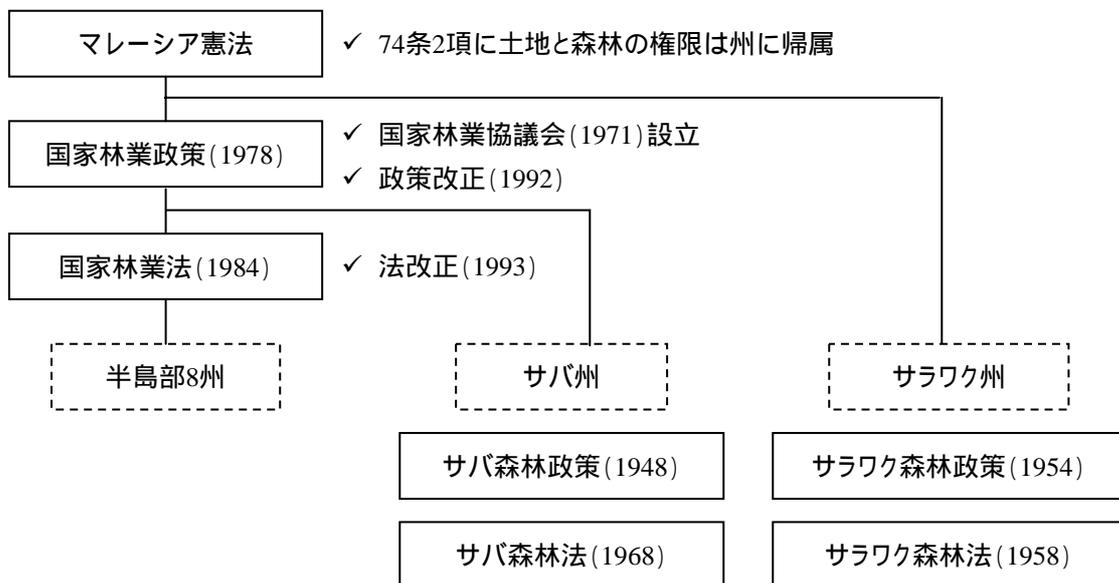


図 2-1 マレーシア憲法に基づく森林関連法規の体系

出所: MTC(2006b), 服部(2007), Oliver(2007)などから作成

<sup>17</sup> 総人口 2,612 万人における比率は、マレーとその他先住民族が 61%、中国系が 24%、インド系が 7%、その他が 8%である(MTC 2006a)。

図 2-1 に現在の森林に関する連邦の政策、法律、そして各州の政策、法律の関係図を示す。後述するが、半島部 8 州は国家林業法に基づき州法を制定している。一方、サバ州、サラワク州は連邦編入以前からイギリス植民地政府によって制定された独自の森林法を有していたため、独自の濃い森林政策と森林法を制定している。

### 2.1.1. 国家林業政策と国家林業法の制定

1963 年以降、連邦政府は、土地、森林・林業、天然資源等に関して、国家統一の取組み方法を模索し、1972 年に国家土地協議会 (National Land Council, NLC) によって国家林業協議会 (National Forestry Council, NFC) が設立された。

この頃、世界的には、森林資源の急激な減少・劣化への懸念とともに、各国の経済発展優先の森林政策が見直されるようになり、1971 年に国連教育科学文化機関 (UNESCO) の人間と生物圏計画 (MAB) が開始し、1978 年の第 8 回世界林業会議で「住民のための林業 (Forest for people)」がテーマに掲げられるなど、様々な議論が重ねられていた。その後、1992 年の国連環境開発会議 (UNCED) で森林保全・保護の重要性に関して、世界的な合意がなされた。

そうした世界的な潮流の中、1978 年、国家林業協議会によって、国家統一の森林・林業政策を目指した国家林業政策 (National Forestry Policy, NFP) が制定された。この政策によって永久林地 (permanent forest estate, PFE) という概念が導入された。これはイギリス植民地政府に制定された森林法等で用いられている生産を主目的とした保存林 (reserved forest) の概念に、森林保全・保護の概念を加えたものだと考えられる。

その後、同政策は生物多様性の保全、天然資源の持続的な利用、森林開発における地域社会の役割の重要性などの概念を導入すべく 1992 年に改正され、現在の政策の根幹を成すものとなっている (MTC 2006b)。以下に、改正国家林業政策の主要点を示す。

#### 国家林業政策の主な内容

- 永久林地 (permanent forest estate, PFE) を以下の 4 つの区分に規定
  - i) 保護林 (protection forest)
  - ii) 生産林 (production forest)
  - iii) アメニティ林 (amenity forest)
  - iv) 研究・教育林 (research and education forest)
- 永久林地は社会面、経済面、環境面において最大の利益が得られるよう持続的に管理する
- 森林開発計画の実施にあたっては、適切な森林保育・回復実施や、天然林材供給不足を補うための人工林造成を実施する
- 生産林においては最大限の経済的利益が得られる効果的な伐採と利用を推進する。また国内需要と輸出向けを問わず付加価値の高い加工度の高い木材製品製造に適した林産業開発支援を行い、雇用創出にも寄与する
- 非木材林産物生産の強化のための科学的な持続的管理の実施と製造業開発支援。
- 森林・林業、加工産業従事者のスキル向上のために、林産業公共、民間を問わず、総合的な林業教育の実施

- 地域コミュニティなど一般対象とした森林保全の普及啓発と私有地における人工林造成など、民間セクターにおける森林開発への投資促進
- 生物多様性の保全や研究・教育目的のための特定区域の創設
- アグロ・フォレストリーなどを含む総合的なコミュニティ・フォレストリープログラムの開発
- 林業セクターにおける研究開発支援

出所: FDP, *Forestry in Peninsular Malaysia*.

1978年国家林業政策の制定に伴い、1984年には国家林業法(National Forestry Act, 1984)が制定された。この制定により、各州の森林法を統一させ、国家林業政策の効果的な実施体制を整備した。同法では国家林業政策によって導入された永久林地(PFE)について、10条で永久保存林(permanent reserved forests)として詳細な区分を規定している。その区分を以下に示す。

#### 永久保存林(permanent reserved forests)の区分

- a) 持続的な生産林(timber production forest under sustained yield)
- b) 土壌保全林(soil protection forest)
- c) 土壌再生林(soil reclamation forest)
- d) 洪水調整林(flood control forest)
- e) 水源林(water catchment forest)
- f) 野性生物保護区(forest sanctuary for wild life)
- g) 原生林(virgin jungle reserved forest)
- h) アメニティ林(amenity forest)
- i) 教育林(education forest)
- j) 研究林(research forest)
- k) 連邦目的林(forest for federal purposes)

その後、同林業法は違法伐採や盗伐等に対する罰則が強化のため、1993年に改正された。また1984年国家林業法により、導入された環境保全の概念を反映させるべく、環境改善法(Environmental Quality Act, 1974)が1985年に改正され、環境影響評価(environmental impact assessment, EIA)が導入された。これにより、1987年以降、森林開発を伴う様々な事業に関して、環境影響評価が求められるようになった。

#### 2.1.2. 現在の林業政策

現在の林業政策の主要な点は、1998年に制定された第3次国家農業政策で述べられている。以下に林業分野についての記述を示す。

### 第3次国家農業政策における林業政策の内容

- 森林経営については、持続可能な森林経営の原則に沿って行うことが重要であり、劣化した森林に対しては、価値を高める補植(enrichment planting)を施し、森林の回復に努める
- 天然林からの更なる木材生産が限られることから、木材産業の需要拡大を満たすための原材料不足が生じている。天然林からの木材供給を補完するために、人工林の造成を積極的に行っていく
- 民間セクターの参画が促進されるべきで、未開発の地域において、民間セクターによる人工林造成が実施されることが期待される
- 州政府は、森林開発を伴うプロジェクトの計画については、水資源の保護、地力の維持、環境保全、レクリエーション機能などの森林資源の保全を確保する
- 国際競争力の強化として、木材産業において、製品の差別化、ニッチマーケットへの参入が重要である。また、これまでの市場であった日本、中国、欧州、米国のほか、旧ソビエト、東欧、西アジアを新規市場として開発する

出所： 服部(2007)

またマレーシアでは1957年頃から人工林造成に取り組んでいる。2005年現在、310,553 haが造成されている。地域ごとの内訳は、半島部が75,807 ha(24.4%)、174,746 ha(56.3%)、60,000 ha(19.3%)で、樹種はゴム(*Hevea brasiliensis*)、アカシア(*Acacia mangium*)、チーク(*Tectona grandis*)、スantan(*Azadirachta excelsa*)など主に早生樹が中心である。

連邦政府は2006年から人工造林プログラム(Forest Plantation Programme)により、さらなる人工林拡大政策を打ち出している。その目的は、(1)木材産業に対する原木の持続的供給と、(2)天然林に依存した原木調達の改善である。具体的には今後15年間で年間25万ha、合計375万haを造成し、15年周期で経営していく。これにより年間500万m<sup>3</sup>の丸太生産量を見込んでいる。また、対象樹種はゴム、アカシアの他に、チーク、スantan、アフリカンマホガニー(*Khaya ivorensis*)、パタイ(Batai)、クルンパヤン/ララン(Kelempayan/Laran)、ピヌアン(Binuang)など8種である。これらの樹種は主に家具・モールドイング向けで、近年国内外で高い需要がある(服部2007)。

この政策を受け、サラワク州でも今後15~20年間に100万haの人工林造成計画と年間2,000万m<sup>3</sup>の生産量を見込んでいる<sup>18</sup>。人工造林プログラムの対象となる土地は表2-1のように指定されている。

表 2-1 人工造成プログラムの対象地

地域	指定内容
半島部	州有地、譲渡地(alienated lands)、永久保存林内の保護林、水源涵養林以外
サバ州	持続可能な森林経営協定(SFMLA)の下、産業造林(industrial tree plantation, ITP)ゾーンとして認められた区画のみ
サラワク州	造林地用ライセンス(license for planted forest, LPF)を取得した区画のみ

出所： MPIC 資料

<sup>18</sup> STIDC の web サイトにおいて公表されている (<http://www.pusaka.org.my/eng/profile.html>)。

## 2.2. マレーシア連邦の森林管理体制

マレーシア連邦において木材は主に、プランテーション事業・商品省 (Ministry of Plantation Industries and Commodities, MPIC) が管轄している。その他、産業用産品であり、輸出産品でもあるパームオイル、天然ゴム、カカオ、胡椒、タバコも同省管轄である。一方、林業、土地、海洋生態系、河川、環境、野生生物、鉱物等は天然資源・環境省 (Ministry of Natural Resources and Environment, MNRE) が管轄している。

林業部門に直接関わる業務を行っている主要な公的機関は、半島部林業局 (Forestry Department Peninsular Malaysia, FDPM)、マレーシア森林研究所 (Forest Research Institute Malaysia, FRIM)、マレーシア木材産業庁 (Malaysian Timber Industry Board, MTIB) である。半島部 8 州の林業局は半島部林業局の直轄下にあり、州法は独自で制定しているものの、その内容は国家林業法に準じたものであり、ほぼ連邦直営といえる。またマレーシア木材産業庁は輸出入木材の手続き書類審査、監督なども担当している。

その他、森林・林業機関として、マレーシア木材協議会 (Malaysian Timber Council, MTC)、マレーシア木材認証協議会 (Malaysian Timber Certification Council, MTCC) がある。

各機関は、それぞれ異なる省庁の管轄となっている。図 2-2 にその関係を示す。

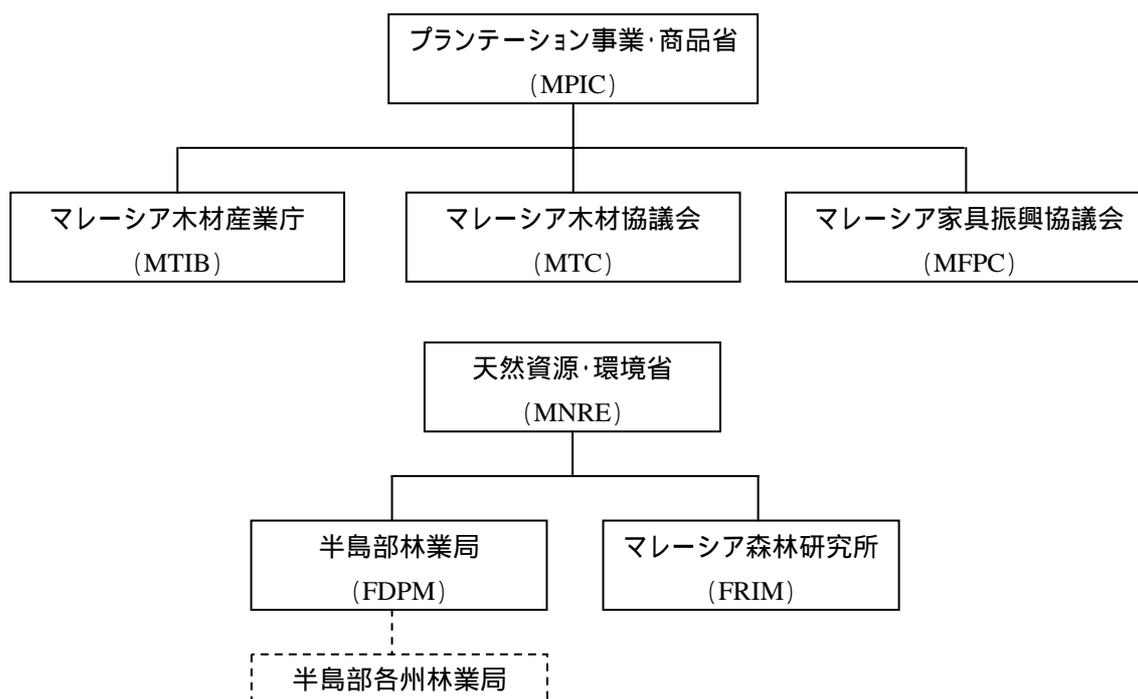


図 2-2 マレーシア連邦の森林・林業管轄機関の関係図

出所: MTC (2006b) から作成

木材貿易の水際部分に関与するマレーシア木材産業庁は、木材貿易規制の監督官庁でもある。近年 NGO 等から指摘されているマレーシア、インドネシア間の密輸に対処すべく、以下のとおり、インドネシアからの木材輸入規制を実施している。

- インドネシア産丸太の輸入禁止(2002年6月)
- インドネシア産角材 (large square and scantlings, LSS) の輸入禁止(2003年6月)
  - ✓ 小口 60 平方インチ ( 387 cm<sup>2</sup>、例えば一辺 20cm の角材) を超える角材 (LSS) の輸入禁止
- ワシントン条約 (CITES) 付属書に登録された樹種の輸入量規制(2005年1月)
  - ✓ ワシントン条約 (CITES) 付属書 II に登録されているラミン (*Gonystylus spp.*)、ガハル (*Aquilaria spp. / Gyrinops spp.*) が規制対象

ただし、インドネシア産の丸太と角材 (LSS) 輸入禁止は半島部とサバ州にのみ適用で、サラワク州には適用されていない。これは、木材輸出入規制に関しては、各州独自で規定しているため、必ずしも各地域で規制は統一していない。CITES 付属書登録樹種規制については各地域に適用されているが、その規制監督機関は半島部、サバ州がマレーシア木材産業庁で、サラワク州がサラワク木材産業開発公社と、各地域で異なる。

2007年1月9日に発行された官報 (Timber Export Bulletin 20/87, revised 0107) では半島部とサバ州に対するラミンの生産量規制は 20,000m<sup>3</sup>、ガハルは 180,000 kg となっている。現在、輸出されているラミン材製品は 14 種類で、輸出加工業者は 10 社ある<sup>19</sup>。

その他、連邦直轄の半島部の輸出規制については、1972年に主要 10種の丸太輸出禁止にはじまり、1985年には小径木を除く全ての樹種の丸太の輸出禁止を実施している。2005年には国内供給強化のためにゴム製材の輸出も禁止した。現在、有効な規制は以下のとおり。

- 小径木を除く丸太の輸出禁止
- ゴム製材の輸出禁止

### 2.3. 半島部の森林管理体制

次に半島部の森林管理について概説する。半島部林業局資料によると半島部の森林は表 2-2 のように区分されている。

表 2-2 半島部の森林タイプ一覧

森林タイプ	標高(m)
山岳地林 (montane ericaceous forest)	1,500 以上
山岳地オーク林 (montane oak forest)	1,200 ~ 1,500
高地フタバガキ林 (upper dipterocarp forest)	750 ~ 1,200
丘陵地フタバガキ林 (hill dipterocarp forest)	300 ~ 750
低地フタバガキ林 (lowland dipterocarp forest (include coastal forest))	0 ~ 300
泥炭地林 (peat and freshwater swamp forest)	0 ~ 15
マングローブ林 (marine (mangrove) swamp forest)	0

出所: FDPM, *Forestry in Peninsular Malaysia*.

<sup>19</sup> Telapak (2007) によれば 2007 年のラミンの輸出許可量は半島部、サバ州、サラワク州を合わせて 32,875m<sup>3</sup> (2006 年は 45,000m<sup>3</sup>) となっている。またインドネシアのラミンの輸出許可量は 5,909m<sup>3</sup> で、生産を許可されているのはスマトラ島の 1 社のみ。その生産許可量は年間 8,000m<sup>3</sup> である。

半島部には国家林業政策に基づき、その補足として 1976 年に半島部森林管理政策と戦略 (Forest Management Policy and Strategy for Peninsular Malaysia) が制定されている。前述したが、半島部の各 8 州 (ジョホール、ケダ、クランタン、ヌグリ・スンビラン、パハン、ペラ、スランゴール、トレンガヌ) は、連邦による国家林業政策や、国家林業法に基づく法規制に準じており、半島部 8 州においてほぼ標準となっている木材伐採・搬出手順、モニタリング、検証システムが含まれるマレーシア統一システム (Malayan Uniform System, MUS) と択伐管理システム (Selective Management System, SMS) がある。以下、これらについて半島部林業局資料を参考に概説する。

### 2.3.1. マレーシア統一システム

マレーシア統一システム (Malayan Uniform System, MUS) は標高 300m 以下の低地フタバガキ林に適用されているシステムである。樹種ごとの伐採規定は特になく、伐採樹木は胸高直径 45cm 以上の樹木とされている。伐採周期は 55 年である。本システムが導入されたのは独立前の 1948 年で、低地フタバガキ林の農地転換を伴う森林開発を目的としていた。現在、半島部の低地フタバガキ林のほとんどがすでに開発されていることから、このシステムは採用されていない。

### 2.3.2. 択伐管理システム

択伐管理システム (Selective Management System, SMS) は標高 300m を超える丘陵地フタバガキ林に適用されるシステムである。国家林業政策が制定された 1978 年に導入されたシステムである。低地の森林開発が丘陵地に及び、システム見直しの必要性が生じ、導入に至った。

システムは伐採前、伐採、伐採後と 3 つのステージに分けて管理している。伐採周期は 30 年である。表 2-3 には択伐管理システムに基づく施業の流れを示す。

表 2-3 択伐管理システムに基づく林業施業の流れ

年		実施内容
伐採前	2 年	ラインプロットを用いた 10% のサンプリングによる伐採前森林インベントリーを作成し、適切な伐採量を決定
	1 年	伐採木には伐採方向を考慮したマーキング、残存木にはナンバリングを行う
伐採当年		マークしたすべての伐採木の伐採
伐採後	3 ヶ月～6 ヶ月	残存木の有無とダメージの確認とロイヤリティのチェックのための森林調査
	2 年～5 年	ラインプロットを用いた 10% のサンプリングによる伐採後森林インベントリーを作成し、残存木の蓄積量と適切な森林保育施業の決定
	10 年	森林回復状態を把握するためのインベントリーの作成

出所: FDPM, *Forestry in Peninsular Malaysia*.

本システムでは、伐採前に伐採対象森林のインベントリーを作成し、現状の蓄積量を把握することで、適切な伐採量を算出している。伐採後には、適切な森林回復を達成するためにインベントリーを作成し、植林等を施している。以下に本システムで規定している主な事項をまとめる。

#### 施業計画における規則

- 総生産量は傾斜 20 度未満と傾斜 20～40 度とで 1:2 の割合で割当て、前者ではブルドーザーの利用を認めるが、後者では環境負荷の小さい機械を用いる
- フタバガキ科樹木の場合、胸高直径 50cm 未満は伐採禁止。特定樹種(*Neobalanocarpus heimii*)の場合は 60cm 未満が禁止
- 非フタバガキ科樹木の場合、胸高直径 45cm 未満は伐採禁止
- 残存木として胸高直径 30～45cm の商用樹種を 1ha 当たり少なくとも 32 本残す
- 伐採木として選定したフタバガキ科樹木と非フタバガキ科樹木との胸高直径差は少なくとも 5cm 以上確保する。(例)45cm の非フタバガキ科樹木を伐採する場合は、フタバガキ科樹木は必ず 50cm より太いものとする
- 残存木において胸高直径 30cm を超えるフタバガキ科樹木の割合は、必ず伐採前の割合以上を維持する

#### 伐採時における規定

- 必ず 50cm より太い森林管理計画と作業計画
- 測量と境界マーキング
  - ✓ 林班(compartment)の境界は 2m、小林班(sub-compartment)の境界は 1m
  - ✓ 境界木として 10m ごとにマーキングする。記録は 40m ごととする
- 伐採前のインベントリー(pre felling forest inventory)作成
  - ✓ 樹種、蓄積量などを記録
  - ✓ インベントリーの対象は全体の 10%
  - ✓ ラインプロットの基本単位は 50m × 20m、4 種のサブプロットとして 25m × 20m、10m × 10m、5m × 5m、2m × 2m
- 伐採道整備
  - ✓ フィーダーロード：路網密度は 40m 以下 / ha、道幅は 5m 以下
  - ✓ スキッダーロード：路網密度は 40m 以下 / ha、道幅は 4m 以下
- 毎木調査(マーキング、記録、タグ付け)
  - ✓ 伐採基準は伐採前インベントリーに従う
  - ✓ すべての伐採木にマーキングと伐採方向指示を施す
  - ✓ 種子木(mother tree)として 1 ha あたり 4 本を残す
  - ✓ 樹木分布図を作成する
  - ✓ 樹木タグ記録(tree tagging record)を作成する。この樹木タグ記録は 4 部コピーが作成され、それぞれ森林検査事務所(Forest Checking Station)、県森林事務所(District Forest Office)州林業局、伐採事業者に配布される
- 保護地域の境界マーキング

- 伐採計画作成
- 伐採許可発行、受理

#### 伐採

- 施業実施
  - ✓ 使用重機は主に Crawler, Tractor, Winch lorry and Crawler skidder
  - ✓ 作業日誌 (daily felling record) 作成、記録
  - ✓ 丸太への所有者印の打刻
- 伐採施業の月次モニタリング



写真 2-1 境界木のマーキングの様子(ヌガラ・スンビラン州)



写真 2-2 切り株へのタグ付けの様子(ヌガラ・スンビラン州)

次に伐採後の手続きについて以下に示す。

#### 伐採後の手続き

- 森林検査事務所は個々の伐採木が樹木タグ記録内容に一致するかどうか、タグ番号、樹種、小口直径などを確認する
- 検査された内容は森林検査事務所でコンピューター入力後、ロイヤルティが算出され、移動証 (removal pass) が発行される
- 林業局担当官によって林業局の刻印が打刻される

#### 加工工場での丸太検査

- 工場に入荷された丸太は、森林官によって移動証との照合が実施される
- 検査後、移動証に消印が押印される

#### 加工工場における書類管理

- すべての加工工場は州林業局から操業許可を得なければならない
- 移動証番号、入荷日、丸太番号、樹種、入荷丸太量 (m<sup>3</sup>)、加工ライン投入丸太量 (m<sup>3</sup>)、加工製品量 (m<sup>3</sup>)、国内市場集荷量 (m<sup>3</sup>) を記録しておかなければならない
- その記録は、月次報告として県森林事務所へ報告される

#### 木材製品輸出手続き

- 輸出業者は必ずマレーシア木材産業庁 (MTIB) へ登録する
- 輸出業者は輸出申告書 (Custom Declaration Form 2) と添付書類を MTIB へ提出
- MTIB は書類検査に合わせ、業者登録、輸出税支払いなどを検査する
- 検査後、輸出許可を発行する
- 税関の承認を受ける

## 2.4. サバ州の森林関連法規と管理体制

サバ州における林業は古くから盛んで、立花ら (1996) によれば、(a) 1919 年 ~ 1952 年の英領ボルネオ木材会社 (British Borneo Timber Company, BBT) の伐採権独占による広葉樹材の少量生産時期、(b) 1952 年 ~ 1966 年の BBT の独占解消後、現在の伐採権制度が導入され、海外や州内民間セクターの参入により機械化を伴う伐採地域の急速拡大時期、(c) 1966 年 ~ 1978 年のサバ・ファウンデーション (Sabah foundation (Yayasan Sabah)) が設立され、85.5 万 ha の広大な森林地域の 100 年の伐採権を獲得し、林業の中心を担った時期、そして (d) 1979 年以降に区分される。

本節では区分 (d) を概説することになるが、この 1979 年以降とは、国家林業政策が制定された 1978 年以降と言い換えることもでき、サバ州の林業政策や関連法規が連邦政府のそれに基本的に準じていることを示している。

### 2.4.1. サバ州の森林関連法規

サバ州の森林を管轄する機関は、サバ州首相官邸 (Chief Minister's Office) 天然資源局 (Department of Natural Resources) 所管のサバ州林業局 (Sabah Forestry Department) である。同局では森林・林業経営、木材加工部門を担当している。一方、野生生物保護区や国立公園などはサバ州野生生物局 (Sabah Wildlife Department) の管轄となっている。図 2-3 に森林行政構造を示す。

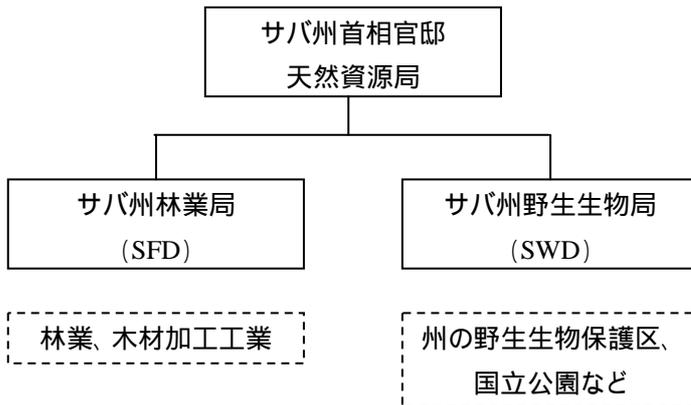


図 2-3 サバ州の森林行政構造

出所: MTC (2006b), SFD (2006) から作成

サバ州林業局の web サイトで紹介されている 2005 年に承認されたサバ州林業政策 (Sabah Forestry Policy) の一部を以下に示す。同政策は冒頭で「本政策は、国内の全てのステークホルダーと国際的に認められている持続可能な森林管理と開発の要求に応えるもので、目指すゴールは、州の森林資源の持続可能な管理の実現である」と謳っている。

#### サバ州林業政策の主な内容

- a) 永久保存林 (permanent forest reserves) とは以下に示す事項を満たすものとする
  - i) 気候、地勢、水資源管理、土壌管理、環境の質管理、自然と生物多様性の保全、小規模な洪水と土壌流出防止など。保護林 (protection forests) に区分
  - ii) 林産業のための恒久の林産物生産。生産林 (production forests) に区分
  - iii) レクリエーション、教育、研究用のための保全林。アメニティ林 (amenity forests) に区分
- b) 州や人々にとって社会的、経済的、環境的に最大の便益を得るために持続可能な森林経営の基準と指標に則った永久林の管理
- c) 永久林の規定に適合する保全とリハビリテーションの実施を伴う森林開発の継続
- d) 永久林に指定されていない、いわゆる州有地における森林 (state land forest) についても人々への最大のリターンが得られるよう土地開発事業者と協力し、持続的な伐採と加工手法を適用して利用する
- e) 雇用創出や外貨獲得のためや、林産業に適した発展のため、全ての森林タイプに効果的な伐採や利用を啓発・促進する

- f) 木材製品貿易の推進
- g) ブミプトラの林産業への参加促進
- h) 永久林の最適な生産量や伐採・利用手法に関する調査の実施
- i) 林業セクターに必要なトレーニングプログラムの実施
- j) 民間セクター、特に林業や林産業における専門家養成の視点で森林調査やトレーニングへの参加促進支援
- k) 一般市民の森林環境に関する関心・意識向上
- l) 州の森林資源の効果的な管理のための情報活用
- m) 州の森林資源開発・管理を強化するための国際レベルでの協力や関係を構築

出所: サバ州林業局 web サイトから抜粋 (<http://www.forest.sabah.gov.my/policies/policy.asp>)

上記の政策に沿い、サバ州森林法 (Forest Enactment, 1968) では、第 5 条で永久保存林にあたる保存林 (forest reserve) を州有地 (state land) における公共・公益・特別な目的のためとして表 2-4 のような区分で規定している。

表 2-4 サバ州森林法に規定された森林区分一覧

クラス	名称	用途・目的	現在の面積*1 (ha)
1	保護林 (protection forest)	気候、土壌保全	342,150 (9.5)
2	商業林 (commercial forest)	木材貿易に必要な林産物の生産林	2,683,480 (74.7)
3	州内林 (domestic forest)	地域で必要とする林産物や非木材林産物用の森林	7,355 (0.2)
4	アメニティ林 (amenity forest)	地域のアメニティ	20,940 (0.6)
5	マングローブ林 (mangrove forest)	木材貿易に必要なマングローブ製品の生産林	316,024 (8.8)
6	原生保護区 (virgin jungle reserve)	調査・研究用	91,914 (2.6)
7	野生生物保護区 (wildlife reserve)	野生生物の保全	132,653 (3.7)
合計			3,594,516

\*1: 現在の面積とは、2005 年時点で各クラスとして登録されている永久林の面積。また 2005 年に新たに登録された 1,947ha は含まない。また ( ) の数値は総面積に対する割合

出所: サバ州森林法、SFD(2006)から作成

同法では、森林管理と開発について、森林管理計画、または森林施業計画と森林再生 (reforestation) 計画の作成を義務付けている (28A 条)。その他、19 条には森林火災抑制のための禁止事項 (林地内耕作、家畜用柵建設など) や罰則 (最高で7年の懲役、または10万リング以下の罰金) が、また23条には森林からの無許可林産物取得に関する罰則 (5年以下の懲役、5万リング以下の罰金、森林転換等重度な行為については、1年以上12年以下の懲役、50万リング以下の罰金) が規定され、明確な罰則による森林資源の管理が意図されている。

また、ロイヤリティ制度については、同法、および森林規則 (Forest Rules, 1969) に規定されている。2005年サバ州年次報告書によれば、2005年の実績で州税収17億7千万リングのうち、森林セクターが4億6千万リング (26.2%) で、そのうち79.6%をロイヤリティ等が占め、重要な収入源の一つを担っていることがわかる。

サバ州の輸出規制等については、1978年の低級丸太輸出禁止にはじまり、1993年には丸太輸出全面禁止を行っている。1996年に輸出上限 (200万 m<sup>3</sup>) を設けることで輸出を再開し、現在は80万 m<sup>3</sup> を上限としている (2005年の輸出実績は植林木丸太を含め122万 m<sup>3</sup>)。現在の規制は以下のとおりである<sup>20</sup>。

- 保護林・天然林からの低級丸太輸出禁止 (人工林は可)
- セランガン・バツ (*Shorea spp.*) 材の丸太・製材について許可格付業者が認定したもの以外の輸出禁止 (2000年8月に一度輸出禁止、同年12月に条件付き再開)
- 年間80万 m<sup>3</sup> を上限とする輸出規制

以上、サバ州林業政策とサバ森林法を概観してみると、2.1.1.で述べた国家林業法10条の永久保存林 (permanent reserved forest) の11区分を、表2-4の森林区分はほぼカバーしており、サバ州森林法が、国家林業政策と国家林業法におおむね準じていることがわかる。

#### 2.4.2. サバ州の森林管理体制

サバ州の森林管理への取組みは、前述の林業政策にあるように、木材を含むその他製品の生産、森林・林業セクターにおける雇用機会創出、野生生物の生息環境保全など、サバ州内の森林による健全且つ、持続可能な利益の維持を目的としている。持続可能な森林管理としては、国際熱帯木材機関の2000年目標 (ITTO's year 2000 objectives) を参考に、永久林の管理に取組んでいる。その管理計画策定の流れについて表2-5に示す。

表 2-5 林業計画策定の流れ

管理レベル	計画期間	主な取組み
林業セクター	10～20年	林業セクター計画、森林政策、各種法規制
森林管理単位 (FMU)	5～10年	森林ゾーニング、資源のインベントリー、生産管理
林班	年次	伐採と保育 (silviculture)、非木材林産物、資源管理

出所: SFD (2005)

<sup>20</sup> その他、森林関連法規は、巻末付録参照。

サバ州では継続的な永久保存林の拡大にも取り組んでおり、2005年の実績で1,947haの保存林が永久保存林として規定されている。また同州独自の取り組みとして1997年に導入された持続可能な森林経営協定(Sustainable Forest Management License Agreement, SFMLA)制度があり、この制度は伐採事業者に100年間の伐採権を与えることで、質の高い持続可能な森林管理を推進しようというものである。2005年現在、15のライセンスが発効され、96,946 ha(サバ州森林の2.2%)の永久保存林が同制度によって管理されている。

SFMLAの他、伐採権には幾つか種類がある。それらは(a)5年を上限とした特別ライセンス、(b)1年単位のFormライセンス、(c)Form A、Form Bである。(a)と(b)はSFMLAライセンスを取得している者が認可されるライセンスで、保存林や州有地林がその対象となる。(c)のForm Bライセンスは譲渡地(alienated land)を対象に認可されるもので、皆伐施業も認められる。2005年は52,199 haがその対象として認可され、325,953m<sup>3</sup>が生産されている(SFD 2005, Wells 2006)。

こうした現状について、州林業局森林計画課の担当者は、「合法性については問題はないが、持続可能性については、州の森林管理水準が必ずしも一律持続可能なレベルではない」との認識を持ち、今後の改善課題としている。Wells(2006)も現状、伐採時のタグ付けを100%実施しているケースはデラマコ森林管理単位のみで、合法性証明システムの信頼性を向上されるためにも、すべての森林管理単位が100%のタグ付けを実施することを提言している。

以下に、本調査にて訪問した州直営で管理しているデラマコ(Deramakot)森林管理単位における管理状況を参考に、サバ州の林業施業規則や輸出手続き等を見ていく。

## (1) 概要

この森林は、1989年にドイツの支援による森林管理、および施業改善プロジェクトが導入された、いわばモデル森林である。ドイツの支援後も改善に取り組み、1997年には森林管理協議会(Forest Stewardship Council, FSC)の森林認証も取得している。また、管理レベルの向上に伴う収益改善を狙った取り組みの一環として、1995年から国内外のバイヤーを対象とした丸太のオークションを開催している。

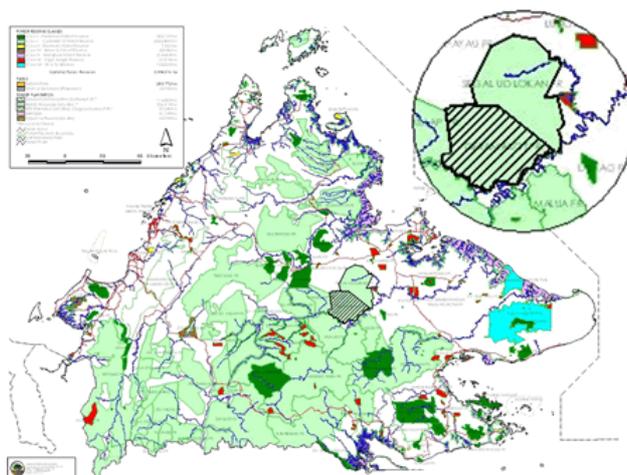


図 2-4 デラマコ森林管理単位の位置

出所: デラマコ森林管理単位事務所提供資料から引用

認証取得後、欧州諸国の旺盛な認証材購買力や原木価格の上昇を背景に、徐々に収益体制が改善され、2002年以降は黒字経営に転じている。管理面積は55,083 haで135林班(compartment)から構成され、各林班の面積は94~900 haである。生産林は51,642 ha、保護林は3,423 haである。森林内にはコミュニティが利用している18 haも含まれている。森林のタイプは低地複合フタバガキ林(lowland mixed-dipterocarp forest)で、年間降雨量は3,000~4,000mmを記録する。

## (2) 森林管理計画と年次施業計画

- 基本的な規則として、年間伐採許可量は17,600m<sup>3</sup>以下を遵守、年間1,000haの森林保育(silvicultural treatment)の実施、低負荷伐採(reduced impact logging)ガイドラインに則った施業が義務付けられている
- 施業前には必ず森林管理計画(forest management plan, FMP)と年次施業計画(Annual work plan, AWP)を作成する。年次施業計画には伐採対象林班の蓄積量や毎木調査等も含む総合伐採計画(comprehensive harvest plan, CHP)を作成する
- 年次施業計画には、以下の事項に関する計画を記載する。これは州林業局に評価されるものである
  - ✓ 伐採
  - ✓ 森林保育(silviculture)
  - ✓ 森林回復のための補植(rehabilitation planting)
  - ✓ 伐採道建設と管理
  - ✓ 違法伐採、違法侵入、森林火災の予防
  - ✓ 森林調査
  - ✓ 社会的配慮

## (3) 伐採手順

具体的な施業の流れは、伐採前、伐採、伐採後でそれぞれ表2-6に示すとおり。

表 2-6 低負荷伐採(RIL)ガイドラインに基づく施業の流れ

主な内容	
伐採前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎木調査(100%)、マーキング、タグ付け</li> <li>・ 伐採道建設、整備</li> <li>・ CHP作成、マッピング</li> </ul>
伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モリタリング</li> <li>・ 伐倒方向に配慮した伐採</li> <li>・ 伐採記録(日報)作成</li> <li>・ 格付けと測定</li> <li>・ オークション開催</li> </ul>
伐採後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌流出防止用水路建設による伐採道管理</li> <li>・ 水流の障害となる側溝などの除去</li> </ul>

出所: デラマコ森林管理単位事務所提供資料

また、以下に詳細な規則等を示す。

#### 総合伐採計画(CHP)作成時

- 毎木調査は100%実施する<sup>21</sup>
- 伐採が認められるのは胸高直径60～120cmの間の樹木。60cm未満と120cmを超える樹木は伐採禁止
- 傾斜25度以上の林地は伐採禁止
- 河川付近では緩衝地帯として30mを設定する
- 保存林内の果樹は伐採禁止
- 林班記録書(compartment register book)の作成

#### 伐採時

- 伐採時は資源有効利用のため、可能な限り根元を伐採する
- 伐採作業記録を林班記録書に記載する(伐採木番号、樹種、等級、仕向先、丸太本数など)
- 測量結果報告書(check scaling form)を森林官に提出し、承認を得る

#### 伐採後

- 伐採量、出荷量、販売量など正確に管理する



(a) 作業道の様子



(b) 丸太のマーキング(ノミ使用)

<sup>21</sup> 現在、100%の毎木調査とタグ付けを実施しているのは、デラマコ森林管理単位と、KTS Sdn Bhd.のみ(Wells 2006)。



(c) 伐採前と伐採後の林分の比較

伐採道を挟んで左が伐採前、右が 2002 年に伐採  
(撮影) デラマコ森林管理単位事務所



(d) 切り株のタグ

写真 2-3 低負荷伐採施業の様子

#### (4) 伐採後の手続き

伐採後の手続きについては、1969 年森林規則 (Forest Rules, 1969) に基づき規定されている。基本的には、貯木場でロイヤルティ算出のための測量が実施され、その検査後に移動証 (removal pass) が発行される。この移動証は半島部のシステム同様、工場入荷時に、森林官により再確認され、検査後“USED (使用済)”と押印される。この使用済移動証が輸出時の提出書類の一つとなる。

#### (5) 輸出手続き

サバ州においても輸出業者は必ずサバ州林業局に登録しなければならない。輸出業者は、輸出申告書 (Custom's Export Declaration Form 2, 通称 K2) と共に、使用済移動証など各種添付書類をサバ州林業局に提出をする。提出された書類を同林業局で検査、確認した後、マレーシア木材産業庁 (MTIB) と税関の承認を得て、最終的に輸出許可が下りることになる。

## 2.5. サラワク州の森林関連法規

サラワク州の林業の歴史は、1841年にイギリス人のジェームズ・ブルック (James Brooke) が初代王 (rajah) に就任し、100年続いたブルック王家時代にまでさかのぼる。Kaur (1998) によれば、同州の林業史は (a) ブルック王家時代、1919年に設立されたサラワク森林局や、ボルネオ会社による独占的経営、(b) 第二次世界大戦後、1946年からのイギリス植民地時代の外資伐採企業の台頭による経営、そして (c) 1963年の連邦への編入後に分けられる。

ここでは、(c)の連邦編入後の現行体制を概観していくわけだが、サラワク森林法やサラワク土地法は、ブルック王家時代に制定された法規制の条項を色濃く残している点を合わせて確認する。

### 2.5.1. サラワク州の森林関連法規体系

#### (1) サラワク州の森林行政構造

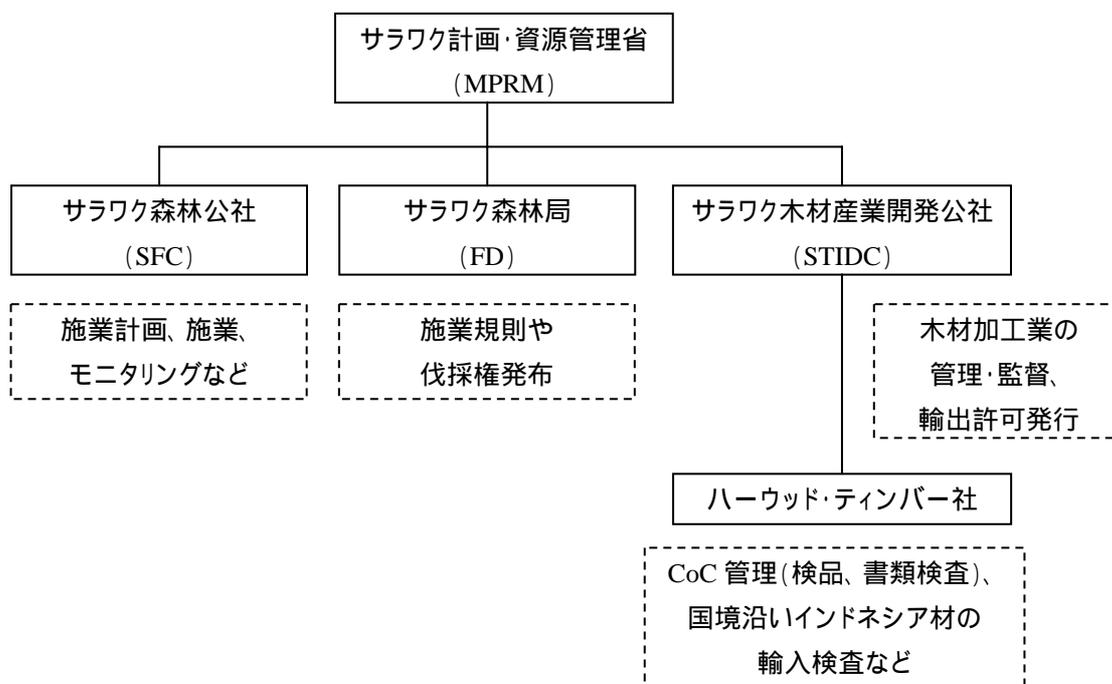


図 2-5 サラワク州の森林行政構造

出所: MTC(2006b), STIDC(2006a)

図 2-5 にサラワク州の森林行政構造を示す。サラワク計画・資源管理省 (Ministry of Planning & Resource Management, MPRM) の下、サラワク森林局 (Forest Department Sarawak, FD) は森林政策、施業規則、伐採権発布などを担当している。伐採施業に伴うロイヤルティの徴収や、施業規則への遵守状況のモニタリングをサラワク林業公社 (Sarawak Forestry Corporation, SFC) が担当している。サラワク林業公社には、持続可能な林業コンプライアンス部門 (Sustainable Forestry and Compliance Unit, SF&C) と保証資産保護部門 (Security and Asset Protection Unit, SAPU) があり、それぞれ林業生産の上流と下流を分担している。その後、丸太が伐採企業の所有物となった後の

木材加工業に対して義務付けられている規則に係る管理・監督や、輸出許可発行に至るまでをサラワク木材産業開発公社(Sarawak Timber Industry Development Corporation, STIDC)が担当している。

政策決定・規定、林業経営、モニタリング、そして輸出管理まで、すべてがサラワク計画・資源管理局の権限で行われる複合多機関構造で、上流業務と下流業務を限定された機関に集約することにより、州政府による比較的厳しい木材生産・流通管理が可能となっている(IGES 2007)。

本体制は 2003 年にサラワク森林公社が設立され確立した。それ以前は、政策・法規制定、伐採権発布、施業管理、モニタリング、その他林業についてはすべてをサラワク森林局が管轄していたが、1990 年の国際熱帯木材機関(ITTO)の指導に基づき、持続可能な森林経営の実施体制を強化するために、分社化したものである<sup>2223</sup>。この分社化は、1995 年に制定されたサラワク林業公社法(Sarawak Forestry Corporation Ordinance, 1995)に基づき実施されている。

こうした行政体制の背景には、1981 年から続く長期政権を握るタイプ・ビン・マハムド(Taib Bin Mahmud)州首相がサラワク計画・資源管理省の大臣を兼ねていることが挙げられる。サラワク林業公社の資料によれば、2004 年のセクター別州収入において、林業収入が 32%を占め、25%を占める石油・ガスセクターとともに州の重要な産業の一つであることがわかる。

## (2) サラワク州の森林政策

サラワク州森林局の web サイトで紹介されているサラワク森林政策(Forest Policy of Sarawak, 1954)を以下に示す。同政策の最初の項において「森林に暮らす住民の利益を十分に保護するため」としているのが特徴的で、ここで用いられている永久林地(permanent forest estate)が、国家林業法で用いられる永久保存林(permanent reserved forest)に相当するものである。

### サラワク森林政策の主な内容

- a) 現在および将来にわたって永続的に森林に暮らす住民の利益を十分に保護するために、
  - i) 国土を気候、物理的に健全な状態に保つため、土壌生産性および、家庭用、産業用、灌漑、農業用利用の水供給のセーフガード、また河川や農業用地の浸食、洪水による被害を回避する
  - ii) 農業用、家庭用、産業用のために必要な全ての林産物を、完全に発展した国家経済の下、永続的かつ適正な価格で供給する
- b) これらの主目的と持続的な生産性の原則と、可能な限り最大の収益を得るという目的とを両立しながら「永久林地(permanent forest estate)」の生産林を管理する。
- c) 実行可能な範囲において、「永久林地」外の土地の譲渡前における林産物の徹底的かつ経済的効用を発展させる
- d) 地域内需要の優先権と両立できる限りにおいて、林産物の高収益な貿易を促進する

出所: サラワク州森林局 web サイト (<http://www.forestry.sarawak.gov.my/forweb/ourfor/policy/policy1.htm>)

<sup>22</sup> しかしながら、現在もサラワク林業公社のトップとサラワク森林局のトップは同一人物であり、実施機関が独立したのみで、実質的には森林局が管轄をしている。2007 年の訪問時、当初サラワク森林局に訪問を申し込んだにも関わらず、実際の対応は場所も担当もサラワク林業公社であった。同会合で、幾つか法規制の質問を投げかけると「森林局へ聞いてくれ」との対応を受けたため、「そもそも本会合はサラワク森林局へ接見を申し込んだものだったのだが」との返答をしたところ「トップは同じなので、どちらが対応しても同じことである」との回答だった。

<sup>23</sup> サラワク林業公社では、自社を government owned private company と説明資料において記している。

次に 1958 年サラワク森林法 (Forest Ordinance, 1958) に規定されている永久林地 (permanent forest estate) の区分と、それ以外の完全保護地域 (totally protected area)、州有地 (state land) について、同サイトと STIDC (2006a) を参考に以下にまとめる。

#### サラワク森林法に定められた森林の区分

(永久林地)

- 保存林 (forest reserves)

永久林地の一部であり、永続的に州の木材供給源として、また限定された利用権や、地域住民の林産物利用特権のために生産林に分類される。保存林はサラワク森林政策の一般項目における (i) と (ii) を必ず実現するために厳格な管理が必要と規定される。

- 保護林 (protected forests)

保護林においては、1958 年サラワク森林法により、サラワク住民の自給用であれば、林産物の収穫、狩猟、漁業、放牧を許可している。以下のような土地を保護林として制定する。

- ✓ その構成の主目的が土壌と水資源の基盤保護である土地、および地勢や植生の観点から、主要生産林として実施困難な集約的管理を要するような性質をもつ土地
- ✓ 大規模な永久林地において、適切な土地利用の方法が決定していない未調査のエリアで構成されている土地

- 入会林 (communal forests)

入会林は近隣に定住している共同体が望む、林産物の自給ニーズを満たすことができる便利な地域にのみ制定される。そのような森林は、その全ての重要な技術関連事項についてサラワク森林局に相談をする形で管理される。入会林は通常、共同体個別の自給ニーズの永続的供給のためのみや、適度な人口増加を許容するに十分な面積とする。しかしながら、林産物の自給ニーズを含む理由により森林保護の必要性がある場合を除く。

(その他の森林区分)

- 完全保護地域 (totally protected area)

完全に保護された森林で、木材生産は禁止される。これには、州立公園、野生生物保護区、自然保護区、自然回復 (rehabilitation) センターなどが該当する。

- 州有地 (state land)

保存林として指定されていない森林地域はその他の用途、例えば農園などに利用される。

出所: サラワク州森林局 web サイト、STIDC (2006a)

また同サイトによると、サラワク州における二次林 (secondary forests) とは、焼畑耕作のために伐採された天然林が自然に回復した森林を指す。現在、これらの森林は最小限の樹冠被覆率を満たし、野生生物や自然土壌で構成される。二次林は 10 年ほど放棄 (休耕) されることで形成される。サラワク州において二次林は高被覆率林 (closed forest) として見なされる<sup>24</sup>。表 2-7 にはサラワク州の森林タイプを示した。サラワク州の森林のほとんどは丘陵地に分布していることがわかる。

<sup>24</sup> 例えば FAO では、樹冠被覆率 10% 以上を closed forest とみなすが、インドでは 40% 以上を closed forest とし、10% 以上 ~ 40% 未満の蓄積の低い森林は open forest としている。

表 2-7 サラワク州の森林タイプについて

森林タイプ	地勢状況	面積(百万 ha)
丘陵混合フタバガキ科林 (Hill mixed dipterocarp forest)	低地から 1,500m まで	7
泥炭湿地林 (Peat swamp forest)	例えば Rajang delta や Batang Baram など	1
マングローブ林 (Mangrove forest)	沿岸地帯	0.1
砂地林 (Kerangas forest)		わずか
低山地帯林 (Montane forest)	1,500m を超える地帯	わずか

出所: サラワク州森林局 web サイト (<http://www.forestry.sarawak.gov.my/forweb/ourfor/typefor/tcsf.htm>)

### (3) サラワク州の輸出規制等

サラワク州では木材輸出については、1980 年にラミン丸太の輸出禁止や 1993 年の特定丸太の輸出禁止を行っている。現在の規制は以下のとおりである。

- ラミン丸太の輸出禁止
- ホロー・アラン・バツ材 (Hollow Alan Batu)、農地転用地から生産された材、径級 33cm 以下の材、湿地林から生産された材の輸出禁止
- 丸太生産量の 60% を州内加工用とし、残る 40% を輸出枠とする

サラワク州から輸出されるすべての製材品は 1984 年マレーシア製材等級規則 (Malaysian Timber Grading Rules for Sawn hardwood timber, 1984) に基づき、等級ごとにロイヤルティが徴収されるが、輸出時の最低 10% のサンプリング検査はサラワク木材産業開発公社が実施する<sup>25</sup>。

またサラワク森林局では、インドネシアからの違法輸入を防止するために、2000 年 7 月からインドネシアからの木材輸入拠点をスマタン、ピアワク、テベドゥ、バトゥリントン、ルボックアントウの 5 箇所限定し、税関を通過するインドネシアからの製材等の管理・監督を実施している。実施主体は、サラワク木材産業開発公社の 100% 子会社であるハーウッド・ティンバー社<sup>26</sup>が担当している (IGES 2007)。

<sup>25</sup> 1983 年木材等級規則 (Timber Grading Regulation, 1983) に規定

<sup>26</sup> 同社はサラワク森林法第 67 条 A(5) に規定された公認の機関である (IGES 2007)

#### (4) サラワク土地法

サラワク州では1987年以降、同州に居住する先住民族<sup>27</sup>と政府、伐採企業との間で先住民族の土地に対する権利に関する解釈の相違により、多くの係争事例が見られる。この先住慣習権 (native customary rights) に関する問題はサラワク州全土で起こっているため、日本が同州から輸入する丸太や合板等が係争事例がみられる土地から生産されている可能性は否定できず、合法性や持続可能性を考える上で軽視できない問題である。

以下、Bulan(2005)、Cooke(2005)、STIDC(2006a, 2006b)などを参考に、現在のサラワク土地法の制定に至る背景、現行法の内容、そして政府の先住慣習権に対する解釈を記す。

##### サラワク土地法制定に至る背景

Bulan(2005)によると、サラワクにはブルックが到来する以前から先住慣習法 (adat) に基づく土地所有権の仕組みが存在していた。その権利とは、(a)土地を耕作する権利、(b)ジャングルからの林産物採取権利、(c)狩猟や漁業の権利、(d)埋葬地や儀式的目的で土地を使用する権利、(e)相続と移転の権利であった。先住民族の考えによれば、未開拓地から開墾した耕作地の土地所有権は永久的に開拓者に与えられるもので、この概念は実質的に先住民族の間で現在も継承されている。

土地に対する法整備の流れを表 2-8 に示す。ブルック時代当初、中国移民が急増した際に先住民族の権利を保障するため、幾つかの規則等において先住民族の土地に対する権利が定義されていた。第2次大戦後の1948年、サラワクが正式にイギリス植民地に譲渡される際に、土地区分を明確化する目的で制定された土地区分法 (Land (Classification) Ordinance, 1948) において、他の土地と共に先住慣習権の土地が明確に定義された。この区分が現行法の基盤となっている(表 2-9)。

表 2-8 サラワク州の土地に対する法整備の流れ

年代	法律・制度名	内容、目的
1842	法令 (Code of Laws)	中国移民から先住民族の権利を保障すると記述
1863	土地規則 (Land Regulation)	名義不明な土地 (idle or waste land) は先住慣習地以外と定義
1939	政府回覧 (Secretarial Circular No. 12)	慣習地保有の概要が報告された
1948	土地区分法 (Land (Classification) Ordinance)	土地区分明確化のための法律で現行法の基礎となっている
1958	サラワク土地法 (Sarawak Land Code)	現在までに1994、1996、1998、2000年に部分的改正

出所: Bulan(2005)、Cooke(2005)、ザイナル(1983)から作成

<sup>27</sup> サラワク州の先住民族名とサラワク州人口に対する比率は、イバン (Iban) が 29%、ビダユ (Bidayuh) が 8%、ムラナウ (Melanau) が 5.5%、その他 5.7% (ケニヤ (Kenyah)、カヤン (Kayan)、ウキット (Ukit)、プナン (Penan)、スカパン (Sekapan)、ラハナン (Lahanan)、ルン・バワン (Lun Bawang)、クラビット (Kelabit)、ブラワン (Berawan)、プナン・バア (Punan Bah))

表 2-9 1948 年土地区分法における土地区分の一覧

土地区分	用途など
混合地域 (mixed zone land)	全ての市民が規制なく所有できる土地
先住民地域 (native area land)	先住民のみ所有できる土地権利書のある土地
先住民共有保存地域 (native communal reserve)	すべての先住民の利用が法律で許可された、または地域の慣習法で規定された土地
保存地域 (reserved land)	公共目的のために保存されている土地
内陸地域 (interior area land)	混合地域以外の土地
先住慣習地 (native customary land)	先住慣習権が適用された土地

出所: Bulan(2005)から作成

1948 年土地区分法により、先住慣習権は認められ、土地は保全されたが、一方で先住民は植民地政府の下で権利の認められた土地所有者となったことは大きな転機となった。

1958 年サラワク土地法 (Sarawak Land Code, 1958) は 1948 年土地区分法をほぼ踏襲する形で制定された。同法は土地において登録された者のみを承認する仕組みであるため、基本的にすべての土地所有者は権利書、譲与証書、借地契約書など何らかの権利書を示す書類を所有しなくてはならない。先住慣習権については同法 5 条に規定されている。1 項は、「先住慣習法に基づく先住慣習権は政府の承認が得られた場合にのみ内陸地域において認められるが、1958 年 1 月 1 日以降に土地に対して適用した先住慣習権については一切認められない」と規定。2 項では、先住慣習権の土地取得の手法について以下のように規定されている。(a) 以下の用途のために原生林 (virgin jungle) を伐採して取得した土地として、(b) 果樹植栽用地、(c) 居住地や耕作地の開墾、(d) 墓地や聖堂としての利用、(e) 通り道としての土地の利用、(f) 他の合法的な方法による土地の利用<sup>28</sup>。

また同法はこれまでに幾度か改正されている。1994 年改正は担当大臣に先住慣習権を廃止する権限を与えた。1996 年改正では、先住慣習権を主張する先住民自らが「土地は州に属する」という前提に対して、いかなる土地においても先住慣習権を有することを証明しなければならない責任を負った。1998 年改正では、道路建設に伴う強制的な土地収用に関して、アセスメントと補償支払い制度が導入された。2000 年の改正では、先住慣習地とその他の土地区分 (例えば内陸地域) とで、土地の回収と権利消失に対する支払い可能な補償判決に関するプロセス等の整合性を取り、先住慣習権の登記簿を創設した。

#### 政府の見解

以下は、STIDC (2006b) を引用する。

州政府の先住慣習権の土地に対する基本的な考え方は「先住民族は法に基づく土地に対する権利を有する人々として、州政府から州有地における許可を承認される」と理解している。したがって先住慣習法により継承された土地は継承放棄と見なされ、先住慣習地とは認められな

<sup>28</sup> f) は 2000 年の改正で削除された。

い。

現在のサラワク土地法 5 条 1 項における先住慣習権の定義のほかに、ブルック時代の 1933 年 6 月 22 日に制定された入植地法 (Land Settlement Ordinance (Rajah Order L7)) 第 66 条における先住慣習地の定義がある。その定義は以下のとおり。(a) 1 エーカー当たり 20 本以上の果樹が植栽されている土地、(b) 最近 3 年間、継続的に耕作、(c) または居住されている土地、(d) 聖堂、墓地用地、(e) 上記は人、動物、河、土地、家などすべてに適用。

州政府はそのような先住民族の権利を尊重し、イバン慣習法 (Adat Iban Order, 1993)、ピダユ慣習法 (Adat Bidayuh Order, 1994)、カヤン - ケニヤ慣習法 (Adat Kayan-Kenyah Order, 1994) を現行法に取り入れている。これ以外の慣習法は、配慮されることはあっても法的には取り入れられることはない。また、サラワク土地法 5 条 2 項で先住慣習権の土地取得の手法について規定しているが、2000 年以降、その他は原則認めていないため、狩猟、漁業、原生林の林産物取得は先住慣習地に対する有効な手法と見なされない。

州政府の見解では、先住民族は、現行土地法には含まれていない土地、原生林、彼らの居住地周辺の河川に対する権利付与について、自分たちは権利があると間違った理解をしている。また 150 余年の歳月をかけて発展・変化している現行土地法において、名義の不明な土地への権利は認められていない。さらに州政府は、森 (*pulau*) と、これまでに一度も耕作されていない耕作地 (*temuda*) とが同等とは認識していない。先住民族は、森 (*pulau*) に対して法に規定された権利を有しておらず、土地に対しても同様である。したがって、先住民族は過去に一度も耕作地として利用していない原生林に対して彼らの先住慣習権の土地として主張すべきでない。

政府は常にすべての先住慣習権を尊重している。同様に先住民族に対しても 150 余年を経て平和的に発展してきた法体系への理解を期待する。

## 2.5.2. サラワク州の森林管理体制

サラワク州ではマレーシア連邦憲法に基づき、森林部門の法令遵守を検証する独自システムを有している。サラワク森林局、サラワク林業公社、サラワク木材産業開発公社、ハーウッド社が上流業務、下流業務を分担して検証する仕組みだ。以下、STIDC (2006a)、IGES (2007)、Len (2007) などを参考に、サラワク州の施業規則、伐採後の手続き等の流れについて検証主体とその手順を含め概説する。文中の下線部は、システムにおいて丸太の合法性とトレーサビリティを確保する各書類等である。

### (1) 伐採権

伐採事業者に与えられる (i) 伐採権 (concession license) は、サラワク計画・資源管理省が発行し、サラワク森林局によって管理される。伐採権申請書には、森林管理・施業計画、伐採区域 (block) と伐採区画 (coupe)、樹木インベントリー、伐採予定樹木、ロイヤルティのレート、年間伐採許可量と伐採量、森林技術計画 (forest engineering plan)、環境影響評価など 32 の項目が記載される。

またサラワク林業公社資料 (2007) によれば、伐採権の認められる地域に関して、(1) 入会林

(communal forest)、(2)他用途利用予定地(alienated land)、(3)一時的な許可を得ている地域、(4)先住慣習権(native customary rights)の認められている土地は、伐採対象地に含まれないことが規定されている<sup>29</sup>。

## (2) 木材加工操業権

すべてのタイプの木材加工業の操業にあたっては、まずサラワク産業調整委員会(Sarawak Industrial Coordination Committee, ICC)の協力を得て、国際貿易産業省(Ministry of International Trade and Industry, MITI)に(ii)操業許可(manufacturing license)を申請し、承認を得る。さらにサラワク森林法第 66 条に基づき、サラワク森林局からも(iii)操業権(mill license)を取得する。

また 2006 年サラワク木材産業規則(Sarawak Timber Industry (Registration) Regulation, 2006)の施行により、2007 年 6 月から一次製材加工業を除くすべての木材加工工場はサラワク木材産業開発公社(STIDC)に登録し(iv)製造業登録証(STIDC registration certificate)を所持することとなっている。この登録証は年次更新が必須である。登録義務違反には 30 万リンギの罰則が科せられる。

## (3) 輸出業者登録

サラワク木材産業開発公社は、1967 年マレーシア税関法(Malaysian Custom Act, 1967)により木材製品の輸出入許可証を発行する権限を有する。同公社は 2006 年、電子許可証発行システム(Sistem Maklumat Kastam, SMK)を開発した。この稼働により、すべての輸出業者はこのシステムに登録し、ID を取得しなければならない。

## (4) 施業規則

永久林地において取組まれている施業規則を以下に箇条書きにする。州有地の森林については、農地転換も認められているため、以下の規則は必ずしも適用されない。

### (禁止事項)

- フタバガキ林の伐採周期は 25 年。同林内において、フタバガキ科樹木は胸高直径 60cm 未満、それ以外の樹種は胸高直径 45cm 未満は伐採禁止
- 湿地林においては、ラミンが胸高直径 40cm 未満、その他の樹種は 50cm 未満が伐採禁止
- 伐採禁止樹種や保護樹種については、野生生物保護法(Wildlife Protection Ordinance, 1998)にて規定されている
- 35 度以上の傾斜を持つ丘陵地森林ではトラクターの利用は禁止

### (施業規則)

- 伐採事業者は施業の前に作業道建設を含む詳細な伐採計画書を作成し、サラワク森林局の承認を得なければならない
- サラワク森林局により上記計画書が承認され、(v)伐採区画立入許可(a permit to enter coupe, PEC)が発行された後、作業道建設に着手する。作業道建設手順は以下のとおり

<sup>29</sup> 伐採権申請書に記載される森林管理・施業計画に関する詳細はサラワク森林法第 51 条にて規定されている。

- ✓ 伐採区画(coupe)境界の測量、明確化
- ✓ 地形図を用いた作業地図の作成
- ✓ 作業道建設許可が下りた後、現場での測量実施と計画決定
- ✓ 作業道建設に伴う伐採木一覧を作成し、サラワク森林局の承認を得る
- ✓ 伐採施業後、フィーダーロードは車両の侵入を防止するため閉鎖
- 伐採事業者の作業員が施業に着手する前には、サラワク林業公社によって伐採区画立入許可(PEC)がチェックされる

## (5) 伐採後の手続き

### a) 伐採地 - 伐採事業者

- ✓ 玉切り後、道端の山土場へ移動し、樹皮を剥ぐ
- ✓ 丸太の小口に伐採区域 / 区画番号、樹種、伐採作業班を示すプラスチックのタグ付けを付ける。通常は「白」、ヘリ集材したものは「青」のタグ
- ✓ トラクター番号を記載(ペンキ)。丸太番号や自社表示タグ付けはオプション
- ✓ 輸送の際は 丸太輸送リスト(transportation record) を携帯し経由地へ輸送

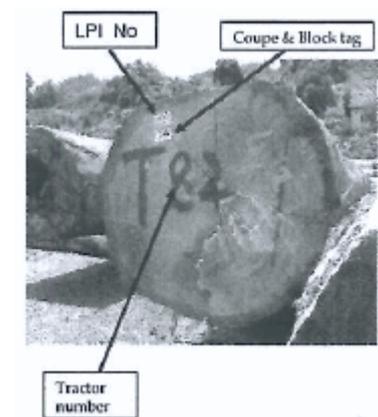


図 2-6 マーキング、タグ付けの様子

出所: STIDC(2006a)から引用

### b) 経由地(transit camp) - 伐採事業者

- ✓ 積荷を降ろし、整形、採寸、仕分け、等級付け
- ✓ サラワク森林局長により承認された伐採権保有者の登録刻印を丸太の両端の小口と中心部に打刻
- ✓ 一次製材所、合板工場、輸出用、それぞれの用途に沿った分類ラベル付け
- ✓ 丸太移動記録作成(毎日の丸太の入荷と出荷、受理した記録、丸太の在庫管理記録、その他丸太紛失記録など)
- ✓ 丸太の等級と詳細が記録された 丸太輸送リスト(transportation record) を携帯の上、貯木場へ輸送

### c) 貯木場(log pond) - 伐採事業者

- ✓ 再度、整形、採寸、等級付けの実施
- ✓ 国内用、輸出用の最終用途に合わせて仕分け
- ✓ すべての丸太に固有のシリアル番号を付け、用途別に色分けされたプラスチックタグに記載(表 2-10)
- ✓ 丸太移動記録作成(毎日の丸太の入荷と出荷、受理した記録、丸太の在庫管理記録、その他丸太紛失記録など)
- ✓ 丸太明細書(logs specification form for royalty, LSF for royalty) の作成とサラワク林業公社への提出

表 2-10 伐採方法ごとのプラスチックタグの色とその用途

トラクターと木馬(クダクダ)伐採		ヘリコプター集材	
タグの色	用途	タグの色	用途
白(A-L)	輸出用丸太	青(HA-HL)	輸出用丸太
黄(M-S)	製品用丸太	黄(HM-HR)	製品用丸太
橙(T-Z)	単板集成材・合板用丸太	橙(HT-HZ)	単板・合板用丸太
紫	丸太柱(直径 30 ~ 40cm 未満)		
桃	丸太柱(直径 20 ~ 30cm 未満)		

出所: Len(2007)から作成

d) ロイヤルティ検査 - サラワク林業公社林業コンプライアンス部門(SF&C)

- ✓ SF&C は事業者から提出された出荷許可申請書と 丸太明細書(LSF for royalty) に基づき、丸太の本数、プラスチックラベル、樹種、登録事業者刻印の全量検査。寸法確認は 10% サンプルング
- ✓ 上記検査に合格すると、SF&C により JH(Jabatan Hutan(Forest Department)) 印の打刻と 出荷許可(removal pass for royalty) 発行

(6) 貯木場における出荷手続き

以下、輸出用丸太の場合は(e)、製品用丸太の場合は(f) ~ (g)の手続きを経る。

(輸出用丸太の場合)

e) 丸太出荷時検査 - サラワク林業公社林業コンプライアンス部門(SF&C)

- ✓ SF&C は事業者から提出された 丸太明細書、出荷許可の原本、新規の 出荷用丸太明細書(LSF for transit) を基にハーウッド・ティンバー社と合同検査を実施。検査内容は、丸太本数、樹種、プラスチックタグと丸太番号、伐採権保有者の登録刻印の全量検査。寸法確認は 10% サンプルング
- ✓ 検査後、貯木場出荷許可(removal pass for transit) を発行

(製品用丸太の場合)

f) 国内加工工場向け製品用丸太検査 - ハーウッド・ティンバー社

- ✓ ハーウッド・ティンバー社は事業者から提出された検査済み 丸太明細書、出荷許可、新規の 出荷用丸太明細書(LSF for transit) を基に SF&C と合同検査を実施。検査内容は、丸太本数の全量検査と、樹種、丸太番号、伐採権保有者の登録刻印、JH 刻印の 10% サンプルング検査
- ✓ 検査後、ハーウッド・ティンバー社は伐採業者に 検査報告書(inspection report) を、SF&C に 承認証(Endorsement Clearance Certificate, ECC) を作成

g) 製品用丸太出荷時検査 - サラワク林業公社林業コンプライアンス部門(SF&C)

- ✓ SF&C は事業者から提出された 丸太明細書、出荷許可の原本、新規の 出荷用丸太明細書、承認証 を基にハーウッド・ティンバー社と合同検査を実施。検査内容は、丸

太本数、樹種、プラスチックタグと丸太番号、伐採権保有者の登録刻印の全量検査。寸法確認は 10% サンプリング

- ✓ 検査後、貯木場出荷許可 (removal pass for transit) を発行
- ✓ 事業者は出荷する丸太に 送付状 (supplier's invoice) と 納品書 (delivery note from vendor) を添付

検査 f) と g) は同時に実施される

以下、(7) と (8) は国内加工工場向け製品用丸太の場合、(9) は輸出用丸太の場合である。

## (7) 輸送中

- h) 河川経由で輸送された国内加工工場向け丸太検査 - ハーウッド・ティンバー社
- ✓ ハーウッド・ティンバー社は河川のチェックポイントにおいて、SF&C に承認された出荷用丸太明細書、貯木場出荷許可に基づき、丸太本数を全量検査
  - ✓ 船舶出荷許可 (shipping pass) を発行

## (8) 加工工場

- i) 国内加工工場に入荷した丸太検査 - サラワク林業公社保証資産保護部門 (SAPU)
- ✓ サラワク林業公社保証資産保護部門は丸太が加工工場に到着した際、SF&C に承認された出荷用丸太明細書、貯木場出荷許可と、ハーウッド・ティンバー社発行の船舶出荷許可に基づき、樹種、伐採権保有者の登録刻印、プラスチックタグ、JH 刻印、丸太番号を全量検査
  - ✓ チェック記録の更新
- j) 製造ライン投入前の丸太検査 - 事業者
- ✓ 事業者の検査担当が入荷丸太の、出荷用丸太明細書、貯木場出荷許可、船舶出荷許可を確認
  - ✓ 書類は、送付状、納品書、丸太指示書 (log purchase order) を管理し、丸太入荷記録作成
- k) 製品検査 - 事業者
- ✓ 製品バンドルごとに企業名とロゴを表示
  - ✓ 投入丸太量 (樹種、等級、ボリューム)、製造量 (樹種、等級、ボリューム)、換算値、納品書、丸太指示書、在庫管理書、ロット管理記録、販売記録等の書類を管理、作成

## (9) 輸出前検査

- l) 入荷検査 - サラワク林業公社林業保証資産保護部門 (SAPU)
- ✓ SAPU は丸太到着時に SF&C に承認された出荷用丸太明細書、貯木場出荷許可に基づき、ハーウッド・ティンバー社と合同検査を実施。検査内容は、樹種、伐採権保有者の登録刻印、プラスチックタグ、JH 刻印、丸太番号を全量検査。寸法検査はランダムに実施
  - ✓ 検査後、記録を更新と、検査証 (incoming FD number) の発行

- m) 輸出向け丸太検査 - ハーウッド・ティンバー社
- ✓ ハーウッド・ティンバー社は 貯木場出荷許可、輸出用丸太明細書 (LSF for export)、SAPU の検査証 (incoming FD number) に基づき、SAPU と合同検査を実施。検査内容は、丸太本数とプラスチックタグの色について全量検査。樹種と丸太番号、伐採権保有者の登録刻印、JH 刻印は 10% サンプリング
  - ✓ 検査後、輸出手続証 (Export Clearance Certificate, ExCC) を発行
- n) 出荷検査 - サラワク林業公社林業保証資産保護部門 (SAPU)
- ✓ SAPU は 輸出用丸太明細書、輸出手続証 (ExCC) に基づきハーウッド・ティンバー社と合同検査を実施。検査内容は、樹種、伐採権保有者の登録刻印、プラスチックタグ、JH 刻印、丸太番号を全量検査。寸法検査はランダムに実施
  - ✓ 検査後、輸出用出荷許可 (removal pass for transit) を発行  
検査 l) ~ n) は同時に実施される

## (10) 通関申告と検査

- o) 輸出検査 - サラワク木材産業開発公社 (STIDC)
- ✓ 輸出業者によるオンライン通関申告 (Custom Declaration Form No. 2 Pin 8/89, CDF2) は荷主、荷受人、海運業者、積荷内容、仕向地、材積、価額、数量を申告
  - ✓ 添付書類 (丸太の場合)
    - (iv) 製造業登録証、輸出用丸太明細書 (コピー)、輸出用出荷許可、出荷指示書 (shipping order)、送付状 (invoice)、丸太要約記述書 (STIDC RD 1/93 form)、営業許可書 (trade license)、丸太割当量適合証 (letter of log quota compliance)
    - ガハル、プリアン、バカウ、セペチール、ピンタンゴールの特定樹種の場合にはサラワク森林局発行の特別輸出許可証
  - ✓ 添付書類 (製材品の場合)
    - 出荷指示書、送付状、積荷リスト、サプライヤーリスト (declaration on source of supply of timber products)、STIDC 発行の等級証明書 (grading certificate)<sup>30</sup>
    - ガハル、プリアン、バカウ、セペチール、ピンタンゴールの特定樹種の場合にはサラワク森林局発行の特別輸出許可証
    - さらにラミン製材の場合は等級証明書の代わりに、サラワク森林局発行の等級除外証明書 (exemption from grading certificate by STIDC) と CITES 証明書 (CITES certificate)
  - ✓ STIDC は添付書類の正確性を確認することで、オンライン通関申告内容を検証
  - ✓ 検査後、申請者には電子許可証発行システムによって通関申告承認番号の発行、登録
- p) 輸出許可 - 税関 (Royal Customs Department, Malaysia)、サラワク木材産業開発公社 (STIDC)
- ✓ 税関では、STIDC 電子許可発行システムにより発行された通関申告承認番号を受け、事業者に対して通関申告承認の確認書を発行

<sup>30</sup> 2-3-1(3) で触れたが、STIDC は事業者の提出した出荷指示書に記載された積荷の 10% の等級を現物検査した上で、等級証明書を発行する。

- ✓ 事業者は、STIDC の通関申告承認番号、税関の通関申告承認の確認書により、完成した通関申告書(CDF2)を再度 STIDC に提出し再承認を得る
- ✓ 通関申告書の裏面に STIDC の承認印が押印され、輸出許可証(CDF2)となる。して電子申告書類のコピーとともに積荷に添付され輸出される

以上の流れを表 2-11 にまとめた。

表 2-11 サラワク州における伐採地から輸出までの諸手続きの流れ

確認場所 ・段階	検査 / 承認 / 許可主体						
	伐採業者	FD	SFC (SF&C)	SFC (SAPU)	Harwood	STIDC	税関
伐採前	(i)* <sup>1</sup> ,(ii)* <sup>2</sup> , (iii),(iv),(v)	(i),(iii)	(v)			(iv)	
伐採地						(i)伐採権* <sup>1</sup> (ii)操業許可* <sup>2</sup> (iii)操業権 (iv)製造業登録証 (v)伐採区画立入許可  丸太輸送リスト 丸太輸送リスト 丸太明細書(ロイヤルティ)承認 JH 刻印 出荷許可(ロイヤルティ)発行 出荷用丸太明細書承認 貯木場出荷許可	
経由地							
貯木場 (ロイヤル ティ)		↘					
貯木場 (輸出丸太)							
貯木場 (製品丸太)				↔			
河川経由 (製品丸太)						出荷用丸太明細書承認 検査報告書発行 承認証発行 貯木場出荷許可 送付状 納品書 船舶出荷許可 丸太指示書などの管理 輸出用丸太明細書承認 輸出手続証発行 輸出用出荷許可発行 サプライヤーリスト 税関申告書	
加工工場 (入荷時)		(iv)製造業登録証 輸出用丸太明細書 輸出用出荷許可 出荷指示書送付状 丸太要約記述書 営業許可書 丸太割当量適合証 特別輸出許可証* <sup>3</sup>		丸太 全量検査			
加工工場 (加工後)							
輸出前 検査					検査証発行 ←		
通関申告 (丸太)	(iv), , * <sup>3</sup>					承認 ← 確認	
通関申告 (製品)						承認 ← 確認	

出所: STIDC (2006a) から作成

### 3. マレーシア政府、その他セクターの持続可能性への取組み

マレーシア連邦政府やその他セクターが取組む持続可能性への取組みを紹介する。現在 EU が世界的に展開している「森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する EU 行動計画(EU-FLEGT)」は消費国側からのポジティブプレッシャーとなって、マレーシアを含む木材生産諸国の取組みを喚起している。

#### 3.1. 森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する EU 行動計画<sup>31</sup>

2003年5月、欧州委員会(European Commission, EC)によりEU-FLEGTが公表された。この行動計画には、生産国における合法性証明システムの開発支援、ガバナンスの改善や能力向上とともに、これを補完する形で違法材への需要を削減するためのEU内消費国の対策も盛り込まれている。生産国で輸出が許可された木材しかEU内に流通させないという自主的なライセンスの枠組みや、EU市場への違法木材製品の輸入を制限するための法制化を検討することなどが盛り込まれている。さらに、政府調達においての指針や、業界に対する自主的行動規範の導入促進、金融機関が違法伐採活動を助長するような投融資を行わないための手段なども記載されている。

EU-FLEGTの目玉の一つは、EUと生産国とが締結する自主的二国間協定(Voluntary Partnership Agreement, VPA)である(図4.2)。これは生産国側において、EU向けの木材が合法であることが確認できるシステムを開発し、当該生産国から輸出する木材が合法であることを担保するライセンス・スキームを構築するものである。VPAを結んだ国のみをカバーする。この取組みが後述する木材合法性基準策定の動きに連動している。

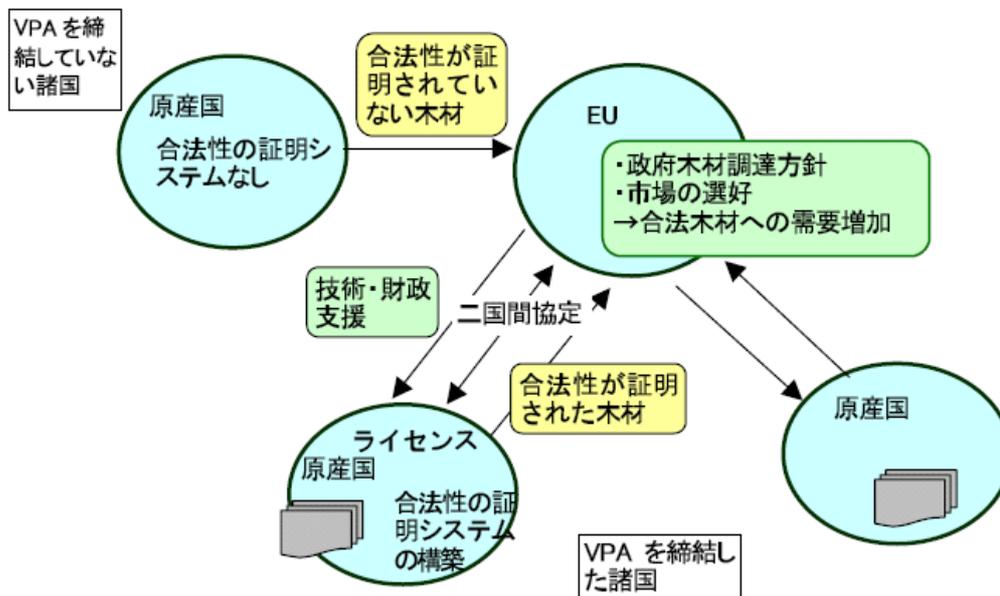


図 3-1 自主的二国間協定の仕組み

出所 中澤, 他 (2004)

<sup>31</sup> 中澤 (2005)

一方、EU はこれらの国に対して技術的・財政的支援を行う。生産国にとっては、主として以下のような利点があると考えられる。

- EU 市場では、合法証明木材への需要が増大し、証明されていない木材が排除される傾向にある EU 市場へのアクセスが向上する
- ライセンシング・スキームを運営するコスト以上の税収の増加が見込める
- EU からの開発支援の優先順位が高まる

合意に至らない国が、特別に物理的な貿易障壁を受けるものではないが、市場が合法性証明木材を志向した結果、マーケット・シェアを失う可能性は大きい。

EU が自主的ライセンス・スキームに要求しているのは、合法性の定義、追跡システム、証明システム、およびこれらのプロセスの透明性とこれらプロセスへの市民社会の関与である。また、生産国のシステムについては、構築過程における市民社会の関与、システムの産業界からの独立性、外部者に対する高い透明性の確保が必要だとしている。

マレーシアは EU との間で 2006 年から VPA の非公式交渉を進め、2007 年に入ると正式交渉に入った。マレーシア以外ではインドネシア、ガーナと公式交渉を、カメルーンやコンゴ、ベトナム、エクアドルとも非公式な交渉や準備作業が進んでいる。

### 3.2. マレーシア政府の取組み

2006 年 9 月 25 日、前述した EU との自主的二国間協定 (VPA) の締結に向けてプランテーション事業・商品省は、それまで非公式に実施されていた交渉を正式に進めていくことに合意した。現在は、VPA におけるライセンススキームとして、ライセンス保証システム (licensing assurance system, LAS) の開発について議論を進めている (MTC 2008)。

しかしながら連邦政府は、MTCC 認証材の合法性がデンマークやイギリスに認められ、欧州市場で認知されてきた状況において、VPA ライセンスよりもむしろ、MTCC 単独ラベルでの販促のほうがより効果的ではないかという考え方を否定しておらず、やや後ろ向きな姿勢を崩していない (JOANGO Hutan 2006)。

マレーシアの NGO グループは、その報告書で EU による VPA プロセスのもたらす様々な効果を評価する一方で、マレーシア政府に対して以下を提言している (JOANGO Hutan 2006)。

『VPA は合法的な木材のみが EU に入ることを確実にする認証制度を基盤としているので、合法性の定義は重要である。マレーシアと EU 間の VPA の可能性を検討する上で、合法性を定義するプロセスはコミュニティや先住民、市民団体を交え、開かれた状態で公正に開始されるべきである。これらの議論には、存在する全ての法的規定が適正に分析されるべきで、マレーシア内外の地方裁判所の決定を含む全ての現行法を適切に分析するべきである。これには、連邦憲法から州の森林・土地法に加え、オラン・アサル (Orang Asal) の慣習法、マレーシア内外の人権に係る制度、規定、更には先住民法廷を含む裁判所の判例などが含まれる。VPA プロセスは、いかなる政治的圧力に屈せず、慣習的土地の権利問題の必要性から目を背けず、問題解決に取り組むべきである』

### 3.3. 業界の取組み

#### (1) シマオホールディングス

[訪問日] 2007年7月11日

[対応者] リン・カイ・フスアン(Lin Kai Hsuan)氏、他

サバ林業局の紹介で、サンダカンの木材工業団地の一角にあるシマオホールディングス(CYMAO Holdings Berhad)を訪問した。

同社は月産8,000~10,000m<sup>3</sup>と7,000m<sup>3</sup>程度の合板工場を2つ有し、普通合板、型枠合板、楽器用化粧合板等を手掛けている。単板加工設備は丸太直径3cmまで加工できる新式と20cmまでの旧式を擁している。ツキ板加工設備は0.01mmまで対応できる。工場内で発生する樹皮、残材などは乾燥機ボイラー用燃料として活用している。また工場の一角には小さいラボラトリーを設け、バタイ(ファルカタ)など植林木を含む様々な樹種を用いた耐久試験や接着剤試験などにより、R&Dも手掛けている。

同社は、原料である丸太の約90%をサバ州大手伐採権保有者のサバ・ファウンデーション(Sabah Foundation(Yayasan Sabah))から調達している。調達丸太の樹種はフタバガキ科<sup>32</sup>が中心である。残りの10%はツキ板用丸太で、ニュージーランドのラジアタパインや、米国、カナダ、欧州、ウクライナなどから、レッドオーク、ホワイトオーク、バーチ、メープル、ウォルナット、チェリーなどを輸入している。また、セラガンバツなど日本ではウッドデッキとして用いられているような硬木でもツキ板に採用しているという。

全体的な製品構成としては、上級品(high end)か下級品(low end)で、できるだけ他社との競合を避け、オリジナル製品開発に力を入れているという。主な輸出先は、UAS、カナダ、メキシコ、カリブ諸国、欧州諸国、中東諸国など。また現在は日本農林規格(JAS)認定の取得も考えているとのことだった。

一方、同社はマレーシア森林トレードネットワーク(Malaysian Forest Trade Network)のメンバーでもあり、2007年4月にFSC-CoC認証を取得している。FSC認証丸太はサバ州直営のデラマコ森林管理単位から調達し、化粧合板(fancy plywood)に用いている。製品は中身材がFSC認証材で、フェース/バックは非FSC認証材から成るが、パーセント(%)認証によりFSCマークを付けて出荷できる。出荷先は欧州市場で、日本市場への輸出実績はない。

また、FSC認証後のメリットやプレミア等について聞いたところ、欧州市場へは10%のプレミア価格で出荷できることを挙げた。しかしながら実際のところFSC認証の維持コストを加味すると、生産コストは通常の20~30%高になるため、自己負担も増しているとのこと。また欧州市場以外はプレミアを期待するどころか値切るバイヤーばかりで、FSC認証製品の販路拡大にはなかなかつながらないようだ。

バイオディーゼルの需要圧によるパーム油農園の拡大への見解を聞いたところ、<sup>32</sup>20,000haのパーム油農園造成計画があるそうだ。勿論、これには天然林の転換も含まれる。米国では広大なと

<sup>32</sup> サバ州ではフタバガキ科樹木をセラヤと呼ぶ。ちなみにフィリピンではラワン、サラワク州やインドネシアではメランティと呼ぶ。

うもろこし畑から大豆畑への転換を止めるために補助金を出したケースもあるようだが、マレーシアにもこうした投資が欲しい。そのような投資によりパーム油農園ではなくて人工林造成を促進して持続可能な林業経営を目指すべきである」と回答した。現場では、サバ州の森林資源枯渇を実感しているようだ。

## (2) シノーラ社

[訪問日] 2007年7月11日

[対応者] フォニー・セン(Fonny Tsen)氏

シマオ同様、サバ林業局の紹介で、サンダカンの木材団地にあるシノーラ社(Sinora Sdn. Bhd.)を訪問した。

同社は3つの工場(Tuan, Sandakan, Rahada)を有する大手合板製造企業で、生産量は各工場とも月産12,000m<sup>3</sup>規模で、24時間体制で製造している。工場敷地内には、労働者の宿舎が建設されていた。労働者にはインドネシア人やフィリピン人が多いようだ。

同社は日本の大手建材商社とサバ・ファウンデーションとの合弁会社であるため、日本市場との関係は深く、製品輸出の約95%が日本市場向けで、その他が韓国、米国など。取引先はマレーシア材を扱う日本の大手商社、建材商社のほとんどと取引をしているようだ。またISO9001の取得、や日本農林規格(JAS)認定取得など日本の製品基準もクリアしている。

同社の丸太調達は、サバ・ファウンデーションやKTSなど大手伐採権保有者から購入している。また、ニュージーランドやオーストラリアからも少量ながら丸太を輸入している。

合法性について質問すると、輸出時の輸出許可証(CDF2)を規則どおり発行しているので問題ない、と回答する。山側のトレーサビリティについてはどうかとの問いには、特に現場に足を運んで確認することはないが、丸太のマーキングなど規則どおりにやっていると思うので問題ない、との回答だった。

同社もまたFSC-CoC認証を2003年12月に取得している。しかし現在認証材出荷実績はなく、その理由は「デラマコの丸太は高い」とのことで、重ねて買い手からの要求もなく、あえて積極的に認証材を取扱う理由がないとのことだった。

### (所感)

サバ州の合板企業2社を訪問した所感としては、シマオホールディングスは市場の動向にとっても敏感との印象を受けた。FSC認証やJAS認定など、積極的に市場の要求に対応していく姿勢が感じられた。シノーラ社は日本企業との合弁会社であることから、十分に日本企業の要求が浸透している。さらにFSC-CoC認証も取得し、市場動向の変化にも対応している。

しかしながら、山側のトレーサビリティの確保の面では依然課題を感じた。サバ州で導入されている持続可能な森林経営協定(SFMLA)は、すべての伐採事業者、伐採区画において適用されているわけではないため、伐採時点でその施業が違法なのか、合法なのか、それとも持続可能なのか、伐採地域、区画によって異なることも考えられ、伐採地までのトレーサビリティの確保は合法性の信頼性を高めるために欠かせない。

そのためにも、日本政府の木材調達方針の意図するところを日本市場の要求事項として、官民

一体となって、先方に伝えていく必要がある。

### 3.4. 主要な認証制度について

#### 3.4.1. マレーシア木材認証協議会 (MTCC)

マレーシア木材認証協議会 (Malaysian Timber Certification Council, MTCC) は、1998 年に設立されたマレーシア独自の森林認証機関である。マレーシアは、1998 年に開発された ITTO の持続可能な森林経営の基準と指標を参考にした独自の持続可能な森林経営の基準と指標 (Malaysian Criteria and Indicators, MC&I(2001)) を有しており、MTCC はこの基準と指標に沿って森林管理単位で認証を行うスキームである。また加工・流通 (CoC) 認証スキームもある。MC&I(2001)は、開発後、国内外の指摘を反映すべく、FSC の原則と基準を参考に見直され、現在 MC&I(2002)に改定された。

現在、半島 8 州とサラワク州の 1 つの森林管理単位における永久保存林が MTCC 森林認証を取得しており認証森林面積は約 470 万 ha である。そのうち新基準である MC&I(2002)が適用されているのは半島部で 4、サラワク州で 1 の森林管理単位で合計 3,299,970 ha である。旧基準の認証森林面積は 1,527,111 ha でそのうち 769,710 ha は新基準を適用した認証の継続審査中である。また、CoC 認証取得数は 116 件である。表 3-1 に MTCC 認証林一覧を示す。

表 3-1 MTCC 認証林一覧

森林管理単位	認証面積(ha) <sup>*2</sup>	認証基準 <sup>*1</sup>	地域
Pahang FMU	1,519,107	新基準	半島部
Perak FMU	884,205	新基準	半島部
Negeri Sembilan FMU	160,151	新基準	半島部
Kelantan FMU	629,687	新基準	半島部
Anauput FMU (Zedtee Sdn. Bhd.)	106,820	新基準	サラワク州
Selangor FMU	(233,781)	旧基準	半島部
Terengganu FMU	(535,929)	旧基準	半島部
Johor FMU	356,922	旧基準	半島部
Kedah FMU	344,530	旧基準	半島部
Selangor-Linau FMU (Samling Plywood (Baramas) Sdn. Bhd.)	55,949	旧基準	サラワク州

\*1: MC&I(2002)が新基準、MC&I(2001)が旧基準である

\*2: 表中の ( ) は旧基準による認証の有効期限が過ぎ、現在更新中である

出所: MTCC の web サイトから

現在、MTCC 認証木材製品の合法性に関しては、デンマーク、ニュージーランド、イギリス、フランス、オランダ、ドイツ、日本の政府調達方針において認められている。また、MTCC は PEFC 森林認証スキームのメンバーに加盟し、相互承認に向けて取組んでいる。

また 2005 年の MTCC 認証木材製品の輸出量は年間 30,382m<sup>3</sup> で前年比 60% 増を記録するなど、徐々に出荷量は増加している。2007 年は 5,000 ~ 10,000 m<sup>3</sup> / 月で推移し、主にイギリスをはじめとする欧州市場へ出荷されている。現在、世界的な木材価格の上昇に伴い、イギリスにおいては、MTCC 認証メランティ KD 製材が CIF(運賃・保険料込み条件)で従来より 2-3% 高で取引されている (Oliver 2007)。

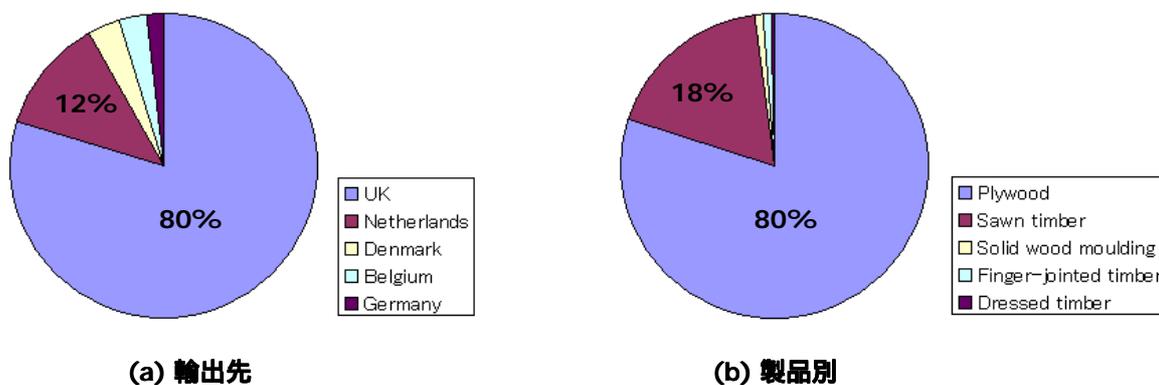


図 3-2 MTCC 認証木材の輸出先と製品別割合

出所: MTCC(2007), *News volume* -10.

### 3.4.2. 森林管理協議会 (FSC)

森林管理協議会 (Forest Stewardship Council, FSC) は、民間ベースの森林認証制度の先駆けとして 1993 年に設立された世界的な森林認証制度である。その理事会は、環境、社会、経済の 3 つのセクターから 3 名ずつ選出され、中立公平性に配慮している。表 3-2 に FSC の原則と基準数を示す。

表 3-2 FSC の原則と指標

原則	基準数
1. 法律と FSC の原則の遵守	6
2. 保有権、使用権および責務	3
3. 先住民の権利	4
4. 地域社会との関係と労働者の権利	5
5. 森林のもたらす便益	6
6. 環境への影響	10
7. 管理計画	4
8. モニタリングと評価	5
9. 保護価値の高い森林の保存	4
10. 植林	9
合計	56

出所: 日本森林管理協議会 (FORSTA) Web サイト

上記の原則、基準、および指標に基づき、FSC に認定された機関によって個別の森林管理単位、個人、グループが認証される。認証の形態は、森林管理の認証 (forest management, FM 認証) と生産・加工・流通過程の管理の認証 (chain of custody, CoC 認証) がある。現在、全世界で 907 カ所、面積 97,887,557ha の森林が認証されている。これは世界の森林面積の 2.5% にあたる<sup>33</sup>。また CoC 認証は、全世界で 7,873 件が認証されている。森林管理認証と COC 認証合わせて、世界の 84 カ国に FSC 認証が普及している。

表 3-3 にマレーシア国内の認証取得状況を示す。半島部に 2 つ、サバ州に 2 つあり、総認証森林面積は 97,583 ha である。

表 3-3 FSC 認証森林一覧

森林管理単位	認証面積	樹種	地域
Asiaprima RCF Sdn Bhd	4,147	アカシアなど	半島部
Golden Hope Plantations Berhad	12,434	ゴム、オイルパーム、ラタン、チーク、スندان、カハヤ、竹、アカシアなど	半島部
Sabah Softwoods Berhad	25,919	アカシア、グメリナ、ファルカタなど	サバ州
Sabah Forestry Department (Deramakot Forest Reserve)	55,083	フタバガキ科(メランティ、カプール、クルイン)	サバ州
合計	97,583		

出所: FSC の web サイト

Oliver(2007)によると、イギリスでは、サバ産の FSC 認証メランティ製材が CIF(運賃・保険料込み条件)で従来より 8% 高値で取引されている。デラマコ森林管理単位の森林官によれば、オークションでの売値が従来より 30% 高になっているという。

こうした背景を受け、サバ州では FSC 森林認証への関心が高まっており、複数の森林管理単位で、FSC 認証取得に向けた取組みが見られるようになった。例えばタンクラップ・ピナンガ森林管理単位 (Tangkulap-Pinangah, FMU17) の 90,634 ha とカラバカン・サプル森林管理単位 (Kalabakan-Sapulut, FMU25) の 119,695 ha が WWF マレーシアの支援により、FSC 認証の事前審査を受けている。この審査には FSC の基準と指標に合わせて、MC&I(2002)も適用された。また、サバ・ファウンデーションの一部の森林管理単位 (FMU15, 16) が、後述する熱帯林トラスト (TFT) の認証取得支援を受けている。

<sup>33</sup> FAO(2006)によれば、世界の森林面積は 97,887,557 ha である。



図 3-3 サバ州における FSC 認証取得予定の州林業局直営森林について  
出所： デラマコ森林管理単位事務所提供資料から引用

### 3.5. その他の主要な自主的イニシアティブ

NGO や民間コンサルタントの提供している自主的なイニシアティブについて紹介する。主に、民間のコンサルタントが提供しているサービスで、森林認証取得を目標とした段階的アプローチ、伐採地における合法性を検証するシステムや伐採地から加工・流通過程におけるトレーサビリティを担保するためのトラッキングシステムなどに大別できる。

#### 3.5.1. 熱帯林トラスト<sup>34</sup>

熱帯林トラスト(Tropical Forest Trust, TFT)は、主に欧州の熱帯木材調達企業(バイヤー)が NGO 等の批判を受け、自社の認証材調達を促進するために生産地における認証材供給体制を整えるべく1999年に設立された非営利団体である。その活動目的は、FSC 認証された熱帯林の拡大、会員の木材調達経路から違法材を排除すること、FSC 森林認証への関心を高めること、としている。会員は、バイヤーと熱帯木材生産者(サプライヤー)とに分類されている。バイヤーには、認証を取得する能力の備わったサプライヤーを紹介し、その供給経路を明確にし、違法材を排除するための様々な支援を行う。またサプライヤーには、現状の施業水準と FSC 認証の要求する水準との差を明確にして、サプライヤー会員と書面での契約を交わし、時間的制約の伴う改善行動計画を策定し、速やかに FSC 認証取得できるような段階的アプローチによる技術改善支援を行う。

TFT の特徴としては、会員企業が認証に向かって改善に取り組む間、生産される木材の信頼性を TFT 自身がバイヤーに対して担保することで、両者間のビジネスを継続させることである。したがって、たとえ認証取得によるプレミアが十分に得られなくとも、欧州市場とのつながり、およびその信頼を得ることはサプライヤーにとって十分な改善取り組みのインセンティブとなっている。

<sup>34</sup> TFT の web サイト (<http://www.tropicalforesttrust.com/index.php>)

現在、会員数は、52 社で、支援を提供する森林は、インドネシア、マレーシア、ラオス、ベトナム、コンゴ、カメルーン、ガボンの 7 カ国 38 個所で、3,717,249 ha になる。これまで、認証取得達成したのは、インドネシアで 1 件、コンゴで 1 件、ラオスで 2 件の計 4 件、317,104ha である。

TFT では、会員の会費や、バイヤー会員が取扱う熱帯材の本船渡し条件(FOB)の 2%を徴収し、活動資金に充てている。

また、TFT では丸太や木材製品の流通経路のトレーサビリティを確保するために、民間コンサルタントの Helvita や Smart Wood と共同でトラックエリート(TracElite)というトラックシステムを開発している。伐採地にて、伐採区域、丸太番号、樹種、直径などの情報を専用端末にて入力し、印刷された 1 次元バーコードを丸太に貼り付けることで、伐採地から 1 次加工工場まで、また最終加工工場から輸出港までのトレーサビリティを確保する。伐採地で入力されたデータは衛星経由で中央サーバーへ送信され、集中管理される。したがって、丸太輸送中のどの地点においても専用端末でバーコードを読むことにより、丸太情報が入手できる。

### 3.5.2. グローバル森林トレードネットワーク<sup>35</sup>

グローバル森林トレードネットワーク(Global Forest and Trade Network, GFTN)とは、世界自然保護基金(World Wide Fund for Nature, WWF)が主導し、約 300 社が参加している世界的ネットワークである。1991 年に発足したもので、その目的は、違法伐採材を世界木材市場から排除することにある。ネットワークは、世界約 30 カ国の地域、もしくは各国の森林トレードネットワーク(Forest and Trade Network, FTN)から構成され、木材消費国の FTN メンバーと木材生産国の FTN メンバー間での森林認証材、もしくは適切に管理された森林からの木材の取引を促進している。

表 3-4 MFTN のメンバー一覧

企業名	製品	生産量 <sup>注)</sup> (m <sup>3</sup> /年)	面積 (ha)
Anco Furniture Sdn Bhd	ガーデン家具製造	10,000	
Borneo Tsang Furnishing Sdn Bhd	ガーデン家具製造		
Cymao Plywood Sdn Bhd	合板製造	360,000	
Inspiration Furniture	ガーデン家具製造	22,000	
Maximum Marks Sdn Bhd	ガーデン家具製造	3,000	
McCorry Group of Companies	商社(製材、パネル等)	12,5000	
Ming Ritz Sdn Bhd	ガーデン家具製造	3,000	
Raya Intan Sdn Bhd	ガーデン家具製造		
Test Rite Private Ltd	ガーデン家具製造	46,800	
Worldzone (Malaysia) Sdn Bhd	ガーデン家具製造	60,000	
Sabah Forestry Department	森林経営		50,020

注: 生産量は丸太換算値

出所: MFTN の web サイト ([http://gftn.panda.org/about\\_gftn/participants/malaysia\\_members.cfm](http://gftn.panda.org/about_gftn/participants/malaysia_members.cfm))

<sup>35</sup> White et al (2006)

WWFの提唱する責任ある調達(Responsible Purchasing)のガイドラインでは、信頼できる森林認証の取得を目指す過程において、不確かな原産地からの原料調達を段階的に減らしていくアプローチを紹介している。このアプローチでは、方針に沿った明らかなソース、合法的なソース、認証取得に取り組んでいるソース、信頼できる認証ソース、または再生原料とした4段階のステップを設けている。GFTNでは、このガイドラインに沿って、信頼できる森林認証取得へ向けた段階的アプローチによる支援を提供している。

マレーシアでもマレーシア森林トレードネットワーク(Malaysian Forest and Trade Network, MFTN)が活動しており、現在11のメンバーが加盟している。表3-4にメンバーの一覧を示す。

### 3.5.3. スマートウッド

スマートウッド(Smartwood)とは、生物多様性保全と持続可能な天然資源利用を目指し、森林、林業、農業経営の改善や市民社会の関心を高めることを目的に活動するアメリカのNPOレインフォレスト・アライアンス(Rainforest Alliance)の森林審査部門で1989年に設立された。現在、FSC(森林管理協議会)の基準に基づく森林審査を実施する資格を有しており、通常の審査の他に、スマートステップと呼ばれる段階的アプローチによるFSC認証取得支援を実施している。合法原産地検証(Verification of Legal Origin)や法遵守検証(Verification of Legal Compliance)などの支援も提供している。

現在、マレーシアでは、合法原産地検証(VLO)が10件実施されている。また、スマートステップについては、サバ・ファウンデーションが関心を寄せている。

### 3.5.4. Certisource<sup>36</sup>

民間コンサルタント Certisource では、盗まれた丸太の流通抑制を主要な活動目的の一つに挙げ、第三者検証(third party verification)や木材供給経路監査(supply chain audit)などのサービスを提供している。また支援する企業が信頼性の高い森林認証を取得した森林から木材を調達できるように働きかけていくことも目標の一つとしている。

木材供給経路監査では、供給経路におけるすべての要素が違法でないこと、伐採事業者が正当な事業権を有していること、そして最終製品の伐採地までのトレーサビリティとその経路の透明性を確保すること、を検証し、GFTNの定義している“Known Licensed Source”を保証する。また、第三者検証では、土地の所有権と利用権、森林林業施業の法遵守、納税状況、丸太の識別、および輸送、木材加工、および輸出の5項目について検証し、GFTNが定義している“合法性検証木材”であることを担保する。この検証には、DNA サンプルング、バーコードシステム、RFID(電波認識)などの技術も採用されている。

同社は現在、インドネシア、パプア州の4社に対し、メルバウ材の合法性検証支援を実施している。マレーシアでもサバ州の企業が合法性検証を実施予定である。

<sup>36</sup> Certisource の web サイト (<http://www.certisource.net/index2.htm>)

### 3.5.5. GFS<sup>37</sup>

2004年に設立された民間コンサルタントのGFS(Global Forestry Services)では、林業界の持続可能性や、市場からのアプローチによる森林管理改善のためのサービスを提供することを目的とし、東南アジアを中心に様々な取組みを展開している。その一つが合法性検証プログラム(legality verification program, LVP)である。

このプログラムは、合法的な産地(legal origin)と、法遵守(legal compliance)とを検証するものである。合法的な産地については、法的伐採許可を示すことができる森林管理単位からの林産物のトレーサビリティを評価する。そして伐採許可区域内から産出される丸太の一定量が合法であることを証明するLVP審査報告書を発行している。評価対象であるトレーサビリティには一定量の丸太のバッチ検査や加工・流通過程も含んでいる。

法遵守については、森林施業が国内法の要求、および国内基準草案といった非公認基準も含めて、それらに遵守しているかどうかを評価している。

---

<sup>37</sup> GFS の web サイト (<http://www.gfsinc.biz/index.htm>)

## 4. 現行法制度および認証制度などの課題

半島部、サバ州、サラワク州とマレーシア各地域における森林関連法規制とその実施状況について合法性の証明状況を中心に概観してきたが、その信頼性、施行体制、そして法体制そのものの概念や解釈において、幾つか課題とされる点が見受けられる。ここでは、市民社会の見解や現在継続的に審議されている係争事例などを参考に、日本のグリーン購入法にもとづく違法伐採対策としての木材調達においてどのような影響が考えられるのか見ていく。

図 4-1 に幾つかの課題についての概要を示す。大別すると、合法性の信頼性に関する課題、持続可能性に関する課題となり、具体的には国境付近の密輸問題、合法的な人工造林を含む森林の用途転換問題、先住民族との係争未解決問題が挙げられる。

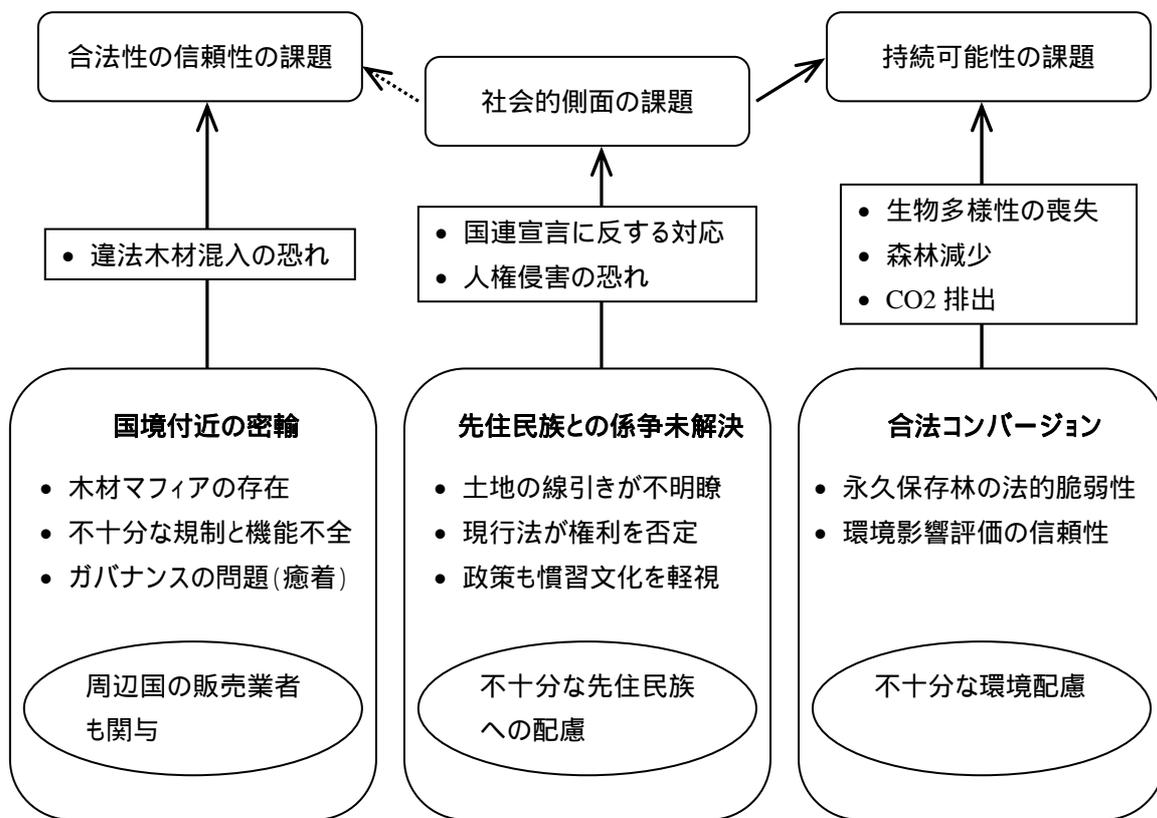


図 4-1 現状における課題の概要

### 4.1. 合法性の信頼性に関する課題

#### 4.1.1. 違法伐採の現状

MTC(2008)の2004年から2006年の違法伐採の検挙数を表 4-1 に示す。表のデータは、永久保存林内での違法伐採や州有地林内での違法伐採件数のみで、伐採にかかる税の支払い違反や法規制に反した林地内侵入や耕作などは含まれていない。表から州有林における違法行為の

ほうが永久保存林に較べやや多い。またサバ州の 2005 年次報告書によれば、物理的な違法伐採や税支払い違反と違法侵入、耕作などの行為を含め、2004 年は 234 件、2005 年は 351 件の検挙数がある。Oliver (2006) ではその被害の量は 2 万～5 万 m<sup>3</sup> 程度であるためインパクトは小さいと評している。

一方、インドネシアとマレーシアの国内森林における生産林の割合を比較してみると、インドネシアが 53% で、マレーシアは 75% である。インドネシアにおいては伐採区域に隣接する保護林、保安林の伐採が問題とされるが、マレーシアでは同様なリスクは低いと考えられ、違法伐採件数の低さの一因になっているのではないと思われる。

したがって、違法伐採の現状としては、連邦政府、州政府の法規制とその施行強化により、効果的に抑制されていると見ることができる。

表 4-1 2004～2006 年における永久保存林と州有地林における違法伐採の状況

		2004	2005	2006
半島部	永久保存林	18	12	23
	州有地林	18	16	11
サバ州	永久保存林	43	27	32
	州有地林	26	33	37
サラワク州	永久保存林	1	32	4
	州有地林	19	37	59
合計		125	157	166

出所: MTC(2008) から引用

#### 4.1.2. 国境付近の密輸問題

一方、MTC(2007)、IGES(2007) が指摘しているように、インドネシアとの国境付近の密輸問題については依然課題が残る。サラワク州 - 西カリマンタン州、サバ州 - 東カリマンタン、そして半島部 - スマトラ島リアウ州、ジャンビ州と、インドネシア - マレーシア間の密輸問題はこれまでもインドネシア NGO、イギリス NGO などから問題提起されており、その被害額は 1 億 US ドルにも及ぶとも言われている (EIA/Telapak 2004)。

##### (1) 海路 - ロンダリング基地

インドネシア - マレーシア間の密輸は、主にラミン (*gonystylus spp.*) が標的となり、インドネシアで違法に伐採されたラミンがマレーシアで加工され、中国や香港を經由して米国、欧州、日本へ流通している。インドネシア産のラミンはワシントン条約 (CITES) にもとづき原産国証明なしには国際取引ができない状況になっているが、マレーシア産ラミンの取引は規制対象になっていない。インドネシア産のラミンは、マレーシアの輸出業者によってマレーシア産のラミン、もしくは類似の樹種として再輸出されるケースが多く報告されていた (EIA/Telapak 2004)。

2007 年 4 月に主要マーケットの一つである EU がマレーシアからのラミン輸入を禁止したことによ

り、ラミン密輸はやや沈静化したかには見えたが、依然ラミンの密輸は確認されており、リアウ州のグアン(Gaung)河、ブキットバツ(Bukit Batu)河、ルパット(Rupat)島から毎日のようにマレーシアのバツパハット(Batu Pahat)、パシールグダン(Pasir Gudang)、クアラリング(Kuala Linggi)、クラン港(Port Klang)やシンガポールのジュロン(Jurong Port)港に密輸されている(図 4-2、写真 4-1)。それらは、類似した樹種やココナッツ輸送に紛れ込んでいることもある(Telapak 2007)。



図 4-2 最近のインドネシア - マレーシア間の密輸ルート

出所: Yayat (2007) から引用



写真 4-1 マレーシア、クアラリング(Kuala Linggi)港に密輸され荷揚されるインドネシア産製材  
(撮影) Telapak (2007)

最近、メルバウ(*intsia spp.*)やレッドメランティ(*shorea spp.*)など硬質樹種に密輸の標的が移ってきている(Telapak 2006)。メルバウ(*Intsia spp.*)はインドネシアのスマトラ島やパプア州に分布し、主に製材として密輸される。ピーク時には月間 100,000m<sup>3</sup> が密輸されていると確認されている。主な仕向先は中国、上海で、マレーシア、パプアニューギニア産という偽書類が使用されている。密輸された木材は中国で二次加工され、最終的に米国、欧州諸国に再輸出される。日本にもわずか

に輸入されている。その密輸ルートにマレーシアも含まれ、インドネシアのカイマナ (Kaimana) - マルク (Maluku) 諸島を經由してサバ州で荷揚げされ、中国等へ再輸出されている (Telapak 2007)。

## (2) 陸路 - 木材マフィア

次に国境線沿いに隣接するサラワク州とインドネシア、西カリマンタン州間の密輸問題を紹介する。Liswanto (2007) によれば、2006 年までに表 4-2 の密輸ルートが確認されている。表中、サラワク州側の集積地におけるスマタン、ピアワク、ルボアントウ、バトゥリントン、同州が 2000 年から木材の違法輸入を監視するために輸入地点を 5 箇所限定したうちの 4 箇所である。

表 4-2 2006 年までに確認されたサラワク州と西カリマンタン州間の密輸ルート

サラワク州 (集積地)	輸送方法	西カリマンタン州 (木材供給地)
スマタン (Sematan)	海路	クタパン (Ketapang) 県パロ (Paloh) 郡の保護林
ピアワク (Biawak)	陸路	サジンガン (Sajingan) 郡
スリキン (Serikin)	陸路	ブンカヤン (Bengkayang) 県 <ul style="list-style-type: none"> <li>• グヌンニウ (Gunung Nyiut) 自然保護区</li> <li>• ランダック (Landak) 郡スリンブ (Serimbu) 村とガバン (Ngabang) 村の油やし農園造成予定地</li> <li>• サンガウ (Sanggau) 郡</li> </ul>
ルボアントウ (Lubok Antu)	陸路	カプアスフル (Kapas Hulu) 県
バトゥリントン (Batu Lintang)	陸路	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ブトゥンクリフン (Betung Kerihum) 国立公園</li> <li>• ダナウスタルム (Danau Sentarum) 国立公園</li> </ul>

出所: Liswanto (2007) から作成

### (西カリマンタン州ブンカヤン県の事例)

写真 4-2 と写真 4-3 に西カリマンタンブンカヤン県における密輸の様子を示す。ここで密輸される木材は、グヌンニウ (Gunung Nyiut) 自然保護区内における違法伐採木材、ランダック (Landak) 郡スリンブ (Serimbu) 村とガバン (Ngabang) 村における油やし農園造成予定地で伐採された木材などが供給源となっている。密輸量は一日あたりトラックおよそ 10 台分 (約 200m<sup>3</sup>) である。

写真 4-2 はマレーシアとインドネシアの国境線に沿ってトラックをつけて、荷台から荷台へ木材を移動している様子である。現場を撮影したインドネシア NGO Yayasan Titian の D 氏によると、トラックの運転者は「トラックが国境を越えていないので違法ではない」と話したという。写真 4-3 はオートバイで木材を密輸する様子である。D 氏によれば、こうした様子はめずらしくないとのことだ。

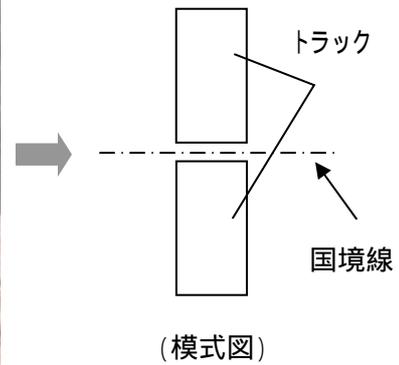


写真 4-2 国境線沿いにトラックをつけて木材を載せかえる様子(ブンカヤン県)  
 (撮影) Yayan Titian(2005年)



写真 4-3 オートバイで違法伐採材を密輸する様子(ブンカヤン県)  
 (撮影) Yayan Titian(2005年)

(西カリマンタン州カプアスフル県の事例)

西カリマンタン州カプアスフル県において密輸される木材は主にブトゥンクリフン(Betung Kerihum)国立公園における違法伐採木材で、これには悪徳資本家(*cukong*)が関与しており、組織的に行われている密輸である。

図 4-3 にカプアスフル県における違法伐採と密輸ルートについて示す。2つの国立公園内には複数の伐採拠点があり、街道を通過してサラワクに輸送される。国境を越える前に貯木場があり、そこで、偽造されたインドネシアの合法丸太証明書、輸出通知書、マレーシアの税関証明書を積荷ともに揃えてから、国境を越えルボアントゥに向う(写真 4-4)。

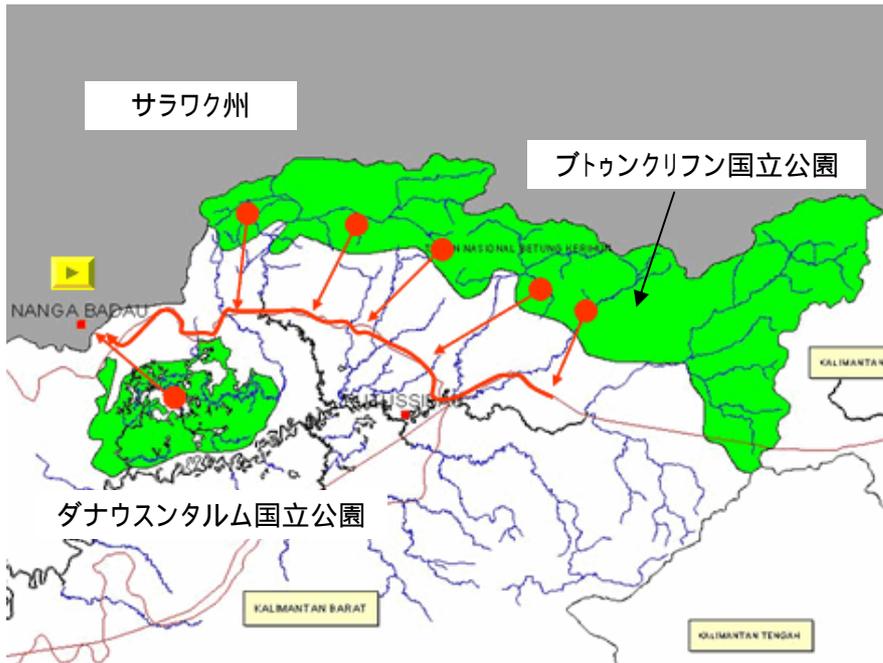


図 4-3 カブアスフル県の違法伐採と密輸ルート  
出所: Liswanto(2007)から引用



写真 4-4 貯木場の様子(左)と偽造書類(右)  
(撮影) Yayan Titian(2005)fv

以上のように、正確な木材量は不明ながら、現在でも密輸が行われている可能性は高い。2007年6月以降、サラワク木材産業開発公社への事業者登録義務付けで規制が強化されているが、一次製材加工業者(saw mill)には登録義務が課されていないため、何らかの抜け道も予測される。さらに、インドネシア側では木材輸出に関して BRIK、税関の書類監査に合わせ、スコフィンドの抜き取り検査まで実施している状況にも関わらず、5箇所木材輸入地点の監視業務はハーウッド社のみで担当していることから、その監査の信頼性についてやや疑問が残る。

## 4.2. 持続可能性に関する課題

日本の木材業界にとってマレーシアは貴重な南洋天然木丸太供給先の一つであるが、すでに述べたとおり、近年、天然林資源の枯渇状況は深刻になりつつあり、生産地における森林施業の持続可能性は軽視できない。

また、気候変動と森林減少・劣化の関連性が、国際社会においても注目を浴びている。Stern (2006)によれば、現状の炭素蓄積量と豊かな生物多様性を有する天然林は、新規の人工造林面積拡大よりもはるかに地球温暖化抑制効果に優れている。また、気候変動枠組条約の京都議定書に定められた次期約束機関の枠組みを決める議論では森林が吸収源として一定の位置づけをされる可能性がある。

ここではマレーシアにおける森林管理の「持続可能性」、つまり環境や社会に配慮した持続可能な天然林管理および施業の実現に向けた課題について見ていく。

### 4.2.1. 永久保存林の脆弱性

マレーシアの森林は、その 73%が永久保存林に区分され、森林以外への用地転換は認められていない。一方、1984年国家林業法 11～13条では永久保存林の削除について以下のように規定している。

(11条)

州政府は、(a)その土地が永久保存林としての機能を満たしていないとみなされた場合や、(b)経済的によりよい利用価値が認められる場合は、その土地を永久保存林から削除することができる。

(12条)

州政府は 11条で削除した土地の代わりに以下の機能を有する土地を永久保存林として指定する。機能は以下のとおり。(a)土壌や水資源保全、またはその他環境機能、(b)林産業のための持続的な木材生産機能、(c)州の経済発展に寄与、(d)そうした目的にふさわしい機能。

(13条)

州政府は永久保存林の削除を実施した場合は、官報において削除した土地の内容と日付を周知する。

これらの条項をしてみると、森林よりも経済的に高い収益が得られるような場合は、永久保存林指定を取り消し、区分を州有地林に切り替えた後、農地転換することも可能である。取り消し後、代替地が補填されるため、永久保存林の総面積の変動は少ないことになる。また表 4-3 のとおり、永久保存林は人工林造成の対象にもなるため、永久保存林から生産される木材が、必ずしも択伐システムによって生産されているとは限らない。

国家林業政策や国家林業法では、永久保存林の創設による持続可能な管理・経営を目標としているが、ここでいうところの持続可能は、環境や社会に配慮した「持続可能性」とはだいぶ異なる

と考えられる。

この点に関して SAM(2005)は、マレーシアの森林法に従うと、各種区分の森林と分類されない限り、自動的に生産林(州有地林を含む)になってしまうことなど、森林法自体が環境・社会面への配慮を欠いていると評している。Wells(2006)は永久保存林の“永久”は必ずしもその意のとおりではないと指摘する。

また、半島部のヌガラスピラン州林業局での聞き取りにおいて、ある森林官は「マレーシアは現在、ゴム林(農園)同様、パーム油農園も森林にカウントできるよう提案している」と話している<sup>38</sup>。

以下に、その脆弱性が垣間見られる一例を示す(図 4-4)。図は 1995～2005 年の各地域の永久保存林と州有地林における生産量の推移を示したものであるが、永久保存林と州有地林の生産量が著しく増減している。皆伐可能な州有地林の生産量に増減があるのは理解できるが、持続可能な施業が義務付けられている永久保存林の生産量に大きな増減が見られるのは、やや理解に苦しむ。

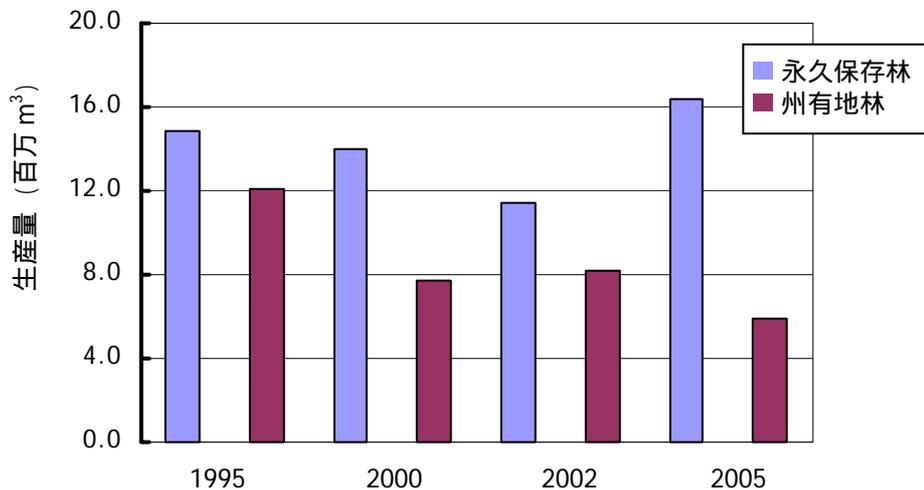


図 4-4 各地域の永久保存林と州有地林における生産量の推移(1995～2005 年)

出所: MTC(2006a)から作成

#### 4.2.2. 環境影響評価の信頼性

マレーシアでは新規の開発プロジェクトの実施に当たって事前に環境への影響を評価する幾つかの手続きが義務付けられている。これは 1974 年制定の環境改善法(Environmental Quality Act)が 1984 年の国家林業法制定に伴い改正されたことによるもので、1987 年の環境影響評価に関する命令(Environmental Quality (prescribed activities) (Environmental impact assessment) Order, 1987)によって規定された。

同命令では、農業や林業など 19 分野に該当する事業については、所定の手続きによる環境影響評価報告書を作成し環境庁長官に提出し、承認を得る必要があると定めている。その環境影響

<sup>38</sup> 2007 年 7 月の聞き取り調査

評価対象について、林業分野における記述を以下に示す(地球・人間環境フォーラム 2000)。

- a) 50ha 以上の丘陵森林の用途転換
- b) 市水供給、かんがい又は水力発電用貯水池の取水地域内あるいは州立 / 国立公園及び国立海洋公園隣接地域内における森林の伐採又は用途転換
- c) 500ha 以上の森林の伐採
- d) 50ha 以上のマングローブ湿地林を産業用途、住宅用途又は農業用途に転換すること
- e) 国立海洋公園隣接地域内の島のマングローブ湿地林の伐採

出所: (財)地球・人間環境フォーラム(2000)より引用

この規定により 50ha 以上の丘陵地の用途転換と 500ha 以上の森林伐採については、環境影響評価が実施されることになっている。しかしながら泥炭湿地林の皆伐による 4,000 ha 超のパーム油農園造成や大規模人工林造成は各地で見られ、そのたびに先住民族や周辺地域住民との係争事例が後を絶たず、環境影響評価手続きが法律にもとづいた形で適切に実施されていない可能性が指摘できる。実際、各州法において環境影響評価はその事業者が望まない限り、住民等の参加を義務付けていない(JOANGO Hutan 2006)。

参考までに、現在係争中の事例を以下に示す。

#### パハン・スランゴール導水事業にかかる環境影響評価の不備に対する先住民族の異議申立て

この事業は半島部のスランゴール州と首都クアラルンプールへの水供給を目的としており、日本も国際協力銀行を通して資金援助している事業計画である。事業では、ケラウ川におけるダム建設とそのダムから 45km の導水トンネル建設が計画されており、その計画が実施されると、パハン州の先住民族保護区とラクム森林保護区の一部が影響を受け、先住民族の 80% 以上の土地が水没し、ラクム森林保護区の 1,549 ha が伐採されることが環境影響評価により報告されている。

この環境影響評価の不備に対して、2007 年 10 月 7 日、その先住民族保護区に居住する先住民族チェウォンの代表者が、環境庁長官、パハン州政府、マレーシア連邦政府を相手取り、訴訟を起している。提出された宣誓書では、以下、8 項目の環境影響評価の不備を挙げている。

- チェウォン族への事業に関する情報周知の不備
- チェウォン族との事前協議、合意なしに EIA が作成・承認されたこと
- EIA の公開状況
- チェウォン族への影響が十分に評価されていない EIA の不備
- 先住民族に対する被告の権利侵害 / 義務不履行
- 事業の代替案検討における EIA の不備
- 野生生物への影響評価における EIA の不備
- 事業の先住民族への影響と EIA 承認の無効性に関する再確認

また、そうした環境影響評価の不備は、1974 年環境改善法、1954 年先住民法、1984 年国家森林法、マレーシア憲法などに反するものであると主張している。

出所: FoE Japan の web サイト (<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/kelau/press/20080228.html>)

#### 4.2.3. 合法的な皆伐施業丸太

天然林減少の大きな一因として挙げられるのは、人工林造成やパーム油農園造成など森林の用途転換を目的とした天然林の皆伐である。そのような皆伐施業によって生産された木材は、合法性の面では問題にはならないものの、「持続可能性」については森林生態系、生物多様性、CO<sub>2</sub> 排出といった側面から見て、その環境負荷は大きい。

持続可能な択伐システムの下で生産された木材か、皆伐施業によって生産された木材か判別することは容易ではないが、以下に考えられる可能性を示す。

表 4-3 各地域の伐採後のトレーサビリティ管理について

		永久保存林	人工林造成地
半島部	管理手法	択伐システム (SMS)	州有地、譲渡地、永久保存林内生産林
	タグ付け	切り株	
サバ州	管理手法	択伐システム (SMS)	SFMLA ライセンスの ITP <sup>*1</sup> ゾーン
	タグ付け	切り株	
サラワク州	管理手法	最小林班単位管理	LPF <sup>*2</sup> ライセンス
	タグ付け	ヘリ集材 / 重機集材	

注: 人工造成地は、連邦政府が 2006 年に導入した人工造林プログラムの対象地と認められている土地

\*1: 産業造林 (Industrial Tree Plantation)

\*2: 造林地用ライセンス (License for Planted Forest)

表 4-3 は半島部、サバ州、サラワク州の伐採後のトレーサビリティ管理についてまとめたものである。例えば日本に輸入される丸太の場合、サバ州産丸太であれば択伐システム (SMS) によって、切り株からタグ付けにより管理されているため、理論的には択伐材の履歴が明確なため判別可能である。また、サラワク州産丸太の場合は最小林班単位で管理されており、伐採後のタグ付けにおいて、ヘリ集材と重機集材とでタグの色が青か白に分けられるため、青色タグが付けられるヘリ集材丸太であれば判別は可能である。しかしながら重機集材丸太に関しては、州有地林における農地転換による皆伐施業された丸太との区別がないため、判別不可能である。

また、同じ皆伐施業丸太でも、人工造林プログラムによって許可された造林地において生産された丸太であれば、伐採事業者がライセンスが発行されているため、事前に伐採事業者を確認できる可能性が残る。

### 4.3. 社会的な配慮に関する課題

前述したパハン・スランゴール導水事業にかかる係争事例を含め、ここでは先住民族と政府や伐採企業との間で続く係争事例について見ていく。このような係争事例において判決結果によっては森林と先住民族をめぐる法規制自体が修正を迫られる可能性も否定できない。

#### 4.3.1. 先住慣習権の解釈をめぐる問題

すでに 2.3.1(4)にて一部述べたが、1958 年サラワク土地法に規定された先住慣習権の土地に対する適用範囲、対象の解釈をめぐる、先住民族と州政府との見解の相違にはかなりの開きがある。先住民族は基本的にブルック時代以前からサラワクに存在していた先住慣習法 (adat) に基づく土地所有権を主張しており、対して州政府は 1948 年土地区分法で規定された先住慣習権を基礎として、その主張を斥けている。Cooke (2005) はそうした州政府の主張の背景には、先住民族の慣習的な文化とは異なる合理的な現代主義と経済発展の強固な推進があるとしている。また、州政府には 2010 年までに 100 万 ha のパーム油農園開発を目標があり、そのうちの 40 万 ha は先住慣習地から割り当てる計画があることもその一因だとしている。Colchester (2007) によれば、現在、係争事例はサラワク全土で約 150 件にもおよび、先住民族が主張している先住慣習地はおおよそ 163 万(ha)でサラワク州面積の約 13%を占めている<sup>39</sup>。

こうした先住民族の抗議活動や訴訟は 1987 年 3 月にプナン人がパラム・リンバン地区での伐採道封鎖を始めたことに端を発しているが、これまでに 1 件だけ先住民族が勝訴したケースがある。それはピントゥル地区スバウ(Sebauh)地域のイバン人が先住慣習権を獲得・行使していた土地に BPP 社(Borneo Pulp Plantation 社、Borneo Pulp and Paper 社)がアカシア植林をしたことに対して、同社とピントゥル土地調査局を相手に 1999 年に訴訟を起したケースである。

この裁判の争点は、その土地が先住慣習地に含まれるか、土地における彼らの先住慣習権の行使が認められるかどうかであったが、2001 年 5 月 12 日の判決にて正式にその権利が認められ、BPP 社はその土地を操業地から外すことを課された。しかしながら、この判決後、被告の BPP 社他は上告し、現在も審議は続いている<sup>40</sup>。

最近では、2007 年 6 月にパラム河中流域アポー (Apo) 地区のロンベロック(Long Belok)やロンサヤン(Long Sayan)の村人 50 人前後によって、リンブナン・ヒジャウ社(Rimbunan Hijau)に対する抗議として再び伐採道封鎖が行われた。別の場所では、ロンヌン(Long Nen)、ラユン(Layun)河のペナン人などが、サムリン社(Samling Logging)の下請負業者への抗議として 2007 年 8 月に伐採道封鎖を行っている(SAM 2007)。

また、2004 年に MTCC の森林認証を取得したサムリン社<sup>41</sup>の伐採権保有地であるスランリナウ(Sela'an-Linau)森林管理単位においても先住民族との先住慣習地をめぐる訴訟が続いている。この認証林の境界とプナン人が 1998 年から土地に対する先住慣習権を主張し、法廷にかけているテリトリーの境界とが重なっているためだ(図 4-5)。この認証取得のプロセスにおいて、先住民族

<sup>39</sup> Sarawak tribune, 15 July 2000.

<sup>40</sup> サラワクキャンペーン委員会の web サイト (<http://www.kiwi-us.com/~scc/>)

<sup>41</sup> 正確には、サムリンググループの一つ、Samling Plywood (Baramas) Sdn. Bhd. である。

との十分な対話がなされないままに、森林が認証されてしまったため、プナン人の権利は明らかに侵害されたと JOANGO Hutan (2006) は評する。

MTCC では新しい基準と指標 (MC&I (2002)) を開発し、順次、認証更新時に新しい基準と指標を適用している。そのため MTCC は 2007 年 11 月の審査時に、サムリン社に対して先住民との積極的な対話を促し、解決に至らない場合は認証資格停止もあることを勧告した<sup>42</sup>。

サムリンのスランリナウ森林管理単位で生産された MTCC 認証丸太は日本の商社も取扱っている。持続可能性を目指し真摯な調達姿勢を見せる日本企業の取組みが、根本から否定される可能性も否定できない。

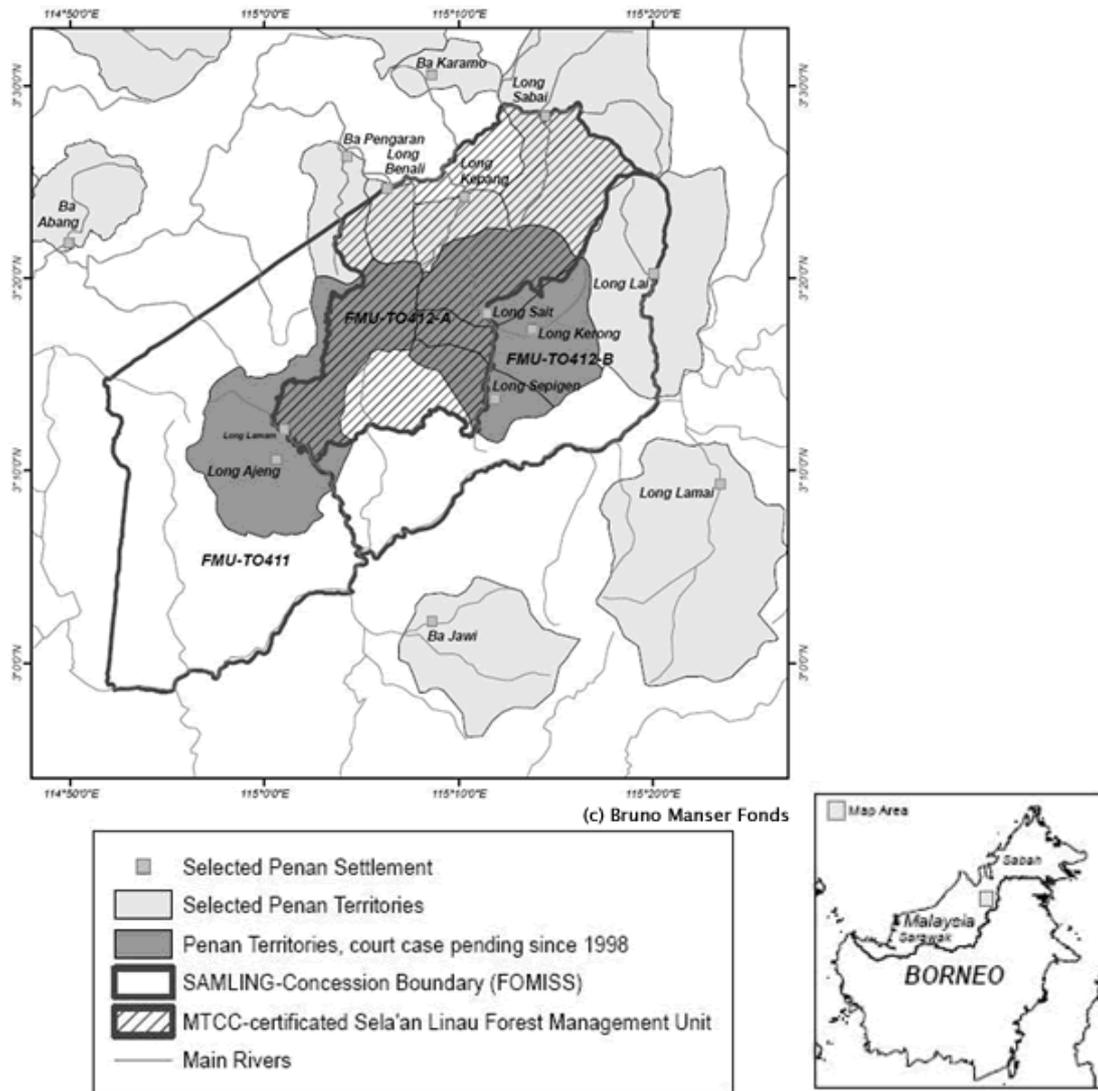


図 4-5 スラン・リナウ森林管理単位の境界とプナン人テリトリーの境界について

出所: SAM 提供資料

<sup>42</sup> The Bruno Manser Fund の web サイト (<http://www.bmf.ch/en/news/?show=73>)

図 4-6 には、サラワク州の州有地林の分布を示す。サラワク州の法規では州有地林は他用途転換可能である。また、永久林地(PFE)でも造林地用ライセンス(LPF)があれば人工造林地として皆伐可能である。そうした皆伐されるリスクが伴うため、サラワク州の天然林資源は一層の減少リスクがあることを図は示している。また、図中黄色と水色でプロットしてあるのは、マレーシアの NGO 地球の友マレーシア(SAM)が支援、関与している 43 件の係争事例である。

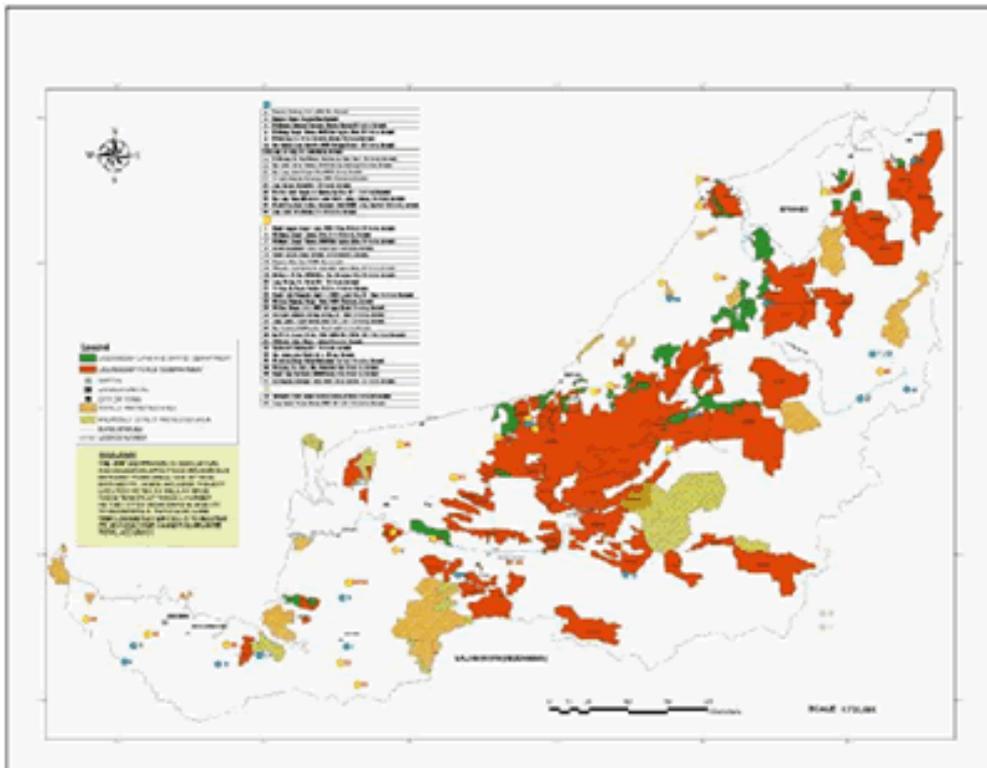


図 4-6 サラワク州の州有地林の分布と先住民族との係争地

出所: SAM 提供の地図、資料を基に作成

#### 4.3.2. 先住民族の権利に関する国連宣言

ここまでマレーシア、特にサラワク州の先住民族の問題に関する懸念を述べているが、国際的な潮流として先住民族の権利や主張を尊重すべしとの傾向が見られる。その一例が 2007 年 9 月 13 日に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」である。この採択には日本やマレーシアを含め 144 カ国が賛成し、反対票はわずか 4 カ国(米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド)と、圧倒的多数の支持を受け国際文書となった。以下、この国連宣言について詳しく分析している上村(2007)を参考に、宣言書においてどのように先住民族の権利を認めているのかを紹介する。

先住民族の権利に関しては、古くは 16 世紀から議論されており、国際的に公式に認識されたのは、1977 年の国連 NGO 主催の会議で採択された「西半球の先住民族国家および人民の防衛のための原則宣言」において先住民族が国際法の主体であり、自己決定権を行使する能力を持つことが明記されたことに遡る。今回の国連宣言の持つ意義は、そうした議論の集大成として『先住民族が自己決定権を行使する国際法の主体であるという原則』が国際的に正式に承認されたことである。

具体的には、第 3 条で『先住民族は自己決定権を有し、この権利に基づき先住民族は自らの政治的地位を決定し、並びにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する』と記すことで、先住民族を「ライツ・ホルダー (rights-holder)」というステークホルダーとは異なり、「人民・民族」と同じ権利を有する地位に押し上げている。

第 25 条では、土地・資源に関する基本原則を示し、先住民族が、所有・占有・使用してきた土地、領土、水域、沿岸海域、その他の資源と民族の精神的つながりを維持、強化する権利を謳っている。これは先住民族個々の所有権が明確ではないから、国有地として編入し、その森林の伐採権を国家が企業に提供するという従来の開発事業のパターンを原則として否定している。第 26 条では、先住民族の土地、領土、資源に関する慣習、伝統、土地保有制度に国家が法的承認や保護を与える義務が明示されており、第 27 条ではこの承認を与える手続きのあり方(公平、独立、中立、公開性のある手続きと先住民族自身の参加)が規定されている。

第 28 条では、先住民族の土地、領土、資源が、「自由で事前の情報に基づいた同意 (FPIC)」なく没収、収奪、占有、使用され、損害が与えられた場合の現状復帰、補償の義務と条件が定められており、この義務は開発プロジェクトにおける事業体にも課せられるものである。また、第 29 条には、先住民族の環境保全に関する権利が規定され、FPIC なしの有害物資の貯蔵および廃棄の禁止、さらに先住民族の環境と健康に関する国家の義務が定められている。

この宣言文により新たな権利設定がなされたわけではないが、例えば、国際開発事業において通常の「国」対「国」という基本関係に、先住民族という「自己決定権」をもった「ライツ・ホルダー」が加わることになる。したがって、事業者にとっては『先住民族と話し合った』というだけでは、配慮を行ったと認められず、むしろ合意をきちんと取らなかったことを「人権侵害」として公式に国際問題化する確率が高まることになり、今後、その影響は決して小さくない。

## 5. まとめ

### 5.1. まとめ

(合法性証明システムについて)

- 伐り株にタグをつけてトレーサビリティを確保できるシステムが構築されている(半島部、サバ州)。
- サラワク州は最小林班までトレースバックできる制度。複数の政府機関が関わり CoC を確立している。
- ただし、制度の考え方として択伐と皆伐を分けることにはなっていない。輸出用丸太と国内向け用丸太とでタグの色を分けている。特に輸出用でヘリコプター集材をされたものに関しては青のタグが付けられることになっている。
- 半島部はほぼ全森林が MTCC 認証材であることを理由に、サバ州は SFMLA の導入やデラマコの FSC 認証取得したことを理由に、「合法性」については問題ないと主張している。持続可能性についてはまだ課題があることを認めている。サラワク州は、山側ではヘリ集材などにより、下流では CoC システムがあるので、「合法性」、「持続可能性」とも問題がないと主張している。
- マレーシアの合法性証明システムについては、半島部、サバ州、サラワク州とも制度のみならず、タグ付けや書類管理など、現場レベルでも履行されており、一定水準で機能しているものと思われる。
- 半島は MTCC、サバは FSC の認証材の実績が少しずつ伸びている。一部では木材価格の上昇も伴い、持続可能な森林経営の実現へ向けた取組みのインセンティブになっている。

(持続可能性のリスクについて)

- 先住民族との係争事例は先住民族側が勝訴する可能性も依然残されている。そうなれば、社会的側面への配慮不足のみならず、その行為が「違法」と認定されることになるため、現在主張されている「合法性」も覆る結果となることに注意が必要である。
- 永久林と州有林の定義とその区別は依然として複雑であり、かつ情報公開不足により、永久林から生産された木材なのか、または合法転換を伴う州有林から生産された木材なのか、さらには民間セクターが伐採権を所有する森林からなのか区別できない。合法ながら一層の森林減少・劣化の一助となる木材購入となる可能性が大きい。
- 環境影響評価や永久林経営の実施状況に対し、市民社会からの数多くの反論、批判等がある。土地の地目変更や伐採権の発布などにおいても問題があるのではないかと、との疑問が残る。
- 依然、インドネシアとの国境沿いの違法木材貿易、密輸問題を懸念する指摘が国際機関や NGO などのみならず、インドネシアの業界からも挙げられている。

### 5.2. 提言

現在、国際木材市場を流通する木材・木材製品は、一定の基準を満たした各種森林認証材を除けば、基本的に生産国独自の判断で「合法」、または「持続可能」とみなされ出荷されている。し

かしながら、各国の政府や生産者が確実に各自の法令を遵守し、森林保全・保護を前提として森林管理、林業経営を行っているのならば、そもそも世界の森林資源の減少・劣化が問題視されることもないと考えられる。

したがって、日本政府、業界、市民ともに、国際社会において要求されているレベルに十分に答えられるよう、独自に一定の合法性／持続可能性に関する基準を持ち、積極的に国際木材市場における違法材や環境負荷の大きな材を排除していく姿勢を示すことが重要である。

そこで、以下の事項を日本政府として取組んでいくことが重要である。

- マレーシア - インドネシア間の密輸は依然問題視する必要がある。合法性の信頼性を高めることで密輸材混入のリスクを低減していくべき。
- 日本の政府木材調達基準において合法性にとどまらず持続可能性の定義を明確にし、人工林造成や他用途転換について、科学的調査結果に基づいた適正な数値目標の公表等をマレーシア政府に要請する。
- 国連宣言を受け、国際社会の合意事項となった「先住民族への配慮」について合意した責任を十分に果たすべく、マレーシア産木材を含む調達する木材に関する十分な社会的配慮を促進。
- EU など、他国の取組み等との連携を模索し、世界木材市場全体の潮流として違法伐採対策を強化。

また、木材取扱業界に対しては、下記が求められる。

- マレーシアの持続可能な森林経営実現のため、積極的な認証材購入による森林経営改善のインセンティブの創出と、サプライヤーへの認証取得支援の提供。
- サプライヤーの適切な択伐生産の努力を促すために、他用途転換のための皆伐や不適切な人工林造成に伴う整理伐によって生産された木材などを排除するように、調達方針策定等により木材の持続可能性についてサプライヤーへ要求。

## 参考・引用文献

### 【和文資料】

- ザイナル・アビディン・ビン・アブドゥル・ワーヒド編, 野村亨訳 (1983) 『マレーシアの歴史』. 山川出版社, 東京.
- 立花敏, 加藤隆, 山本伸幸, 古井戸宏道 (1996) マレーシア・サバ州におけるロイヤリティー制度 - 木材生産に与えた影響. 『アジア経済』, 37-1.
- 地球環境戦略研究機関(IGES) (2007) 主要木材輸出国森林伐採関連法制度調査報告書. (社)全国木材組合連合会編, 『平成 18 年度林野庁補助事業 違法伐採総合対策推進事業 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業』. 違法伐採総合対策推進協議会.
- 地球・人間環境フォーラム (2000) 日経企業の海外活動に当たっての環境対策(マレーシア編). 『平成 11 年度日系企業の海外活動に係る環境配慮動向調査報告書』.
- 地球・人間環境フォーラム (2007) インドネシアにおける合法性証明の実態調査. (社)全国木材組合連合会編, 『平成 18 年度林野庁補助事業 違法伐採総合対策推進事業 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業』. 違法伐採総合対策推進協議会.
- 中澤健一 (2005) 世界の森林環境保全のための国内各層での「フェアウッド」利用推進事業に関するフィージビリティ調査最終報告書. 『平成 16 年度環境省民間活動支援室請負事業報告書』, FoE Japan.
- 中澤健一, 小浜崇宏, 満田夏花 (2004) 『欧州の持続可能な木材調達戦略 - 政府・業界・企業・NGO の取組み』. FoE Japan, 熱帯林行動ネットワーク, 地球・人間環境フォーラム
- 服部浩治 (2007) マレーシアの森林・林業概要. 『第 2 回フェアウッド調達研究会資料(2007 年 8 月開催)』.

### 【英文資料】

- Bulan, R. (2005) Native customary land - The trust as a device for land development in Sarawak. Cooke, F. M. (Eds), *State, communities and forests in contemporary Borneo*. The Australian National University Press.
- Colchester, M., Jiwan, N., Andiko, Sirait, M. Firdaus, A. Y. Surambo, A. Pane, H. (2006) *Promised land – palm oil and land acquisition in Indonesia - implications for local communities and indigenous peoples*. Forest People Programme and Sawit Watch.
- Colchester, M., Pang, W. A., Chuo, W. M., Jalong, T. (2007) *Land is life - Land rights and oil palm development in Sarawak*. Forest People Programme and Sawit Watch.
- Cooke, F. M. (2005) Expanding state spaces using ‘idle’ native customary land in Sarawak. Cooke, F. M. (Eds), *State, communities and forests in contemporary Borneo*. The Australian National University Press.
- Environmental Investigation Agency / Telapak (2004) *Profiting from plunder – How Malaysia smuggles endangered wood*.
- FAO (2006) *Global forest resources assessment 2005*.
- FAO (2007) *State of the world's forest 2006*.
- Forestry Department Peninsular Malaysia (unknown) *Forestry in Peninsular Malaysia*.

- International Tropical Timber Organization (2006) *Status of tropical forest management 2005*.
- JOANGO Hutan (2006) *Forest governance in Malaysia - An NGO perspective*. FERN, UK.
- Kaur, A. (1998) A history of forestry in Sarawak. *Modern Asian studies* 32-1. Cambridge University Press, UK.
- Len, T. S. (2007) Chain of custody for Sarawak – timber tracking procedures. Japan Federation of Wood-Industry Association (Eds.), *Abstracts of International seminar in Tokyo for tackling illegal logging, 2007 – Response of the world to the procurement policies of Japan*.
- Liswanto, D. (2007) Illegal logging in West Kalimantan. *A handout of presentation in public seminar in Tokyo in November 2007*.
- Malaysian Timber Council (2006a) *Fact sheets – Forestry & environment*.  
 --- (2006b) *Briefing note (Consultation in Kuala Lumpur on 27 March 2006)*.  
 --- (2007a) *Malaysia's response to forestry and timber related questions*.  
 --- (2008) *Efforts in combating illegal logging in Malaysia – Issues and strategies*.
- Ministry of Plantation Industries and Commodities (2006) *Statistics on commodities*.
- Oliver, R. (2007) Producer country - Malaysia. Timber Trade Federation (Eds.), *Briefing pack - Changing international markets for timber - What Malaysia producers can do (Timber trade forums in Kuala Lumpur, Kuching and Kota Kinabalu in January 2007)*.
- Sabah Forestry Department (2006) *Annual report 2005*.
- Sahabat Alam Malaysia (2005) *Malaysian environment in crisis*.  
 --- (2007) *Press statement, 27 August 2007*.
- Sarawak Timber Industry Development Corporation (2006a) *Briefing note (Consultation in Kuching in March 2006)*.  
 --- (2006b) *Native customary laws and native rights over land in Sarawak*.
- Stern, N. (2006) *Stern Review on the Economics of Climate Change*.
- Telapak (2007) Current Status on Trade of Ramin and Merbau from Indonesia. *A handout of presentation in public seminar in Tokyo in June 2007*.
- Wells, A. (2006) *Systems for verification of legality in the forest sector, Malaysia – Domestic timber production and timber imports - A case study for the VERIFOR programme*.
- White et al (2006). *Responsible purchasing of forest products* second edition, WWF International.

## 付録

(表 1) 各地域における林業、木材、野生生物保護区などの所管機関とその根拠となる法規一覧

	半島	サバ	サラワク
林業	Ministry of Natural Resources & Environment	Chief Minister's Office (Department of Natural Resources)	Ministry of Planning & Resource Management
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Forestry Department Peninsular Malaysia (FDPM)</li> <li>➢ National Forestry Act(1984)</li> <li>➢ Wood-based Industries Act(1984)</li> <li>• Forest Research Institute Malaysia (FRIM)</li> <li>➢ Malaysian Forestry Research &amp; Development Board Act(1985)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Sabah Forestry Department</li> <li>➢ Forest Enactment(1968)</li> <li>• Sabah Forest Development Authority (SAFODA)</li> <li>➢ Sabah Forestry Development Authority Enactment(1981)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Forest Department Sarawak</li> <li>➢ Forests Ordinance(1958)</li> <li>• Sarawak Forestry Corporation (SFC)</li> <li>➢ Sarawak Forestry Corporation Ordinance(1995)</li> </ul>
木材	Ministry of Plantation Industries & Commodities	Chief Minister's Office	Ministry of Planning & Resource Management
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Malaysian Timber Industry Board (MTIB)</li> <li>➢ Malaysian Timber Industry Board Corporation Act(1973)</li> <li>• Malaysian Timber Council (MTC)</li> <li>• Malaysian Timber Certification Council (MTCC)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Malaysian Timber Industry Board Corporation Act(1973)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Sarawak Timber Industry Development Corporation (STIDC)</li> <li>➢ Sarawak Timber Industry Development Corporation Ordinance(1973)</li> </ul>
生物多様性, 国立公園 & 野生生物保護区	Ministry of Natural Resources & Environment	Chief Minister's Office (Department of Natural Resources)	Ministry of Planning & Resource Management
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Department of Wildlife &amp; National Parks</li> <li>➢ Protection of Wildlife Act(1972)</li> <li>➢ National Parks Act(1980)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Sabah Wildlife Department</li> <li>➢ Wildlife Conservation Enactment(1997)</li> <li>➢ Sabah Biodiversity Enactment(2000)</li> <li>• Sabah Parks</li> <li>➢ Parks Enactment(1984)</li> <li>• State Cultural Heritage Council</li> <li>➢ Cultural Heritage Conservation</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Forest Department Sarawak</li> <li>➢ Wildlife Protection Ordinance(1998)</li> <li>• Sarawak Forestry Corporation</li> <li>➢ Wildlife Protection Ordinance(1998)</li> <li>➢ National Parks &amp; Nature Reserves Ordinance(1998)</li> <li>• Sarawak Biodiversity</li> </ul>

		Enactment(1997)	Council ➤Biodiversity Centre Ordinance(1997)
環境(Physical Environment)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Water Act(1920)</li> <li>• Land Conservation Act(1960)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Drainage &amp; Irrigation Ordinance(1956)</li> <li>• Water Resources Enactment(1998)</li> <li>• Water Supply Enactment(2003)</li> <li>• Conservation of Environment Enactment(1996)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Sarawak Rivers Ordinance(1993)</li> <li>• Water Ordinance(1994)</li> <li>• Natural Resources &amp; Environment Ordinance(1993)</li> </ul>

出所: マレーシア木材協議会資料(2006)

(表2) 森林関連法規の制定、改正に関する簡易年表

年	連邦 / 半島	サバ州	サラワク州
1953	半島部独立		
1954			サラワク森林法制定
1963	マレーシア連邦誕生		
1968		サバ森林法制定	
1972	国家林業協議会設立		
1974	環境改善法(EQA)制定		
1978	国家林業政策制定		
1984	国家林業法(NFA)制定		
1985	環境改善法改正		
1987	環境影響評価(EIA)導入		
1993	国家林業法改正		サラワク森林法改正
1997		SFMLA 制度導入	

出所: マレーシア木材協議会資料(2006, 2007)、服部(2007)、Oliver(2007)などから作成

林野庁補助事業

合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業  
インドネシア・マレーシアにおける合法性証明の実態調査報告書

2008年(平成20年)3月

社団法人全国木材組合連合会

〒100 - 0004 東京都千代田区永田町 2 - 4 - 3 永田町ビル6F

Tel03 - 3580 - 3215 Fax03 - 3580 - 3226

URL <http://www.zenmoku.jp>